

官報号外

昭和二十八年三月十二日

○第十五回 衆議院会議録第三十九号附録

滞なく、当該保険関係に関する事項を運輸大臣に通知しなければならない。通知した事項に変更を生じたときも、同様とする。

(保険事故発生の通知)
第十一条 組合は、組合が負担した危険の発生によって損害が生じたと認めるときは、運輸省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を運輸大臣に通知しなければならない。

第十四条 運輸大臣は、この法律に規定する再保険事業の健全な経営を確保するため必要があると認めるとときは、組合に対し、その事業に關し、報告を求め、又は帳簿書類の提出を命ずることができる。

(報告等)

第十五条 運輸大臣は、この法律に規定する再保険事業の健全な経営を確保するため必要があると認めるとときは、その職員に、組合の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他業務に關係のある物件を検査させることができる。

(検査)

[参照] 海事代理士法の一部を改正する法律

海事代理士法(昭和十六年法律)

第三十二条の一部を次のように改正する。

海事代理士法(昭和十六年法律)

第三十二条の一部を次のように改

正する。

第一条中「対価を得て」を削り、「並びに」を「及び」に、「書類の作製をし、及び相談に応する」を「書類の作製をする」に改める。

第五条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 運輸大臣は、前項の相当的地位及び海事代理士の業務について広い経験を有する者を選定する場合において、海事代理士の共通の利益の増進を目的とする団体があるときは、運輸省令の定めるところによりその選定についてその団体の意見を徴さなければならない。

第十七条第一項中「対価を得て、」を削る。

別表第二中「四 船舶職員法(明治二十九年法律第六十八号)」を「四

船舶職員法(昭和二十六年法律第百四十九号)」に改め、第五号の三、第六号及び第十号を削り、第七号を第六号とし、以下一号ずつ繰り上げ

第四条 再保険金額は、保険金額の百分の七十とする。

昭和二十八年二月十二日 来議院会議録第三十九号附録

この法律は、公布の日から施行する。
附 則

この法律は、公布の日から施行す

る。

木船再保険法案

(この法律の目的)

第一条 この法律は、政府が、木船相互保険組合(船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第百七十七号)第二条第二項に定める木船相互保険組合をいう。以下「組合」という。)が同法の規定による保険事業によつてその組合員に対して負う保険責任を再保険し、もつて組合の健全な経営を確保することを目的とする。

第二条 政府は、組合が船主相互保険組合法の規定による保険事業によつてその組合員に対して負う保険責任を再保険するものとする。(再保険の成立)

第三条 政府と組合との間の再保険関係は、組合とその組合員との間の保険関係の成立により、その成立の時において、成立する。

(再保険金額)

第四条 再保険金額は、保険金額の

(再保険料率)
第五条 再保険料率は、組合の保険料率に政令で定める割合を乗じたものとする。

2 前項の割合は、すべての組合の保険料の合計額から組合の通常の事務費の合計額を控除した額とすべき組合の保険料の合計額との割合を基準として定める。

(政府の支払うべき再保険金額)

第六条 政府が支払うべき再保険金額は、組合が支払うべき保険金の金額の百分の七十とする。

(再保険料の分割納付)

第七条 政府は、組合が、当該組合の定款で定めるところにより組合員から保険料を分割して徴収するときは、その徴収する当該保険料に対応するように再保険料を分割して納付させてよい。

(再保険料の払いもどし)

第八条 政府は、組合が、その組合の定款で定めるところにより保険料の払いもどしをしたときは、政令で定めるところにより、その組合に對し、再保険料の一部を払いもどすことができる。

(保険関係に関する事項の通知)

第九条 組合は、その組合員との間に保険関係が成立したときは、運

(再保険の免責)
第十一条 左の場合には、政府は、再保険金の全部又は一部につき支払の責を免かれる。

1 組合が法令又は定款に違反して保険金を支払ったとき。

2 組合が損害額を不当に認定して保険金を支払つたとき。

3 組合が不正の目的をもつて、前条の規定による通知を怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

(組合が委付等により取得した権利)

第十二条 政府が組合に対し再保険金を支払おうとする場合において、組合が当該保険関係に係る委付又は代位により取得した権利があるときは、運輸大臣は、その一切の権利の適正な行使が行われるように、その行使の方法について審査しなければならない。

(再保険事業に関する事務費の繰入)

第十六条 政府は、この法律に規定する再保険事業の業務の執行に要する経費に相当する金額を、毎会計年度、予算で定めるところにより一般会計から木船再保険特別会計に繰り入れるものとする。

(短期時効)

第十七条 再保険金の支払の義務及び再保険料の払いもどしの義務は二年、再保険料の支払の義務は一年を経過したときは、時効によつて消滅する。

(審査の請求)

第十八条 組合は、再保險に關する政府の処分につき不服があるときは、運輸大臣に対し、審査の請求をすることができる。

2 前項の規定による審査の請求が

あつたときは、運輸大臣は、木船再保險審査会の審査を経て裁決する。

3 第一項の審査の請求が、時効の中斷に關しては、裁判上の請求とみなす。

(木船再保險審査会)

第十九条 運輸省に、木船再保險審査会を置く。

2 木船再保險審査会は、前条第二項の規定によりその権限に屬する事項を處理する。

3 員四人をもつて組織する。

委員は、左に掲げる者につき運輸大臣が任命する。

1 大蔵省の職員 一人

2 運輸省の職員 一人

3 組合の役員 一人

4 学識経験のある者 一人

5 委員は、非常勤とする。

前項に規定するもの以外、木船再保險審査会の委員及び運営に關し必要な事項は、運輸省令で定める。

(罰則)

第二十一条 左の各号の一に該当する場合においては、その行為をした組合の役員、使用人又は代理人は、三万円以下の罰金に処する。

第一項の規定による報告をせず、若しくは偽書類を提出せば、又は虚偽の報告をして、若

しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出したとき。

二 第十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

4 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第九号ノ五の次に次の二号を加える。

九ノ六 木船相互保険組合ノ発

スル證書、帳簿

「百隻以上」を

「百隻以上(木船相互保険組合にあつては三百隻以上)」に改める。

第四条第一項第十五号の三の次に次の二号を加える。

十五の四 木船相互保険組合の設立を認可し、及び木船再保

険事業を行うこと。

第二十三条第一項第七号を次の

ように改める。

七 木船相互保険組合の設立の認可及び木船再保険事業に関

する事項の次に次の二号を加え

る。

第五十四条に次の二号を加え

る。

木船再保

運輸大臣の詰問に応じ木船再保

険審査会

に係る事項の次に次の二号を加え

る。

第八条第一項の表中水先審

議会の項の次に次の二号を加え

る。

第五十四条に次の二号を加え

る。

大蔵大臣は、第十六条第二項

第三号に掲げる書類に定めた事項のうち保険料に關する事項(木船相互保険組合に關するものに限る)について、同条第四項の規定により変更の認可をし、又は第五十二条の規定により変更の命令をしようとすると

きは、あらかじめ、運輸大臣に協議しなければならない。

第三条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

4 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改

正する。

第三条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

ム

第三条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

ム

標準報酬ノ等級	標準報酬		報酬 月額
	月額	日額	
第一級	三万円	100円	三万円未満
第二級	四千円	140円	三万円以上四万円未満
第三級	四千円	140円	四万円以上五万円未満
第四級	六千円	200円	五万円以上六万円未満
第五級	七千円	210円	六万円以上七万円未満
第六級	八千円	220円	七万円以上八万円未満
第七級	九千円	230円	八万円以上九万円未満
第八級	一万円	250円	九万円以上一〇万円未満
第九級	一万円	250円	一〇万円以上一一万円未満
第十級	一万円	250円	一一万円以上一二万円未満
第十一級	一万円	250円	一二万円以上一三万円未満
第十二級	一万円	250円	一三万円以上一四万円未満
第十三級	一万円	250円	一四万円以上一五万円未満
第十四級	一万円	250円	一五万円以上一六万円未満
第十五級	一万円	250円	一六万円以上一七万円未満
第十六級	一万円	250円	一七万円以上一八万円未満
第十七級	一万円	250円	一八万円以上一九万円未満
第十八級	一万円	250円	一九万円以上二〇万円未満
第十九級	一万円	250円	二〇万円以上二一五〇円未満
第二十級	一万円	250円	二一五〇円以上二三〇〇円未満

標準報酬ノ等級	標準報酬		報酬 月額
	月額	日額	
第一級	三万円	100円	三万円未満
第二級	四千円	140円	三万円以上四万円未満
第三級	四千円	140円	四万円以上五万円未満
第四級	六千円	200円	五万円以上六万円未満
第五級	七千円	210円	六万円以上七万円未満
第六級	八千円	220円	七万円以上八万円未満
第七級	九千円	230円	八万円以上九万円未満
第八級	一万円	250円	九万円以上一〇万円未満
第九級	一万円	250円	一〇万円以上一一万円未満
第十級	一万円	250円	一一万円以上一二万円未満
第十一級	一万円	250円	一二万円以上一三万円未満
第十二級	一万円	250円	一三万円以上一四万円未満
第十三級	一万円	250円	一四万円以上一五万円未満
第十四級	一万円	250円	一五万円以上一六万円未満
第十五級	一万円	250円	一六万円以上一七万円未満
第十六級	一万円	250円	一七万円以上一八万円未満
第十七級	一万円	250円	一八万円以上一九万円未満
第十八級	一万円	250円	一九万円以上二〇万円未満
第十九級	一万円	250円	二〇万円以上二一五〇円未満
第二十級	一万円	250円	二一五〇円以上二三〇〇円未満

標準報酬ハ毎年八月一日現ニ使用

セラル事業所又ハ事務所(以下

テ使用セラレタル期間ニ限ルモノ

トシ且報酬支払ノ基礎トナリタル

案 健康保険法の一部を改正する法律

案 健康保険法の一部を改正する法律

三月間(其ノ事業所ニ於テ繫統シ

日数二千日未満ノ月アリタルトキハ其ノ月ヲ除クニ受ケタル報酬シテ得タル額ヲ報酬月額トシテ保険者之ヲ決定シ其ノ標準報酬ハ十日一日ヨリ翌年九月三十日迄ノ標準報酬トス

被保險者ノ資格ヲ取得シタル際ニ於ケル標準報酬ハ前項ノ規定ニ拘らず左ノ各号ニ規定スル額ヲ報酬月額トシテ保険者之ヲ決定シ其ノ標準報酬ハ被保險者ノ資格ヲ取得符シタル日ヨリ其ノ年ノ九月三十日(七月一日ヨリ十二月三十一日迄)迄ノ間ニ被保險者ノ資格ヲ取得シタル者ニ付テハ翌年九月三十日迄ノ標準報酬トス

一月、週其ノ他一定期間ニ依り報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ノ現在於ケル標準報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ総日数ヲ以テ除シテ得タル額ノ三十倍ニ相当スル額

二日、時間、移高又ハ請負ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ノ現在於ケル標準報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ総日数ヲ以テ除シテ得タル額

三 前二号ノ規定ニ依り算定シ難キモノニ付テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日前ニ其ノ地方ニ於テ同様ノ業務ニ從事シ報酬ノ額ヲ平均シタル額

四 前各号ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受タル場合ニ於テハ其ノ各ル報酬ノ額

五 付前各号ノ規定ニ依リ算定シ

前二項ノ規定ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ被保險者ノ資格ヲ取得符シタル日ヨリ其ノ年ノ九月三十日迄ノ標準報酬トス

前項ノ規定ニ依リ改定セラレタル標準報酬ハ其ノ年ノ九月三十日(八月ヨリ十二月迄ノ各月ヨリ改定セラレタルモノニ付テハ翌年九月三十日)迄ノ標準報酬トス

七月一日ヨリ八月一日迄ノ間ニ被保險者ノ資格ヲ取得シタル者ニ付テハ其ノ年ニ限リ第二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ八月ヨリ十月迄ノ各月ヨリ標準報酬ヲ改定セラレ又ハ改定セラレベキ被保險者ニ付亦同ジ

被保險者ノ報酬月額ガ第二項乃至第四項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ之等ノ規定ニ依リテ算定シタル額ガ著シク不当ナルトキハ之等ノ規定ニ拘ラズ被保險者ニ於テ之ヲ算定ス

被保險者が健康保険組合ナル場合ニ於テハ前項ノ算定方法ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ

同時ニ二以上ノ事業所ニ於テ報酬ヲ受タル者ニ付報酬月額ヲ定ムル場合ニ於テハ各事業所ニ付第二項

前二項ノ規定ノ合算額マリタル事業所ニ於テ継続シタル三月間(各月ニ於テ報酬支払ノ基礎ト為リタル日数二十日以上ナルコトヲ要ス)ニ受ケタル報酬ノ総額ヲ其ノ月数ヲ以テ除シテ得タル額ヲ標準報酬ニ付テハ前各項ノ規定ニ拘ラズ引続キ從前ノモノニ依ル

第三条ノ二を削る。

第十三条中「事業所」(事務所ヲ含ム)以下同ジ又ハ「事務所」を「事業所」に改め、同条第一号に次のように加える。

(ヨ) 土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又ハ其の準備ノ事業

(カ) 疾病ノ治療、助産其ノ他医療ノ事業

(ク) 教育、研究又ハ調査ノ事業

(ワ) 通信又ハ報道ノ事業

(タ) 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)ニ定ムル社会福祉事業及更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三号)ニ定ムル更生保護事業

第五十七条ノ三第二号中「二年」を「三年」に改める。

1 この法律は、昭和二十八年六月一日から施行する。但し、第五十七条ノ三の改正規定及び附則第六項の規定は、同年十一月一日から同年三十日までの間に改正後の第十三条第一号(ヨ)からタ(まで)の規定によつて被保險者の資格を取得した者については、昭和二十八年に限り、第三条第二項の規定は適用する。

2 昭和二十八年六月一日から同年三十日までの間に改正後の第十三条第一号(ヨ)からタ(まで)の規定によつて被保險者の資格を取得した者は、昭和二十八年六月一日以前に二年を経過したものに關する保険給付の支給については、第五十七号ノ三の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 昭和二十八年七月一日から同年三十日までの間に第十三条第一号(ヨ)からタ(まで)の規定によつて被保險者の資格を取得した者は、その者が同年十月一日に被保險者の資格を取得したものとみなして、第三条第三項の規定を適用する。

4 昭和二十八年六月一日から同年三十日までの間に改正後の第十三条第一号(ヨ)からタ(まで)の規定によつて被保險者の資格を取得した者については、昭和二十八年に限り、第三条第二項の規定は適用しない。

5 昭和二十八年六月一日から同年三十日までの間に改正後の第十三条第一号(ヨ)からタ(まで)の規定によつて被保險者の資格を取得した者は、保険給付及び費用の負担については、同年十月一日以前に二年を経過したものに關する保険給付の支給については、第五十七号ノ三の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

厚生年金保険法の一部を改正する法律案

厚生年金保険法の一部を改正する法律

厚生年金保険法(昭和十六年法律第六十号)の一部を次のよう

に改める。

第四条 標準報酬ハ被保險者ノ報酬月額ニ基キ左ノ区分ニ依リ之ヲ定ム

標準報酬等級	標準報酬月額	報酬月額
第一級	三,〇〇〇円	三,〇〇〇円未満
第二級	四,〇〇〇円	三,五〇〇円以上四,〇〇〇円未満
第三級	五,〇〇〇円	四,五〇〇円以上五,〇〇〇円未満
第四級	六,〇〇〇円	五,五〇〇円以上六,〇〇〇円未満
第五級	七,〇〇〇円	六,五〇〇円以上七,〇〇〇円未満
第六級	八,〇〇〇円	七,五〇〇円以上

昭和二十八年三月十二日 楽議院会議録第三十九号附録

標準報酬ハ毎年八月一日現ニ使用セラル事業所又ハ事務所(以下単ニ事業所ト称ス)ニ於テ同日前三月間(其ノ事業所ニ於テ概統シテ使用セラレタル期間ニ限ルモントシ且報酬支払ノ基礎ト為リタル日数二十日未満ノ月アリタルトキハ其ノ月ヲ除ク)ニ受ケタル報酬ノ總額ヲ其ノ期間ノ月数ヲ以テ除シテ得タル額ヲ報酬月額トシテ行政府之ヲ決定シ其ノ標準報酬ハ十月一日ヨリ翌年九月三十日迄ノ標準報酬トス

被保險者ノ資格ヲ取得シタル際ニ被保險者ノ資格ヲ取得シタル際ニ被保險者ノ資格ヲ取得シタル際ニ被保險者ノ資格ヲ取得シタル際ニ被保險者ノ資格ヲ取得シタル際ニ被保險者ノ資格ヲ取得シタル際ニ被保險者ノ資格ヲ取得シタル際ニ被保險者ノ資格ヲ取得シタル際ニ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日数左ノ各号ニ規定スル額ヲ報酬月額トシテ行政府之ヲ決定シ其ノ標準報酬ハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ヨリ其ノ年ノ九月三十日(七月一日ヨリ十二月三十日)迄ノ標準報酬トス

タル者ニ付テハ翌年九月三十日(七月一日ヨリ十二月三十日)迄ノ標準報酬ハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル者ニ付テハ翌年九月三十日(七月一日ヨリ十二月三十日)迄ノ標準報酬トス

一月、週其ノ他定期間ニ依リタル者ニ付テハ翌年九月三十日(七月一日ヨリ十二月三十日)迄ノ標準報酬トス

在ニ於ケル報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ總日数ヲ以テ除シテ得タル額ノ三十倍ニ相当スル額

二日、時間、稼高又ハ請負ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル者ニ付テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ノ三十日間ニ現ニ使用セラル事業ニ於テ同様ノ業務ニ従事シ従事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ガ受ケタル報酬ノ額

三前二号ノ規定ニ依リ算定シタル額ガ著シク不当ナルトキハ之等ノ規定ニ拘ラズ行政府ニ於テ之ヲ算定ス

ヲ取得シタル日前一月間ニ其ノ

地方ニ於テ同様ノ業務ニ従事シ同様ノ報酬ヲ受クル者ガ受ケタル報酬ノ額ニ付前各号ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各号ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

四前各号ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受クル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各号ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

前二項ノ規定ニ依リ標準報酬ノ定マリタル被保險者ニ付現ニ使用セラル事業所ニ於テ概統シタル三月間(各月ニ於テ報酬支払ノ基礎ト為リタル日数二十日以上ナルコトヲ要ス)ニ受ケタル報酬ノ總額ヲ其ノ月数ヲ以テ除シテ得タル額ヲ其ノ月数ヲ以テ除シテ得タル額ヲ其ノ月数ヲ以テ除シテ得タル額ヲ其ノ月数ヲ以テ除シテ得タル額トシテ其ノ著シキ高低ヲ生ジタル月報酬月額ニ比シ著シキ高低ヲ生ジタル場合ニ於テ行政府必要アリト認ムルトキハ其ノ額ヲ報酬月額トス

第五条ノ規定ニ依リ改定シタル日ノ屬スル月ノ翌月(改定シタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月)ヨリノ標準報酬トス

第六条ノ二を削る。

第十六条中「事業所」(事務所ヲ含ム)「事業所」に改め、同条第一号に次のように加える。
 (ワ)土木、建築其ノ他工作物ノ建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又ハ其ノ準備ノ事業
 (カ)教育、研究又ハ調査ノ事業
 (カ)疾病ノ治療、助産其ノ他医療ノ事業
 (メ)通信又ハ報道ノ事業

3昭和二十八年七月一日から同年九月三十日までの間に第十六条第一号(から)まで若しくは第二号、第十六条ノ三又は第十七条の規定によつて被保險者の資格を得た者の同年九月三十日までの標準報酬については、第四条の改正規定にかかわらず、なお從前の例によつては、第四条の改正規定にかかわらず、なお從前の例によつる。

4昭和二十八年六月一日から同年九月三十日までの間に改正後の第十六条第一号(から)まで二年を経過したものとのみなして第四条第三項の規定を適用する。

5昭和二十八年六月一日から同年九月三十日までの間に改正後の第十六条第一号(から)まで二年を経過した者については、昭和二十八年に於て被保險者の資格を得たものとみなして第四条第三項の規定を適用する。

6昭和二十八年十月一日前に第二號引続キ從前ノモノニ依ル但シ行政府ハ其ノ者ノ申請アリタルトキハ其ノ申請ニ依リ其ノ者ノ標準報酬月額ヲ其ノ額ヨリ低額ノ標準報酬月額ニ改定ス

第七条第一項の改正規定及び附則第七項の規定は同年十一月一日から施行する。

第十六条规定(二号(から)まで)の規定によつて被保險者の資格を得た者は、保険給付及び費用の負担に関する規定の適用について

は、同年七月三十一日までの間は、被保險者とならなかつたものとみなす。

7被保險者又は被保險者であつた者の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病であつて、その疾病又は負傷及びこれにより発した疾病を受けた日(健康保険の被保險者たる被保險者にあつては、健康保険法による療養の給付を受けた日)から起算して、昭和二十八年十一月一日前に二年を経過したものに關する保険給付の支給については、第三十六条第一項の改正規定にかかるらず、なお從前の例による。

8被保險法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を改正する法律案

第十六条规定(二号(から)まで)の規定によつて被保險者の資格を得た者については、昭和二十八年に於て被保險者の資格を得たものとみなして第四条第三項の規定を適用する。

9被保險法(昭和二十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。第七条第一項中「二年以内」を「(タ)」に改める。

10第十六条第一項中「二年以内」を「(タ)」に改める。

11被保險法(昭和二十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

三 前各号の施設以外の施設で厚生省令で定めるものの設備に必要な資金

(国の貸付金の条件)

第三条 前条の規定による国の貸付けの利率その他の条件は、左の各号に定めるところによる。

一 利率 年三分

二 貸付期間 七年(据置期間を含む)

三 債還方法 五年元本均等償還

2 前項第二号の据置期間は、貸付をした日から二年間とする。

3 前条の規定による国の貸付金の貸付を受けた都道府県が、貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき、償還金の支払を怠つたとき、又は貸付契約の条項に違反したときは、政府は、当該都道府県に対しても、国の貸付金の全部又は一部の一時償還を請求することができる。

(都道府県の貸付)

第四条 第二条の規定による国の貸付金の貸付を受けた都道府県は、各号に掲げる資金を貸し付ける場合には、一組合当たりの貸付の限度及び利率その他の貸付条件について、厚生省令で定めるところに従わなければならぬ。但し、国から貸付を受けた貸付金の二倍の額をこえて貸し付ける場合においては、そのこえる部分については、この限りでない。

三 前各号の施設以外の施設で厚生省令で定めるものの設備に必要な資金

(国の貸付金の条件)

第三条 前条の規定による国の貸付けの利率その他の条件は、左の各号に定めるところによる。

一 利率 年三分

二 貸付期間 七年(据置期間を含む)

三 債還方法 五年元本均等償還

2 前項第二号の据置期間は、貸付をした日から二年間とする。

3 前条の規定による国の貸付金の貸付を受けた都道府県が、貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき、償還金の支払を怠つたとき、又は貸付契約の条項に違反したときは、政府は、当該都道府県に対して、国の貸付金の全部又は一部の一時償還を請求することができる。

附則
1 (施行期日) この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。
(厚生省設置法の一部改正)
2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百一十一号)の一部を次のように改正する。
第五条中第五十四号の次に次の二号を加える。
五十四の二 消費生活協同組合資金の貸付に関する法律(昭和二十八年法律第一号)の定めるところにより、都道府県に資金を貸し付けること。
第十二条中第八号の次に次の二号を加える。
八の二 消費生活協同組合資金の貸付に関する法律を施行すること。

附則
1 (施行期日) この法律は、昭和二十八年三月六日から施行する。
2 (附則) 参議院議長 大野伴陸殿
参議院議長 佐藤 尚武
衆議院議長 大野伴陸殿
衆議院議長 佐藤 尚武
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十八年三月九日
参議院議長 佐藤 尚武
衆議院議長 大野伴陸殿
衆議院議長 佐藤 尚武
右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

附則
1 (施行期日) この法律は、昭和二十八年三月九日から施行する。
2 (附則) 参議院議長 佐藤 尚武
衆議院議長 大野伴陸殿
衆議院議長 佐藤 尚武
右の本院提出案をここに送付する。
昭和二十八年三月九日
参議院議長 佐藤 尚武
衆議院議長 大野伴陸殿
衆議院議長 佐藤 尚武
右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

附則
1 (施行期日) この法律は、昭和二十八年三月九日から施行する。
2 (附則) 参議院議長 佐藤 尚武
衆議院議長 大野伴陸殿
衆議院議長 佐藤 尚武
右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

三 前各号の施設以外の施設で厚生省令で定めるものの設備に必要な資金

(国の貸付金の条件)

第三条 前条の規定による国の貸付けの利率その他の条件は、左の各号に定めるところによる。

一 利率 年三分

二 貸付期間 七年(据置期間を含む)

三 債還方法 五年元本均等償還

2 前項第二号の据置期間は、貸付をした日から二年間とする。

3 前条の規定による国の貸付金の貸付を受けた都道府県が、貸付金を貸付の目的以外の目的に使用したとき、償還金の支払を怠つたとき、又は貸付契約の条項に違反したときは、政府は、当該都道府県に対して、国の貸付金の全部又は一部の一時償還を請求することができる。

附則
1 (施行期日) この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。

(厚生省設置法の一部改正)
2 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百一十一号)の一部を次のように改正する。
第五条中第五十四号の次に次の二号を加える。

五十四の二 消費生活協同組合資金の貸付に関する法律(昭和二十八年法律第一号)の定めるところにより、都道府県に資金を貸し付けること。

第十二条中第八号の次に次の二号を加える。

八の二 消費生活協同組合資金の貸付に関する法律(昭和二十八年法律第一号)の定めるところにより、都道府県に資金を貸し付けること。

医師国家試験予備試験の受験資格の特例に関する法律(昭和二十四年法律第二百七十二号)の一部を次のよう改正する。

(明治三十六年勅令第六十一号)による修業年限四年の医学専門学校における修業年限四年の医学専門学校において、第四学年の課程を修了した者」を加える。

「並びに」を、「又は満

及格した者」の下に「及び旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による修業年限四年の医学専門学校における修業年限四年の医学専門学校において、第四学年の課程を修了した者」を加える。

第七章 雜則(第五十九条～第六十三条)
第八章 罰則(第六十四条～第七十五条)
附則
第一章 総則
第一条 この法律は、麻薬が医療及び学術研究以外の用途に使用されることによつて生ずる保健衛生上の危害を防止するため、その輸入、輸出、製造、製剤、譲渡、譲受、所持等について必要な取締りを行うことを目的とする。

(用語の定義)
第二条 この法律において左の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 麻薬 別表に掲げる物をいう。
二 家庭麻薬 别表第二十四号但書に規定する物をいう。

三 麻薬取扱者 麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者、麻薬元卸売業者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理業者及び麻薬研究者をいう。
四 麻薬営業者 麻薬施用者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬管理業者及び麻薬研究者以外の麻薬取扱者をいう。
五 麻薬輸入業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を輸入することを業とする者をいう。
六 麻薬輸出業者 厚生大臣の免許を受けて、麻薬を輸出することを業とする者をいう。

七 麻薬製造業者 厚生大臣の免許を受けて、疾病の治療の

許を受けて、麻薬を製造することと(麻薬を精製すること及び麻薬に化学的変化を加えて他の麻薬にすること)を含む。以下同じ。

と(麻薬に化学的変化を加えたことで他の麻薬にすること)をいふ。但し、調剤を除く。以下同じ。

と(他人から譲り受けた麻薬を小分けすること)を業とする者をいふ。以下同じ。)を業とする者をいふ。

目的で、業務上麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付する者をいう。

十四 麻薬管理者 都道府県知事の免許を受けて、麻薬診療施設で施用され、又は施用のため交付される麻薬を業務上管理する者をいう。

十五 麻薬研究者 都道府県知事の免許を受けて、学術研究のために、麻薬原料植物を栽培し、又は麻薬を製造し、若しくは使用する者をいう。

十六 業務所 麻薬取扱者が業務上又は研究上麻薬を取り扱う店舗、製造所、製剤所、薬局、病院、診療所(医療法昭和二十三年法律第二百五号)第五条第一項に規定する医師又は歯科医師の住所を含む。以下同じ。、家畜診療施設(往診のみ)によって家畜の診療に従事する獣医師の住所を含む。以下同じ。及び研究施設をいう。但し、同一の都道府県の区域内にある二以上の病院、診療所若しくは家畜診療施設又は研究施設で診療又は研究者については、主として病院、診療所若しくは家畜診療施設又は研究者について、主として病院、診療又は研究に従事する病院、診療所若しくは家畜診療施設又は研究施設のみを業務所とする。

十七 麻薬診療施設 麻薬使用者が診療に従事する病院、診療所及び家畜診療施設をい。

十八 麻薬研究施設 麻薬研究者が研究に従事する研究施設をい。

(第二章 免許)
第三条 麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者の免許は、厚生大臣が、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬使用者、麻薬管理者又は麻薬研究者をい。業務所ごとに行う。それぞれ業務所ごとに行う。免許を受けることができない。

2 左に掲げる者でなければ、免許を受けたことができない。
一 麻薬輸入業者の免許について
は、薬事法(昭和二十三年法律第百九十七号)の規定により医薬品の輸入販売業の登録を受けている者。

二 麻薬輸出業者の免許について
は、薬事法の規定により医薬品の製造業又は販売業の登録を受けている者。

三 左の各号の一に該当する者には、免許を手えないことができる。

一 第五十一条第一項の規定により免許を取り消され、取消の日から三年を経過していない者

二 この法律若しくは大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)に違反する罪又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二篇第四十一条に定める罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過していない者

三 禁治産者

四 精神病者又は麻薬若しくは大麻の中毒者

五 法人又は団体であつて、その業務を行なう役員のうちに前各号の一に該当する者があるもの

六 麻薬取扱者は、當該免許の有効期間中に当該免許に係る業務又は所における麻薬に関する業務又は研究を廃止したときは、十五日以内に、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬使用者、麻薬管理者又は麻薬研究者にあつては厚生大臣に、麻薬卸売業者にあつては厚生大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬使用者、麻薬管理者又は麻薬研究者にあつては都道府県知事に、免許証を添えてその旨を届け出なければならない。

七 麻薬管理者の免許について
は、医師、歯科医師又は獣医師で定める事項を記載しなければならない。

八 麻薬研究者の免許について
は、医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師

九 麻薬研究施設の免許について
は、前条の規定により麻薬取扱者は、前条の規定により薬局の登録を受けている者

(第三章 免許の有効期間)
第五条 麻薬取扱者の免許の有効期間は、免許の日からその年の十二月三十一日までとする。
3 免許権は、他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

六 麻薬使用者の免許について
は、医師、歯科医師又は獣医師で定める事項を記載しなければならない。

七 麻薬管理者の免許について
は、医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師

八 麻薬研究者の免許について
は、学術研究上麻薬原料植物を栽培し、又は麻薬を製造し、若しくは使用することを必要とする者

9 左の各号の一に該当する者には、免許を手えないことができる。

一 第五十一条第一項の規定により免許を取り消され、取消の日から三年を経過していない者

二 この法律若しくは大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)に違反する罪又は刑法(明治四十年法律第四十五号)第二篇第四十一条に定める罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過していない者

三 当該麻薬取扱者が第三条第二項各号の資格を欠くに至つたとき。

4 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

第六条 麻薬取扱者の免許は、その有効期間が満了したとき、及び第五十一条第一項の規定により取り消されたときのほか、左の各号の一に該当するときは、その効力を失う。

7 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

8 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

9 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

10 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

(第四章 免許の返納)
第七条 麻薬取扱者は、當該免許の有効期間中に当該免許に係る業務又は所における麻薬に関する業務又は研究を廃止したときは、十五日以内に、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬使用者、麻薬管理者又は麻薬研究者にあつては厚生大臣に、麻薬卸売業者にあつては厚生大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬使用者、麻薬管理者又は麻薬研究者にあつては都道府県知事に、免許証を返納しなければならない。

(第五章 免許の記載事項の変更)
第九条 麻薬取扱者は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、十

2 前項の規定は、麻薬取扱者が第三条第二項各号の資格を欠くに至った場合に準用する。
3 麻薬取扱者が死亡し、又は法人は、その相続人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者は、十五日以内に、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬卸売業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者の死じ又は解散の場合にあつては厚生大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬使用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の死亡又は解散の場合にあつては都道府県知事に、免許証を添えてその旨を届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

7 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

8 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

9 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

10 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

11 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

12 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

13 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

14 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

15 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

16 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

17 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間(以下「四半期」という)ごとに、製造しようとする麻薬又は家庭麻薬の品名及び数量並びに製造のために使用する麻薬の品名及び数量について、厚生大臣の許可を受けなければならない。

2 第十四条第四項の規定は、前項の許可について適用する。

3 厚生大臣は、第一項の許可を与える場合において、必要があると認めるときは、製造された麻薬を収めるべき容器の容量を指示することができる。

(製剤)

第十二条 麻薬製造業者又は麻薬輸入業者、麻薬製造業者及び家庭麻薬製造業者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。但し、家庭麻薬製造業者及び家庭麻薬卸売業者並びに家庭麻薬輸出業者に譲り渡す場合は、この限りではない。

(製剤及び小分けの許可)

第十三条 麻薬製造業者又は麻薬輸入業者は、麻薬を製剤してはならない。但し、麻薬研究者が研究のため製剤する場合は、この限りでない。

い。 2 第十四条第四項及び第二十一条第三項の規定は、前項の許可について準用する。

(譲渡)

二十四条 麻薬営業者でなければ、麻薬を譲り渡してはならない。但し、麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究者の所持する者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

い。 2 第十四条第四項及び第二十一条第三項の規定は、前項の許可について準用する。

(譲渡)

二十四条 麻薬営業者でなければ、麻薬を譲り渡してはならない。但し、麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究者の所持する者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

2 麻薬輸入業者は、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、麻薬元卸売業者及び麻薬卸売業者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。但し、家庭麻薬製造業者にコディン、ジヒドロコデイン又はこれらの中類を譲り渡す場合は、この限りでない。

3 麻薬輸出業者は、麻薬を輸出する場合を除くほか、麻薬を譲り渡してはならない。

4 麻薬製造業者は、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬元卸売業者及び麻薬卸売業者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。但し、家庭麻薬製造業者にコディン、ジヒドロコデイン又はこれらの中類を譲り渡す場合は、この限りでない。

5 麻薬製剤業者は、麻薬輸出業者及び麻薬元卸売業者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。但し、家庭麻薬製造業者にコディン、ジヒドロコデイン又はこれらの中類を譲り渡す場合は、この限りでない。

6 麻薬輸出業者は、麻薬を譲り渡してはならない。

7 麻薬元卸売業者は、麻薬元卸売業者及び麻薬卸売業者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

8 麻薬卸売業者は、当該免許に係る業務所の所在地の都道府県の区域内にある麻薬小売業者、麻薬診療施設の開設者及び麻薬研究施設の設置者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

9 麻薬小売業者は、麻薬使用者の麻薬を記載した处方せん(以下「麻薬処方せん」という)を所持する者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

10 前九項の規定は、厚生大臣の許可を受けて譲り渡す場合には、適用しない。

2 第十五条 麻薬小売業者は、麻薬処方せんを所持する者に麻薬を譲り渡すときは、当該処方せんにより調剤された麻薬以外の麻薬を譲り渡してはならない。

3 麻薬輸出業者は、麻薬を輸出する場合を除くほか、麻薬を譲り渡してはならない。

4 麻薬営業者、麻薬診療施設の設置者でなければ、麻薬を譲り受けはならない。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

5 麻薬施用者から交付される麻薬を麻薬診療施設の開設者から譲り受けける場合

6 麻薬施用者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者が、その処方せんにより調剤された麻薬を麻薬小売業者から譲り受けた場合

7 麻薬の譲り渡しの相手方となつてはならない。

8 麻薬のための交付及び麻薬を譲り渡してはならない。

9 麻薬のための交付及び麻薬を譲り受けた場合

10 麻薬のための交付及び麻薬を譲り受けた場合

11 麻薬のための交付及び麻薬を譲り受けた場合

12 麻薬のための交付及び麻薬を譲り受けた場合

13 麻薬のための交付及び麻薬を譲り受けた場合

14 麻薬のための交付及び麻薬を譲り受けた場合

15 麻薬のための交付及び麻薬を譲り受けた場合

薬を施用する場合

三 麻薬小売業者がから麻薬処方せんにより調剤された麻薬を譲り受けた者が、その麻薬を施用する場合

2 麻薬施用者は、疾病の治療以外の目的で、麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付してはならない。

3 麻薬施用者は、前項の規定にかかるわらず、麻薬の中毒者の中症症状を緩和するため、その他その中毒の治療の目的で、麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付してはならない。

4 麻薬施用者は、麻薬を記載した処方せんを交付するときは、その処方せんに、患者の氏名及び住所(患者にあつては、その種類及びその所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所)、麻薬の品名、分量、用法用量及び使用期間、発行の年月日、自己の氏名、免許証の番号並びに業務所の名称及び所在地を記載して、押印しなければならない。

5 麻薬施用者は、麻薬を記載した処方せんを交付するときは、その処方せんに、患者の氏名及び住所(患者にあつては、その種類及びその所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所)、麻薬の品名、分量、用法用量及び使用期間、発行の年月日、自己の氏名、免許証の番号並びに業務所の名称及び所在地を記載して、押印しなければならない。

6 麻薬施用者は、麻薬を記載した処方せんを交付するときは、その処方せんに、患者の氏名及び住所(患者にあつては、その種類及びその所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所)、麻薬の品名、分量、用法用量及び使用期間、発行の年月日、自己の氏名、免許証の番号並びに業務所の名称及び所在地を記載して、押印しなければならない。

7 麻薬施用者は、麻薬を記載した処方せんを交付するときは、その処方せんに、患者の氏名及び住所(患者にあつては、その種類及びその所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所)、麻薬の品名、分量、用法用量及び使用期間、発行の年月日、自己の氏名、免許証の番号並びに業務所の名称及び所在地を記載して、押印しなければならない。

8 麻薬施用者は、麻薬を記載した処方せんを交付するときは、その処方せんに、患者の氏名及び住所(患者にあつては、その種類及びその所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所)、麻薬の品名、分量、用法用量及び使用期間、発行の年月日、自己の氏名、免許証の番号並びに業務所の名称及び所在地を記載して、押印しなければならない。

9 麻薬施用者は、麻薬を記載した処方せんを交付するときは、その処方せんに、患者の氏名及び住所(患者にあつては、その種類及びその所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所)、麻薬の品名、分量、用法用量及び使用期間、発行の年月日、自己の氏名、免許証の番号並びに業務所の名称及び所在地を記載して、押印しなければならない。

10 麻薬施用者は、麻薬を記載した処方せんを交付するときは、その処方せんに、患者の氏名及び住所(患者にあつては、その種類及びその所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所)、麻薬の品名、分量、用法用量及び使用期間、発行の年月日、自己の氏名、免許証の番号並びに業務所の名称及び所在地を記載して、押印しなければならない。

11 麻薬施用者は、麻薬を記載した処方せんを交付するときは、その処方せんに、患者の氏名及び住所(患者にあつては、その種類及びその所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所)、麻薬の品名、分量、用法用量及び使用期間、発行の年月日、自己の氏名、免許証の番号並びに業務所の名称及び所在地を記載して、押印しなければならない。

12 麻薬施用者は、麻薬を記載した処方せんを交付するときは、その処方せんに、患者の氏名及び住所(患者にあつては、その種類及びその所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所)、麻薬の品名、分量、用法用量及び使用期間、発行の年月日、自己の氏名、免許証の番号並びに業務所の名称及び所在地を記載して、押印しなければならない。

13 麻薬施用者は、麻薬を記載した処方せんを交付するときは、その処方せんに、患者の氏名及び住所(患者にあつては、その種類及びその所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所)、麻薬の品名、分量、用法用量及び使用期間、発行の年月日、自己の氏名、免許証の番号並びに業務所の名称及び所在地を記載して、押印しなければならない。

14 麻薬施用者は、麻薬を記載した処方せんを交付するときは、その処方せんに、患者の氏名及び住所(患者にあつては、その種類及びその所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所)、麻薬の品名、分量、用法用量及び使用期間、発行の年月日、自己の氏名、免許証の番号並びに業務所の名称及び所在地を記載して、押印しなければならない。

2 家庭麻薬製造業者は、コディン、ジヒドロコデイン及びこれらの中類以外の麻薬を所持してはならない。

3 麻薬輸入業者は、麻薬を輸入する場合を除くほか、麻薬を譲り渡してはならない。

4 麻薬輸出業者は、麻薬を輸出する場合を除くほか、麻薬を譲り渡してはならない。

5 麻薬輸入業者は、麻薬を輸入する場合を除くほか、麻薬を譲り渡してはならない。

6 麻薬輸出業者は、麻薬を輸出する場合を除くほか、麻薬を譲り渡してはならない。

7 麻薬輸出業者は、麻薬を輸出する場合を除くほか、麻薬を譲り渡してはならない。

8 麻薬輸出業者は、麻薬を輸出する場合を除くほか、麻薬を譲り渡してはならない。

9 麻薬輸出業者は、麻薬を輸出する場合を除くほか、麻薬を譲り渡してはならない。

10 麻薬輸出業者は、麻薬を輸出する場合を除くほか、麻薬を譲り渡してはならない。

11 麻薬輸出業者は、麻薬を輸出する場合を除くほか、麻薬を譲り渡してはならない。

12 麻薬輸出業者は、麻薬を輸出する場合を除くほか、麻薬を譲り渡してはならない。

13 麻薬輸出業者は、麻薬を輸出する場合を除くほか、麻薬を譲り渡してはならない。

14 麻薬輸出業者は、麻薬を輸出する場合を除くほか、麻薬を譲り渡してはならない。

15 麻薬輸出業者は、麻薬を輸出する場合を除くほか、麻薬を譲り渡してはならない。

2 家庭麻薬製造業者は、コディン、ジヒドロコデイン及びこれらの中類以外の麻薬を所持してはならない。

3 麻薬輸入業者は、麻薬を輸入する場合を除くほか、麻薬を譲り渡してはならない。

4 麻薬輸出業者は、麻薬を輸出する場合を除くほか、麻薬を譲り渡してはならない。

5 麻薬輸出業者は、麻薬を輸出する場合を除くほか、麻薬を譲り渡してはならない。

6 麻薬輸出業者は、麻薬を輸出する場合を除くほか、麻薬を譲り渡してはならない。

7 麻薬輸出業者は、麻薬を輸出する場合を除くほか、麻薬を譲り渡してはならない。

8 麻薬輸出業者は、麻薬を輸出する場合を除くほか、麻薬を譲り渡してはならない。

9 麻薬輸出業者は、麻薬を輸出する場合を除くほか、麻薬を譲り渡してはならない。

10 麻薬輸出業者は、麻薬を輸出する場合を除くほか、麻薬を譲り渡してはならない。

11 麻薬輸出業者は、麻薬を輸出する場合を除くほか、麻薬を譲り渡してはならない。

12 麻薬輸出業者は、麻薬を輸出する場合を除くほか、麻薬を譲り渡してはならない。

13 麻薬輸出業者は、麻薬を輸出する場合を除くほか、麻薬を譲り渡してはならない。

14 麻薬輸出業者は、麻薬を輸出する場合を除くほか、麻薬を譲り渡してはならない。

15 麻薬輸出業者は、麻薬を輸出する場合を除くほか、麻薬を譲り渡してはならない。

譲り渡す場合は、この限りでない。
 一 輸入、製造、製剤又は小分けの年月日
 二 成分たる麻薬の品名及び分量
 又は今量
 三 その他厚生省令で定める事項
 (譲受証及び譲渡証)

第三十二条 麻薬営業者(麻薬小売業者を除く)は、麻薬を譲り渡す場合に、譲受人から譲受人が厚生省令の定める様式により作成し、押印した譲受証の交付を受けた後、又はこれと引換えでなければ、麻薬を交付してはならず、且つ、麻薬を交付するときは、同時に、厚生省令の定める様式により作成し、押印した譲渡証を麻薬の譲受人に交付しなければならない。但し、第二十四条第十項の規定による許可を受けて麻薬を譲り渡す場合は、この限りでない。

前項の規定により譲受証又は譲渡証の交付を受けた者は、交付を受けた日から二年間、これを保存しなければならない。

(麻薬診療施設及び麻薬研究施設における麻薬の管理)

第三十三条 二人以上の麻薬施用者が診療に従事する麻薬診療施設の開設者は、麻薬管理一人を置かなければならぬ。但し、その開設者が麻薬管理者である場合は、この限りでない。

2 麻薬管理者(麻薬管理者のないない麻薬診療施設にあつては、麻薬施用者とする。以下この章及び次章において同じ)又は麻薬研究者は、当該麻

薬研究施設において施用し、若しくは施用のため交付し、又は研究のため自己が使用する麻薬をそれぞれ管理しなければならない。

3 麻薬施用者は、前項の規定により麻薬管理者の管理する麻薬以外の麻薬を当該麻薬診療施設において施用し、又は施用のため交付してはならない。

(保管)

第三十四条 麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬を、その業務所内で保管しなければならない。

2 前項の保管は、麻薬以外の医薬品(覚せい剤を除く)と区別し、かぎをかけた堅固な設備内に貯蔵して行わなければならない。

(事故の届出)

第三十五条 麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬につき、滅失、盜取、所在不明その他の事故が生じたときは、すみやかにその麻薬の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸業者に届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出なければならない者については、これらが届出事由の生じた日から五十日以内に、同項の麻薬を麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者(同項の麻薬が第十二条第一項に規定する麻薬である場合には、麻薬研究施設の設置者に限る)に譲り渡す場合に限り、その譲渡及び譲受について、準用する。

3 前項の期間内に麻薬を譲り渡した者は、譲渡の日から十五日以内に、第一項に規定する区分に従い(免許が失効した場合等の措置)出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の届出を受けていたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者若しくは麻薬研究施設の設置者が死亡し、又は法人たるこれらの者が解散した場合に、その相続人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者に準用し、第二項の規定は、これらの者が麻薬を譲り渡す場合の譲渡及び譲受並びにこれらの者の譲渡及び譲受並びにこれら者の所持について、準用する。

5 都道府県知事は、第三項(前項において準用する場合を含む)の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

6 第五章 業務に関する記録及び届出

(帳簿)

第三十七条 麻薬営業者(麻薬小売業者を除く)は、業務所に帳簿を備え、これに左に掲げる事項を記載しなければならない。

2 麻薬小売業者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

3 第三十五条第一項の規定により届け出た麻薬の品名及び数量を記載しなければならない。

4 麻薬した麻薬の品名及び数量を記載しなければならない。

5 第三十九条 麻薬管理者は、麻薬診療施設に帳簿を備え、これに左に掲げる事項を記載しなければならない。

6 当該麻薬診療施設の開設者が譲り受け、又は廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日を記載しなければならない。

7 当該麻薬診療施設の開設者が譲り受け、又は廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日を記載しなければならない。

8 当該麻薬診療施設の開設者が譲り受けたコデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く)の品名及び数量並びにその年月日を記載しなければならない。

9 当該麻薬診療施設で施用した麻薬(コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれ

月日並びに譲受人の氏名又は名称及び住所を届け出なければならない。

第三十八条 麻薬小売業者は、業務所に帳簿を備え、これに左に掲げる事項を記載しなければならない。

1 譲り渡した麻薬小売業者を除く)は、前項の帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

2 麻薬小売業者は、業務所に帳簿を備え、これに左に掲げる事項を記載しなければならない。

3 第三十五条第一項の規定によればならない。

4 第一項及び前項の規定は、麻薬営業者、麻薬診療施設の開設者若しくは麻薬研究施設の設置者が死亡し、又は法人たるこれらの者が解散した場合に、その相続人若しくは相続人に代つて相続財産を管理する者又は清算人、破産管財人若しくは合併後存続し、若しくは合併により設立された法人の代表者に準用し、第二項の規定は、これらの者が麻薬を譲り渡す場合の譲渡及び譲受並びにこれらの者の所持について、準用する。

5 都道府県知事は、第三項(前項において準用する場合を含む)の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

6 第五章 業務に関する記録及び届出

(帳簿)

第三十七条 麻薬営業者(麻薬小売業者を除く)は、業務所に帳簿を備え、これに左に掲げる事項を記載しなければならない。

2 麻薬小売業者は、前項の帳簿を、最終の記載の日から二年間、保存しなければならない。

3 第三十五条第一項の規定により届け出た麻薬の品名及び数量を記載しなければならない。

4 麻薬した麻薬の品名及び数量を記載しなければならない。

5 第三十九条 麻薬管理者は、麻薬診療施設に帳簿を備え、これに左に掲げる事項を記載しなければならない。

6 当該麻薬診療施設の開設者が譲り受け、又は廃棄した麻薬の品名及び数量並びにその年月日を記載しなければならない。

7 当該麻薬診療施設の開設者が譲り受けたコデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く)の品名及び数量並びにその年月日を記載しなければならない。

8 当該麻薬診療施設で施用した麻薬(コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれ

らの塩類を除く)の品名及び数量並びにその年月日
四 第三十五条第一項の規定により届け出た麻薬の品名及び数量
2 麻薬管理者は、前項の帳簿を閉鎖したときは、すみやかにこれを当該麻薬診療施設の開設者に引き渡さなければならない。

3 麻薬診療施設の開設者は、前項の規定により帳簿の引渡を受けたときは、最終の記載の日から二年間、これを保存しなければならない。

第四十条 麻薬研究者は、当該麻薬研究施設に帳簿を備え、これに左に掲げる事項を記載しなければならない。
一 新たに管理に属し、又は管理を離れた麻薬の品名及び数量並びにその年月日
二 製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名及び数量並びにその年月日
三 第三十五条第一項の規定により届け出た麻薬の品名及び数量
2 麻薬研究者は、前項の帳簿を閉鎖したときは、すみやかにこれを当該麻薬研究施設の設置者に引き渡さなければならない。

3 麻薬研究施設の設置者は、前項の規定により帳簿の引渡を受けたときは、最終の記載の日から二年間、これを保存しなければならない。

(施用に関する記録)

第四十一条 麻薬使用者は、麻薬を施用し、又は施用のため交付したときは、医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第二十四条若しくは、医師法(昭和二十三年法律第二百一号)第二十二条に規定する

は薬科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第二十三条に規定する診療録又は歯科医師法(昭和二十四年法律第二百八十六号)第二十条に規定する診療簿に、患者の氏名及び住所(患者にあつては、その種類並びにその所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所)、病名、主要症状、施用し、又は施用された麻薬の品名及び数量並びに施用又は交付の年月日を記載しなければならない。

(麻薬輸入業者の届出)

第四十二条 麻薬輸入業者は、四半期ごとに、その期間の満了後十五日以内に、左に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならない。
一 一期初に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数
2 二期初に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数
三 三期初に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数
四 四期初に所有した麻薬の品名及び数量並びに容器の容量及び数

(麻薬輸出業者の届出)

第四十三条 麻薬輸出業者は、四半期ごとに、その期間の満了後十五日以内に、左に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならない。

(麻薬輸出業者の届出)

第四十四条 麻薬製造業者は、四半期ごとに、その期間の満了後十五日以内に、左に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならない。

(麻薬製造業者、麻薬製剤業者及び家庭麻薬製造業者の届出)

第四十五条 麻薬元卸売業者は、四半期ごとに、その期間の満了後十五日以内に、左に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならない。

(麻薬元卸売業者の届出)

第四十六条 麻薬卸売業者は、四半期ごとに、その期間の満了後十五日以内に、左に掲げる事項を厚生大臣に届け出なければならない。

(麻薬卸売業者の届出)

第四十七条 麻薬小売業者は、毎年十一月三十日までに、左に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
一 前年の十月十六日に所有した麻薬の品名及び数量
二 前年の十月十六日からその年の十月十五日までの間に譲り渡された前年の十月十六日までに、左に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
三 その年の十月十五日に管理した麻薬の品名及び数量

(麻薬小売業者の届出)

第四十八条 麻薬管理者は、毎年十一月三十日までに、左に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(麻薬管理者の届出)

第四十九条 麻薬管理者は、毎年十一月三十日までに、左に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(麻薬中等患者に関する届出)

第五十条 医師は、診察の結果受診者が麻薬に中毒していると診断したときは、すみやかにその中毒患者の氏名、住所、年齢、性別及び中等症の名称を、その中等症患者の居住地の都道府県知事に届け出なければならない。

(麻薬中等患者に関する届出)

第五十一条 都道府県知事は、前項の届出を受けたときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

(免許の取消)

第五十二条 厚生大臣は、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業

者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者について、都道府県知事は、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者について、都道府県の者がこの法律の規定若しくはこの法律の規定に基く厚生大臣若しくは都道府県知事の处分に違反したとき、又は第三条第三項第二号から第五号までの各号の一項に該当するに至つたときは、その免許を取り消し、又は期間を定めて、麻薬に関する業務若しくは研究の停止を命じることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により免許を取り消し、又は業務若しくは研究の停止を命じようとするときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

(聴聞)

第五十二条 厚生大臣又は都道府県知事は、前項第一項の規定により免許を取り消し、又は業務若しくは研究の停止を命じようとするときは、あらかじめ、当該麻薬取扱者は公開による聴聞を行わなければならぬ。

2 前項の場合において、厚生大臣又は都道府県知事は、処分をしようとする事由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該麻薬取扱者に通知し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 聽聞においては、当該麻薬取扱者は又はその代理人は、自己又は本人のために証明をし、且つ、証拠を提出することができる。

4 麻薬取締官は、厚生省の職員のうちから、厚生大臣が命じ、麻薬取締員は、都道府県の吏員のうちから、都道府県知事が、その者の

者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者について、都道府県知事は、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者について、都道府県の者がこの法律の規定に基く厚生大臣若しくは都道府県知事の处分に違反したとき、又は第三条第三項第二号から第五号までの各号の一項に該当するに至つたときは、その免許を取り消し、又は期間を定めて、麻薬に関する業務若しくは研究の停止を命じることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定により免許を取り消し、又は業務若しくは研究の停止を命じようとするときは、すみやかに厚生大臣に報告しなければならない。

(報告の徴収等)

第五十三条 厚生大臣又は都道府県知事は、麻薬の取締上必要があると認めるときは、麻薬取締官を徵し、又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員その他の官吏員に、業務所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小限度の分量に限り、麻薬、家庭麻薬若しくはこれららの疑のある物を取去させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2 都道府県知事は、搜査上特に必要な報告を徵し、又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員その他の官吏員に、業務所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小限度の分量に限り、麻薬、家庭麻薬若しくはこれららの疑のある物を取去させることができる。

2 都道府県知事は、搜査上特に必要な報告を徵し、又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員その他の官吏員に、業務所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小限度の分量に限り、麻薬、家庭麻薬若しくはこれららの疑のある物を取去させることができる。

2 都道府県知事は、搜査上特に必要な報告を徵し、又は麻薬取締官若しくは麻薬取締員その他の官吏員に、業務所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験のため必要な最小限度の分量に限り、麻薬、家庭麻薬若しくはこれららの疑のある物を取去させることができる。

4 厚生大臣又は都道府県知事は、正当の理由がないで前条第一項の規定による処分を行うことができる。(報告の徴収等)

5 麻薬取締官は、厚生大臣の指揮監督を受け、麻薬取締員は、都道府県知事の指揮監督を受けて、この法律若しくは大麻取締法に違反する罪又は、麻薬中毒により犯さる罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第二百三十一号)の規定による司法警察員として職務を行う。

6 前項の規定による司法警察員と他の司法警察員とは、その職務を行うにつき互に協力しなければならない。

7 麻薬取締官及び麻薬取締員は、司法警察員として職務を行うときは、小型武器を携帯することができる。

8 麻薬取締官及び麻薬取締員の前項の武器の使用については、警察官等職務執行法(昭和二十三年法律第二百三十六号)第七条の規定を準用する。

9 第五十六条第一項の規定により、麻薬取締員が当該都道府県の麻薬取締員と協議して必要な処理を行ふ場合には、これに直接要した費用は、政令の定めるところにより、国庫が負担する。

(国庫に帰属した麻薬の処分)

10 第六十一条 厚生大臣は、法令の規定により国庫に帰属した麻薬について、大蔵大臣と協議して必要な処理を行ふことができる。

(証紙の代価)

11 第六十二条 同一人が二以上の免許を有する場合の取扱い

12 第五十四条 厚生省に百五十名以内の麻薬取締官を、都道府県に通じて百名以内の麻薬取締員を置く。

2 麻薬取締員の都道府県別の定数は、政令で定める。

3 麻薬取締官及び麻薬取締員の資格について必要な事項は、政令で定める。

4 麻薬取締官は、厚生省の職員のうちから、厚生大臣が命じ、麻薬取締員は、都道府県の吏員のうちから、都道府県知事が、その者の

第五十五条 麻薬取締官は、別に法律の定めるところにより置かれる都道府県の区域外において、この職務を行なうことができる。

(麻薬取締官の職務執行の場所)

第五十六条 麻薬取締官は、別に法律の定めるところにより置かれる都道府県の区域外において、この職務を行なうことができる。

(麻薬取締官及び麻薬取締員の麻薬の譲受)

第五十七条 麻薬取締官及び麻薬取締員は、麻薬に関する犯罪の捜査にあたり、厚生大臣の許可を受けたときは、当該都道府県の区域外において、この職務を行なうことができる。

(麻薬取締官及び麻薬取締員の麻薬の譲受)

第五十八条 麻薬取締官及び麻薬取締員は、麻薬に関する犯罪の捜査にあたり、厚生大臣の許可を受けたときは、この法律の規定にかかる限り、この法律中麻薬の譲渡及び譲受に関する規定の適用については、免許ことに、それぞれ別個の麻薬取扱者とみなす。

(実施命令)

第六十条 この法律で政令に委任するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第六十一条 第八章 罰則

第六十二条 第二項の規定に基づき都道府県知事が行う免許その他の麻薬取締りを要する費用を支弁しなければならない。

第六十三条 この法律で政令に委任するものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第六十四条 第二項の規定に違反した者は、七年以下の懲役に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第六十五条 第十二条第二項、第十三条、第十七条、第二十条、第二十二条、第二十四条第一項から第九項まで、第二十六条、第二十七条规定から第三項まで又は第十八条の規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

3 前項の場合において、刑法に正条があるときは、同法による。

第六十六条 营利の目的で前二条の違反行為をした者は、七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。

第六十七条 當習として第六十四条又は第六十五条の違反行為をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

前項の規定にある行為が前条の規定に触れるときは、その行為者を一年以上十年以下の懲役に処し、又は情状により一年以上十年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。

第六十八条 前四条の場合において第六十九条 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。但し、刑法に正条がある場合には、同法による。

一 第十四条第一項の規定に違反

して、許可を受けないで麻薬を輸入した者

二 第十八条第一項の規定に違反して、許可を受けないで麻薬を輸出した者

三 第二十二条第一項の規定に違反して、許可を受けないで麻薬又は家庭麻薬を製造した者

四 第二十三条第一項の規定に違反して、許可を受けないで、麻薬を製剤し、又は小分けした者

五 第二十五条の規定に違反した者

六 第五十二条第一項の規定による業務又は研究の停止の命令に違反した者

第七十条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第三項の規定に違反した者

二 第二十七条第四項の規定による處方せんの記載にあたり、虚偽の記載をした者

三 第二十九条の規定による許可を受けないで麻薬を廃棄した者

十一 第三十七条第二項、第三十一条第一項、第三十九条第一項又は第四十条第一項の規定に違反して、帳簿を備えず、又は帳簿に記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

十一 第三十七条第二項、第三十一条第一項、第三十九条第三項又は第四十条第三項の規定に違反して、帳簿の保存をしながら又は第六十五条第二項又は第六十九条から第三項まで、の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は他の従業者が、その法人又は人の業務について第六十五条第一項若しくは第二項、第六十六条、第六十七条第二項又は第六十九条から第三項まで、の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

十二 第四十二条の規定による診療録又は診療簿の記載にあたり、虚偽の記載をした者

十三 麻薬処方せんを偽造し、又は改造した者

第七十一条 第三十五条第一項、第三十六条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）に該当する者は、六月以下の懲役若しくは一万円以下の罰金に処する。

二 第二十九条第一項の規定による譲渡証の交付を受けないで、又はこれと引き換えないで麻薬を交付した者

六 第三十二条第一項の規定によることの法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

（麻薬取締法の廃止）

2 麻薬取締法（昭和二十三年法律第一百二十三号。以下「旧法」といふ。）は、廃止する。

七 第三十二条第一項の規定によることの法律に基いて厚生大臣のした免

八 第三十二条第二項、第三十三条又は第三十四条の規定に違反した者

九 第三十五条第一項又は第三十一条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十三条第一項の規定により違反して、届出をせず、又は虚偽の報告をし、又は立入、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第五十三条第一項の規定により違反して、届出をせず、又は虚偽の報告をせしめ、若しくは虚偽の報告をし、又は立入、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは虚偽の届出をした者

四 旧法に基いて交付された麻薬取扱者の免許証は、この法律に基いて交付されたものとみなす。

5 旧法第二十九条第一項の規定に基づき発行された証紙及び同条同項の規定により施行された封は、それぞれこの法律第三十条第一項の規定に基づき発行され、及び同条同項の規定により施されたものとみなす。

一 第四十二条から第四十五条まで、第四十六条第一項又は第四十七条から第四十九条までの規定に違反して、許可を受けた者は、それぞれこの法律に基いて厚生大臣又は都道府県知事のしたものとみなす。

二 第五十三条第一項の規定により違反して、届出をせず、又は虚偽の報告をせしめ、若しくは虚偽の報告をし、又は立入、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは虚偽の届出をした者

三 第五十三条第一項の規定により違反して、届出をせず、又は虚偽の報告をせしめ、若しくは虚偽の報告をし、又は立入、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは虚偽の届出をした者

四 旧法に基いて交付された麻薬取扱者の免許証は、この法律に基いて交付されたものとみなす。

5 旧法第二十九条第一項の規定に基づき発行された証紙及び同条同項の規定により施行された封は、それぞれこの法律第三十条第一項の規定に基づき発行され、及び同条同項の規定により施されたものとみなす。

6 旧法第十三条第一項の規定により交付された譲受証及び譲渡証は、それぞれこの法律第三十二条第一項の規定により施されたものとみなす。

7 この法律の施行の際、現に二人以上の麻薬使用者が診療に従事する家畜診療施設の開設者については、この法律の施行後三月間は、第三十三条第一項の規定を適用しない。

8 前項の開設者が自ら麻薬管理者となり、又は麻薬管理人一人を置くまでの間は、同項の家畜診療施設で診療に従事する麻薬使用者は、当該施設において自己が施用し、又は施用のため交付する麻薬をそれを管理しなければならず、且つ、その管理する麻薬以外の麻薬を当該施設において施用し、又は施用のため交付してはならない。

9 前項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処する。

- の罰金に処し、又はこれを併科する。
- この法律の施行の際、現に旧法第十四条第三項の規定により保存されている帳簿は、この法律第三十七条第一項、第三十八条第一項、第三十九条第一項又は第四十条第一項の帳簿とみなす。
- この法律の施行の際、現に前項の帳簿を保存している麻薬使用者若しくは麻薬管理者又は麻薬研究者は、すみやかにその帳簿を、当該麻薬診療施設の設置者又は当該麻薬研究施設の設置者に引き渡さなければならぬ。
- 前項の規定に違反した者は、六月以下の懲役若しくは一万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 麻薬診療施設の開設者は、研究施設の設置者は、第十一項の規定により帳簿の引渡を受けたときは、これを最終の記載の日から二年間、保存しなければならぬ。
- 前項の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 第七十四条の規定は、前項の違反行為があつた場合に準用する。
- この法律の施行前にした違反行為（旧法による麻薬でこの法律により麻薬及び家庭麻薬のいずれにもされないもの並びに旧法による家庭麻薬に関する違反行為を除く。）に対する罰則の適用については、なお前例による。
- この法律の施行の際、現に旧法

- 第五十二条の二の規定により都道府県に駐在する麻薬取締官である職員が引き続き都道府県の麻薬取締員となつた場合には、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第十条の規定の適用がある場合を除き、その職員が引き続き麻薬取締に関する事務に従事する間に限り、同条の規定を準用する。
- 國の所有に属する動産で、都道府県に駐在する麻薬取締官が、この法律の施行の際現にその事務の費用に供しているものは、物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十一年法律第二百二十九号）第三条の規定にかかるわらず、当該都道府県に譲与することができる。この場合においては、同法第五条第二項の規定を準用する。
- 昭和二十八年度に限り、第十一條第一項の規定により納められる手数料は、同条第二項の規定にかかるわらず、全額国庫の収入とし、また、国庫は、第五十九条第二項及び第三項並びにこの法律による改正後の地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第十条第六号の二の規定にかかるわらず、予算の定めるとところにより、この法律に基き都道府県知事が行う免許その他事務に要する費用を都道府県に交付する。
- （薬事法の一部改正）
- 薬事法の一部を次のよう改正する。
- 第四十一条第六号中「コカイン、コカイン、コデイン、モルヒネ、阿片」を削る。

21. (厚生省設置法の一部改正) 厚生省設置法（昭和二十四年法律五百五十一号）の一部を次のように改める。
- 第五条第四十九号を次のように改める。
- 四十九 麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者及び麻薬元卸売業者の免許を行い、その免許を取り消し、並びに業務の停止を命ぜること。
- （地方財政法の一部改正）
- 第十条中第六号の次に次の一号を加える。
- 六の二 麻薬取締員に要する経費

- 別表
- | |
|--|
| 一 阿片及びコカ葉 |
| 二 モルヒネ及びその塩類 |
| 三 ジアセチルモルヒネその他モルヒネのエステル及びその塩類 |
| 四 ユデイン、エチルモルヒネその他モルヒネのエーテル及びその塩類 |
| 五 ジヒドロモルヒネ、ジヒドロモルヒネ、メチルジヒドロモルヒネ、ジヒドロデオスオキシモルヒネ、エヌアリノルモルヒネ、ジヒドロコデイン、ジヒドロビドロオキシコデイン、テバイン及びこれらのエステル |
| 六 前号に掲げる物の塩類 |
| 七 モルヒネエヌーオキシドその他五価窒素モルヒネ及びその誘導体 |
- 十四 ベーターーー三ージメチル四一フエニルー四一ブロピオンオキシビペリジン及びその塩類
- 十五 四・四・ジフエニルー六一ジメチルアミノヘブタノンー三及びその塩類
- 十六 四・四・ジフエニルー五メチル一六一ジメチルアミノヘキサノンー三及びその塩類
- 十七 四・四・ジフエニルー六一ジメチルアミノヘブタノンー一三及びその塩類
- 十八 四・四・ジフエニルー六一ジメチルアミノー三ーアセトオキシヘブタノン及びその塩類
- 十九 四・四・ジフエニルー六一モルフォリノヘブタノンー三及びその塩類
- 二十 ベーターーーメチルー三一エチル四一フエニルー四一ア

- 八 エクゴニン及びその塩類
九 コカインその他エクゴニンのエステル及びその塩類
十 一ーメチルー四一カルボン酸エチルエステル及びその塩類
十一 四ー(三ーヒドロオキシエニル)ー一ーメチルー四一ビペリジールエチルケトン及びその塩類
十二 一ーメチルー四ー(三ーヒドロオキシエニル)ー一ーピペリジールエチルケトン及びその塩類
十三 アルファーーー三ージメチル四一フエニルー四一ブロピオンオキシビペリジン及びその塩類
十四 ベーターーー三ージメチル四一フエニルー四一ブロピオンオキシビペリジン及びその塩類
十五 四・四・ジフエニルー六一ジメチルアミノヘブタノンー三及びその塩類
十六 四・四・ジフエニルー五メチル一六一ジメチルアミノヘキサノンー三及びその塩類
十七 四・四・ジフエニルー六一ジメチルアミノヘブタノンー一三及びその塩類
十八 四・四・ジフエニルー六一ジメチルアミノー三ーアセトオキシヘブタノン及びその塩類
十九 四・四・ジフエニルー六一モルフォリノヘブタノンー三及びその塩類
二十 ベーターーーメチルー三一エチル四一フエニルー四一ア
- 右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。
- 昭和二十八年三月十一日
- 參議院議長 佐藤 尚武
- 衆議院議長 大野半蔵
- 大麻取締法の一部を改正する法律案
- 大麻取締法の一部を改正する法律
- 大麻取締法（昭和二十三年法律第一百二十四号）の一部を次のように改める。
- 第一条中「その種子並びにそれらの製品」を「その製品」に改め、「並びに発芽不能の種子及びその製品」を削る。
- 第二条第二項及び第三項中「厚生

大臣」を「都道府県知事」に改める。

第四条に次の但書を加える。

但し、大麻研究者が、厚生大臣の許可を受けて、大麻を輸入し、又は輸出する場合は、この限りでない。

第五条第一項中「厚生大臣」を「都道府県知事」に改める。

第六条第一項中「厚生省」を「都道府県」に改める。

第七条第一項中「厚生大臣」を「都道府県知事」に改める。

第九条第一項中「厚生省」を「都道府県」に改める。

第十一条第一項中「厚生大臣」を「都道府県」に改める。

第十一条第一項中「厚生大臣」を「都道府県」に改め、同項の登録事項に変更を生じたときは、十五日以内に、都道府県知事に届け出なければならない。

5 大麻取扱者は、免許証を損失したとき、又は亡失したときは、十五日以内に、その事由を記載し、且つ、き損した場合にはその免許証を添えて、都道府県知事に免許証の再交付を申請しなければならない。

6 大麻取扱者は、前項の規定により免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、十五日以内に、都道府県知事にその免許証を返納しなければならない。

7 大麻取扱者は、前項の規定により免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、十五日以内に、都道府県知事にその免許証を返納しなければならない。

第十二条を次のように改める。

「立入、検査又は取去」に改め、同項の番号を削る。

第十二条 削除

第十四条中「種子以外の大麻」を「大麻」に、「厚生大臣」を「都道府県知事」に改める。

第十五条中「厚生大臣」を「都道府県知事」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号及び第五号を削る。

第十七条及び第十八条中「厚生大臣」を「都道府県知事」に改める。

第二十条 厚生大臣は、法令の規定により国庫に帰属した大麻について、大蔵大臣及び農林大臣と協議して必要な処分をすることができる。

第二十一条第一項中「厚生大臣」の下に「又は都道府県知事」を加え、同条第一項及び第二項中「当該官吏」を「麻薬取締官又は麻薬取締員その他他の都道府県知事が行う免許その他の大麻取締に要する費用を支弁しなければならない。

第二十二条を次のように改める。

第二十二条 都道府県は、この法律に基き都道府県知事が行う免許その他の大麻取締に要する費用を支弁しなければならない。

第二十三条第一号中「又は第二十二条第一号を削り、第三号を第二号とする。」

第二十五条第一項第一号中「又は第二十二条第一項」を削り、同条同項中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第二十六条第二号中「第十四条第一項」の下に「又は第七項」を加え、同条中第三号を削り、第四号中「第二十条第一項の規定による処分又は第十二条を次のように改める。

「立入、検査又は取去」を削り、同号を第三号とする。

第二十七条及び第二十八条中「立入、検査又は取去」に改め、同項の番号を削る。

第二十九条 削除

1 附則
この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 この法律による改正前の規定に基づいて厚生大臣のした免許、許可その他の行為は、改正後の規定に基づいて都道府県知事のしたものとみなす。

3 この法律による改正前の規定に基づいて交付された大麻取扱者の免許証は、改正後の規定に基いて交付されたものとみなす。

4 この法律の施行前にした違反行為(大麻草の種子及びその製品に関する違反行為を除く)に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 昭和二十八年度に限り、この法律による改正後の第九条又は第十一条の規定により納められる手数料は、これらの規定にかかるらず、国庫の収入とし、また、国庫は、麻薬取締法(昭和二十八年法律第二号)附則第二十二条の規定による改正後の地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)第十条第六号の二の規定にかかわらず、予算の定めるところにより、この法律による改正後の規定に基き都道府県知事が行う免許その他の事務に要する費用を都道府県に交付する。

6 放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件

放送法第三十七条第二項の規定に基き、別冊日本放送協会の昭和二十八年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求める。

昭和二十八年度収支予算
〔別冊〕

第一条 昭和二十八年度収支予算の収入及び支出を別表収支予算書のとおり定める。

第二条 本予算中事業収入において予定する受信料の月額は、ラジオにおいては五〇円、テレビジョンにおいては二〇〇円とする。

第三条 本予算は、この予算の各項目に定めた目的以外にこれを使用することができない。

第四条 本予算の各項目に定めた経費の金額は、予算の執行上やむを得ない場合に限り、経営委員会の議決を経て各項目において、彼此流用することができる。但し、給付については、他の項目と彼此流用することができない。

第五条 本予算中資本支出において予定する放送債券は長期借入金に、又長期借入金は放送債券にかかることができる。

第六条 国際放送並びに選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比較して増加したときは、その増加額は

それぞれ国際放送並びに選挙放送に關係ある各項目に充てて使用することができる。

第七条 練入れ、経営委員会の議決を経て借入金の返還、減価償却費の補てん又は設備の改善に充てることができる。但し、収入の増加が業務量の増加に伴う場合は、その増加額は業務量の増加に關係ある各項目に充てて使用することができる。

第八条 前年度の決算において収支

剩余金があつた場合は、これを本年度の前期繰越収支剩余金に計上し、経営委員会の議決を経て借入金の返還又は設備の改善に充てる

ことができる。但し、収支欠損金があつた場合は、これを本年度の前期繰越収支欠損金に計上し、予算中事業収支を差繰り補てんしなければならない。

第九条 本予算中資本収入において予定する放送債券は長期借入金に、又長期借入金は放送債券にかかることができる。

第十条 国際放送並びに選挙放送の実施に対する交付金が予算額に比較して増加したときは、その増加額は

それぞれ国際放送並びに選挙放送に關係ある各項目に充てて使用することができる。

第十一条 業務に関する研究に對し、交付金、補助金等の收入があつたときは、その金額は關係ある各項目に充てて使用することができる。

第十二条 駐留軍の放送役務に対する契約金の収入が予算額に比較増加したときは、その増加額は役務に關係ある各項目に充てて使用する

ことができる。

第十三条 削除

衆議院議長 佐藤 尚武

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和二十八年三月十一日

参議院議長 大野 伸

尚武

昭和二十八年度收支予算書

款

項

予算額(単位千円)

事業支出		事業収入		事業収入		事業収入		事業収入		前期繰越支払金	
事業支出	支賃(ラジオ)	事業収入	支賃(ラジオ)	事業収入	支賃(テレビジョン)	事業収入	支賃(テレビジョン)	事業収入	支賃(ラジオ)	(ラジオ)	(テレビジョン)
放給諸建	受取信	放送料	交付金	長期借入金	却引当金	放送債券償還積立金戻入	却引当金	放送債券償還積立金戻入	却引当金	八、二八一、六九四	七、六四七、一九四
諸返還	設資有価証券	入料	受取信	却引当金	減価償却引当金	放送債券償還積立金戻入	却引当金	放送債券償還積立金戻入	却引当金	一、〇六四、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
送与費	金									二一〇、〇〇〇	三〇一、〇〇〇
放給諸建	受取信	放送料	交付金	長期借入金	却引当金	放送債券償還積立金戻入	却引当金	放送債券償還積立金戻入	却引当金	八、二八一、六九四	七、六四七、一九四
諸返還	設資有価証券	入料	受取信	却引当金	減価償却引当金	放送債券償還積立金戻入	却引当金	放送債券償還積立金戻入	却引当金	一、〇六四、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
送与費	金									二八八、〇〇〇	三〇一、〇〇〇
放給諸建	受取信	放送料	交付金	長期借入金	却引当金	放送債券償還積立金戻入	却引当金	放送債券償還積立金戻入	却引当金	八、二八一、六九四	七、六四七、一九四
諸返還	設資有価証券	入料	受取信	却引当金	減価償却引当金	放送債券償還積立金戻入	却引当金	放送債券償還積立金戻入	却引当金	一、〇六四、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
送与費	金									二八八、〇〇〇	三〇一、〇〇〇
放給諸建	受取信	放送料	交付金	長期借入金	却引当金	放送債券償還積立金戻入	却引当金	放送債券償還積立金戻入	却引当金	八、二八一、六九四	七、六四七、一九四
諸返還	設資有価証券	入料	受取信	却引当金	減価償却引当金	放送債券償還積立金戻入	却引当金	放送債券償還積立金戻入	却引当金	一、〇六四、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
送与費	金									二八八、〇〇〇	三〇一、〇〇〇

昭和二十八年度事業計画	
昭和二十八年度における日本放送協会の事業運営については、公	
共放送の使命達成を期するため	
1 ラジオについては、受信困難な地区的改善及び地域別放送の充実に重点を置くとともに、受	
信者の増加及び事務の簡素化を積極的に行い、業務の合理的運営を図る。	
放送番組の編集については、地域の社会生活に直結する放	

昭和二十八年度事業計画概説	
昭和二十八年度における日本放送協会の事業運営については、公	
共放送の使命達成を期するため	
1 ラジオについては、受信困難な地区的改善及び地域別放送の充実に重点を置くとともに、受	
信者の増加及び事務の簡素化を積極的に行い、業務の合理的運営を図る。	
放送番組の編集については、地域の社会生活に直結する放	

昭和二十八年度事業計画	
昭和二十八年度における建設計画	
1 建設予備金	
2 放送施設建設	
3 関連設備	
4 国際放送	
5 研究開発	
6 放送技術	
7 計画概説	

昭和二十八年度事業計画	
昭和二十八年度における建設計画	
1 建設予備金	
2 放送施設建設	
3 関連設備	
4 国際放送	
5 研究開発	
6 放送技術	
7 計画概説	

昭和二十八年度事業計画	
昭和二十八年度における建設計画	
1 建設予備金	
2 放送施設建設	
3 関連設備	
4 国際放送	
5 研究開発	
6 放送技術	
7 計画概説	

五、〇〇〇万円、名古屋演奏所については、総工費三億円のうち本年度分五、〇〇〇万円であり、その他録音中継機器、楽器類及び各種車両等の整備に七、六一六万円、合計四億七、六一六万円である。

3 放送施設改善関係

中継放送局施設、放送機、音声調査装置、空中線装置、受配電装置及び自家発電装置等、既設放送施設の改善に四、八〇〇万円、音響機器及び測定器類等一般技術機器の整備に一、二六一万円、合計六、〇六一万円である。

4 技術研究施設整備関係

極超短波、音響、電子管、無線等の研究用機器並びに超短波中継試験及び各種調査試験用機器の整備に要する経費九、一六五万円である。

大阪及び名古屋両局の建設を行はが、今後の放送局建設のための調査等を併せて行うこととし、総額二億八、八〇〇万円をもつて施行する。

内 訳

1 東京テレビジョン放送局建設関係

送信用空中線装置建設費の値上がりによる増加額として二、三〇〇万円、演奏所付属機器の整備改善に三、八〇四万円、合計六、一〇四万円である。

2 大阪テレビジョン放送局建設関係

送信所局舎に入八〇〇万円、送信用空中線装置に二、五〇〇万円、放送装置に三、二五〇万円、演奏所付属機器その他に四、九四八万円、合計一億一、四九八万円であり、年度内に出力一〇キロワットをもつて放送を開始する。

3 名古屋テレビジョン放送局建設関係

送信所局舎に五六〇万円、送信用空中線装置に六、一五〇万円、放送装置に二、七〇〇万円、電源設備その他の九七〇万円、合計一億三八〇万円であり、年度内に出力一〇キロワットをもつて放送を開始する。

4 建設調査関係

建設工事に従事するものの定員を一七五人とし、これに要する給与その他の経費五、四〇〇万円である。

(テレビジョン)

度に引き続き東京局の整備並びに

大阪及び名古屋両局の建設を行はが、今後の放送局建設のための調査等を併せて行うこととし、総額二億八、八〇〇万円をもつて施行する。

建設工事に従事するものの定員を二〇人とし、これに要する給与その他の経費六、一八八万円である。

三 事業運営計画

昭和二十八年度における事業運営は、新たにテレビジョン放送を始め大要次の計画に基いて実施する。

1 国内放送

イ 要員関係

定員としては、前年度八、〇四三人に対し、放送時間の延長による放送及び技術現業要員三六人、放送施設の増加による技術現業要員五三人、

受信契約者の増加による加入現業要員一〇七人、合計一九六人のやむを得ない増員にとどめ、総定員は八、二三九人である。

職員の給与については、現在の社会経済情勢にかんがみ、従来の基準賃金額平均一万四、四〇六円を一〇%引上げ一万五、八四七円とした。又臨時労働の給与については、一般労賃の高騰を考慮して一〇%の増額を図る。即ち、人件費は前年度二〇億三千、七四三万四千円に対し、要員の増加及び基準賃金の引き上げにより二億四、五九七万六千円、臨時労働の給与の増額により、六七九万八千円、

あわせて二億五、二七七万四千円の増額となり、総額二二

億九、〇一九万八千円である。

口 放送関係

(1) 放送番組については、放送時間の増加及び内容の充実により、前年度二三億五九五万三千円に対し三、五〇四万七千円の増額となり、総額一三億四、一〇〇万円である。即ち、番組の編成に二億二、三八五万九千円、番組の実施に九億二、九四四万四千円、番組の資材整備に一億二、五七四万三千円及び番組の調査研究その他に、一九五万四千円である。

(2) 放送施設の維持保守については、放送施設の増加並びに電力料の値上がりによる増額があるが、技術の向上に伴う真空管経費の減額が見込まれるため、前年度三億一、〇一六万一千円に対し、一、七四七万円の減額となり、総額二億九、二六九万一千円である。

(3) 通信施設関係についてとは、放送網の拡充に伴い、前年度二億九、七四七万三千円に対し四、七一一万円の増額となり、放送費総額は六千円の増額となり、総額

五千二万六千円及び運賃手当に五、一〇八万四千円、職員の厚生保健その他に三億九、三五二万六千円及び運賃手当に四、四九二万二千円である。

ホ 技術研究関係

技術研究関係については、カラーテレビジョンの研究、受信機の改善研究、音響、電子管、無線その他の研究並びに各種技術調査のため、前年

度七、九〇九万七千円に対し七〇〇万円を増額し、総額

八、六〇九万七千円である。

ハ 業務関係

業務関係については、受信契約者の維持増加に努めるとともに、受信料の確実な収納を図る。このため前年度三億五

九、四八八万八千円に対し五、五〇一万八千円の増額となり、総額四億四、九九〇万六千円である。即ち、普及並びに受信改善関係に九、〇五六万九千円、加入関係に三億五、九三三万七千円である。

五、五〇一万八千円の増額となり、総額四億四、九九〇万六千円である。即ち、普及並びに受信改善関係に九、〇五六万九千円、加入関係に三

億五、九三三万七千円である。

六千円である。即ち、普及並びに受信改善関係に九、〇五六万九千円、加入関係に三

億五、九三三万七千円である。

七千円である。即ち、一般管理費に一億八、一三七万八千円、会員の維持管理に一億五、一〇八万四千円、職員の厚生保健その他に三億九、三五二万六千円及び運賃手当に五、一〇八万四千円、職員の

運賃、電灯料等の値上がり及び職員給与の引上げに伴う社会保険料の増額等により、前年度七億五、六九四万四千円に対し一、三九五万六千円の増額となり、総額七億七、〇九〇万円である。即ち、一般管理費に一億八、一三七万八千円、会員の維持管理に一億五、一〇八万四千円、職員の厚生保健その他に三億九、三五二万六千円及び運賃手当に五、一〇八万四千円、職員の

減価償却費について、予算収支の均衡を図るためにむづめざる必要額の七五%にとどめる」とし、総額三億一〇〇万円である。

（テレビジョン）
テレビジョンについては、既設の東京テレビジョン放送局に加え、新たに年度内に大阪及び名古屋において一〇キロワットテレビ

額の七五%にとどまることとし、総額二、三〇〇万円である。

ト
万円である。
予備金

昭和二十八年度資金計画

i

卷之三

1

ト 予備金 万円である。

区	分	昭和二十八年度	昭和二十七年度	増	減
年度初頭契約者数		0,000,000.00	0,000,000.00		
年度内新規契約者数		0,000,000.11	0,000,000.01	+0,000,000.10	-
年度内廃止契約者数		0,000,000.11	0,000,000.01	+0,000,000.10	-
年度内増加契約者数		0,000,000.00	0,000,000.00	0	
受信料免除者見込数					
1 有料契約者見込数 (テレビジョン)					
区	分	昭和二十八年度	昭和二十七年度	増	減
年度初頭契約者数		11,100	11,100	0	
年度内新規契約者数		0,000.00	0,000.00	0	
年度内廃止契約者数		0,000.00	0,000.00	0	
年度内増加契約者数		0,000.00	0,000.00	0	
区内・受信料免除者見込数		11,100	11,100	0	
2 受信料免除者見込数					
区	分	昭和二十八年度	昭和二十七年度	増	減
年度初頭免除者数		0,000.00	0,000.00	0	
年度内新規免除者数		0,000.00	0,000.00	0	
年度内廃止免除者数		0,000.00	0,000.00	0	
年度内増加免除者数		0,000.00	0,000.00	0	
年内増加免除者数		0,000.00	0,000.00	0	

昭和二十八年度資金計画
概要

1 本資金計画は、昭和二十八年度取扱予算並びに事業計画に基き、本年度における資金の実際の出入を計上した。

2 本年度の入金額は、
ラジオ関係については、受信料を月額五〇円とし、年度初頭より、受信契約者数一、〇三〇万人、年度内新規契約者数一二五万人、廃止契約者数六五万人として算定した受信料收入予算六四億七五〇万円から、その中の収納不能による欠損見越額二、二〇〇万円を控除した受信料収入額六三億八、五五〇万円、放送債券五億円発行による入金額四億九、二五〇万円、長期借入金二億一、〇〇〇万円、国際放送関係交付金四、八〇〇万円、選舉放送関係交付金三一八万六千円、駐留軍関係放送役員収入、受入利息、巡回相談等の収入、受入額一億二、四五〇万八千円、固定資産売却代金五〇〇万円、放送債券償還積立金よりの戻入額等八、〇〇〇万円をあわせて七三億四、八六九万四千円と予定した。

またテレビジョン関係については、受信料を月額二〇〇円とし、年度初頭受信契約者数二、一〇〇人、年度内新規契約者数二万三、五〇〇人、廃止契約者数三〇〇人として算定した受信料収入予算二、九二七万五千円から、その中の収納不能による欠損見越額九万九千円を控除し、年度初頭受信契約者数二、

議員改選及び衆議院議員その他の補欠選挙放送経費として三二八万六千円である。

八、六五四万九千円である。
八 業務関係
業務関係については、普及並びに受信改善関係に四一〇万円、加入関係に二二一萬八千円、合計六一二万八千円である。

二 管理関係

管理関係については、一般管理経費に三三三万四千円、舍屋設備の維持管理に九三五二千円、職員の厚生保健に四六八万八千円、退職手当その他に一六〇万円、合計一、四五万四千円である。

九 減価償却費

算収支の均衡を図るために必要な減価償却費については、予

昭治二十八年三月十二日
文部省会議録第三十九号附表

た受信料実際収納額二、九一七万六千円、長期借入金五億八、一七〇万円、受入利息その他の雑収入五二万五千円をあわせて六億一、一四〇万一千円と予定した。

これにより入金総額はラジオ、テレビジョンをあわせて七九億六、〇〇九万五千円と見込んだ。

本年度の資金需要額は、事業経費五七億三、〇二二万八千円、放送設備建設改修費八億三、六〇〇万円、放送債券返済

金四、八〇〇万円、長期借入金返済金二億四、〇〇〇万円、放送債券返済法定積立金二億七六〇万円、予備金五、〇〇〇万円、放送債券利息、長期借入金利息その他二億一、九六六万六千円、合計七三億二、一四九万四千円と予定した。

またテレビジョン関係については、事業経費二億四、七二〇万円、放送設備建設改修費二億八、八〇〇万円、予備金一、〇〇〇万円、長期借入金利息六、六二〇万一千円、合計六億一、一四〇万一千円と予定した。

これにより支出総額はラジオ、テレビジョンをあわせて七九億四、二八九万五千円と見込んだ。

資金の需要及びこれに対するラジオ関係については、事業経費五七億三、〇二二万八千円と予定した。

4 資金の需要及びこれに対するラジオ関係については、金融市場の勘査して、放送債券は各回一億円ずつ年度内五回の発行を予定し、長期借入金の借入については、資金需要に対応す

に、

イ 放送債券の発行及び長期借入金については、金融市場の情勢と建設計画の進捗状態を勘査して、放送債券は各回一億円ずつ年度内五回の発行を予定し、長期借入金の借入については、資金需要に対応す

ロ 長期借入金の返済については、本年度返済期にあたるものの二億四、〇〇〇万円のうち一億八、〇〇〇万円は借換債還を行い、残余六、〇〇〇万円は第二・四半期に返済を予定した。借入金の年度末残高はラジオについては、前年度よりの持越額三億九、七〇〇万

る額を借り入れるものと予定したが、情勢によつては、放送債券を長期借入金に、又は、長期借入金を放送債券にかえて資金需要を満たすこととする。

ハ、テレビジョンについては、前年度よりの持越額二億九、五〇〇万円に新規借入額五億八、一七〇万円を加えて八億七、六七〇万円と見込まれる。

カ、テレビジョンについては、短期借入金に八億七、六七〇万円と見込まれる。

5 年度途中における一時的資金逼迫に対する短期借入金によることとする。

二 資金計画表		第一・四半期	第二・四半期	第三・四半期	第四・四半期	合計
項 目	期、間					
一 前期繰越金		111,000	111,000	111,000	111,000	444,000
二 収 入	(ラ ジ オ)	1,000	1,000	1,000	1,000	4,000
受 信 料		1,000	1,000	1,000	1,000	4,000
放 送 債 券		1,000	1,000	1,000	1,000	4,000
受 付 金		1,000	1,000	1,000	1,000	4,000
長 期 借 入 金		1,000	1,000	1,000	1,000	4,000
交 付 金		1,000	1,000	1,000	1,000	4,000
雜 収 入		1,000	1,000	1,000	1,000	4,000
固定資産売却代金		10,000	11,000	11,000	11,000	43,000
放送債券返済金戻入		10,000	11,000	11,000	11,000	43,000
そ の 他 の 収 入	(テレビジョン)	10,000	11,000	11,000	11,000	43,000
受 信 料		10,000	11,000	11,000	11,000	43,000
合計		111,000	111,000	111,000	111,000	444,000

四 後期繰越金		三 長 期 借 入 金	四 短 期 借 入 金	五 支 出	六 収 入	七 合 計
事 業	經 費					
放送設備建設改修費	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
放送債券返済	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
長期借入金返済	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
法 定 積 立 金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
長 期 借 入 金	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
放 送 債 券	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
放送設備建設改修費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
そ の 他 の 支 出	(テレビジョン)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
事 業	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
經 費	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
合計	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000

日本放送協会昭和二十八年度 支予算、事業計画及び資金計画
に対する意見書
昭和二十八年二月

日本放送協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受

意見書
郵政大臣
信できるよう放送を行うことを目的とする。昭和二十八年度収支予算、事業計画及び資金計画は、協会の業務運営を指導監制する経営委員会

会が、この目的の遂行を期し、公衆の要望と社会の諸状況とを慎重に検討の上、経営の適正を図つて決定したものと認める。

一 事業計画について
昭和二十八年度における日本放送協会の事業計画は、その主眼を、標準放送については受信困難

な地区的改善、地域別放送及び放送番組の充実、テレビジョン放送について大坂及び名古屋において放送開始、更に将来建設しようとする都市における必要な調査、技術研究については極超短波受信困難な地区的改善については、放送局の新設及び施設の整備は、放送局の新設及び施設の整備を行うこととしているが、これは全国あまねく受信できるように放送することを協会の目的としている放送法の趣旨に照して、妥当な方針であると考える。

地域別放送の充実については、府県別放送を充実して行うこととしているが、これは、公衆の地域的・社会生活に即しようとするものであつて、方針としては、適当と認める。しかしながら、受信困難な地区的改善及び地域別放送の充実を図るために放送施設の新設及び拡充については、周波数、空中線電力等技術的見地から見て、その実施方法に関しては考慮の要があるものと思われる。

放送番組の充実については、文化のこう揚を目的とする高度芸術的及び教養的放送の充実を図る等質的に向上に努めている。

テレビジョン放送については、本年度中に放送を開始する予定で大阪及び名古屋に放送局を施設するとともに、更に他の都市に施設を拡充するために必要な調査を行なうこととしているが、これは、

な地区的改善、地域別放送及び放送番組の充実、テレビジョン放送については大坂及び名古屋において放送開始、更に将来建設しようとする都市における必要な調査、技術研究については極超短波受信困難な地区的改善については、放送局の新設及び施設の整備は、放送局の新設及び施設の整備を行すこととしているが、これは全国あまねく受信できるように放送することを協会の目的としている放送法の趣旨に照して、妥当な方針であると考える。

地域別放送の充実については、府県別放送を充実して行うこととしているが、これは、公衆の地域的・社会生活に即しようとするものであつて、方針としては、適当と認める。しかしながら、受信困難な地区的改善及び地域別放送の充実を図るために放送施設の新設及び拡充については、周波数、空中線電力等技術的見地から見て、その実施方法に関しては考慮の要があるものと思われる。

放送番組の充実については、文化のこう揚を目的とする高度芸術的及び教養的放送の充実を図る等質的に向上に努めている。

テレビジョン放送については、本年度中に放送を開始する予定で大阪及び名古屋に放送局を施設するとともに、更に他の都市に施設を拡充するために必要な調査を行なうこととしているが、これは、

公衆の要望を考慮して可及的すみやかに全国にテレビジョン放送を普及させようとする計画の一つであつて、方針としては、妥当なものであると認める。

技術研究については、公共企業体としての同協会の使命に照して適當なものであると認める。

二

収支予算について

予算総則においては、予算の目的外使用の禁止及び彼此流用、予算の繰越使用、収入が予算を超えていた場合におけるその使用方法、前年度決算に収支剰余金があつた場合におけるその使用方法、業務に関する研究に対する交付金、補助金の使用方法等について規定している。

これを概括的にみると、第一に、標準放送とテレビジョン放送の經理の区分を明確にすることに

考慮が払われており、これは、受

信料の対象となる放送種別の相違

に基づくものであつて、妥当なものと認める。

第二に、標準放送及び

テレビジョン放送の区分による各

項目の彼此流用については、相当

の融通性を認めているが、事業の特質からみて、予算にこの程度の融通性を持たせることは、その円滑なる運営を図る上に必要だと認められる。

予算書においては、標準放送関係について、収入、支出の総額を

おのおの七六億四、七一九万四千円と予定しているが、収入及び支出は、前年度に比し、それぞれ二

億五、六五一万円の増加である。

テレビジョン放送関係について

二二万八千円、管理費一、〇四

五万四千円、減価償却費二、三

〇〇万円、関連経費六、六三〇

万円をそれぞれ見積っている。

なお、事業支出のうち、特に注意すべきものと認められるのは、次の諸点である。

支出しは、資本支出と事業支出に大別される。

資本支出については、標準放送二三億三、一六〇万円、テレビジョン放送二億八、八〇〇万円、事業支出については、標準放送六二億六、五五九万四千円、テレビジョン放送三億三、六五〇万円を見込んでいる。

なお、予見しがたい予算の不足に充てるために、予備金として標準放送五、〇〇〇万円、テレビジョン放送一、〇〇〇万円を計上している。

資本支出としては、その大部が放送施設の建設、改善及び整備等に充當される計画であり、これらの計画は、放送法に規定する協会の目的等からみて妥当と認める。

事業支出としては、標準放送

関係として給与二三億二、六〇八万七千円、放送費二〇億一、八九九万円、業務費四億四、九九〇万六千円、管理費七億八、九八三万一千円、国際放送費五、九三二万六千円、技術研究費八、六〇九万七千円、減価償却費三億一〇〇万円、関連経費二億三、四三六万六千円をそれぞれ見積っている。また、テレビジョン放送関係として給与四、三九七万九千円、放送費一億

八、六四五万九千円、業務費六

二二万八千円、管理費一、〇四

五万四千円、減価償却費二、三

〇〇万円、関連経費六、六三〇

万円をそれぞれ見積っている。

なお、事業支出のうち、特に注意すべきものと認められるのは、次の諸点である。

支出しは、資本收入と事業收入に大別される。

資本收入については、標準放送年度八、一七四名に対し本年度八、四二七名であつて、標準放送関係として一九六名、テレビジョン放送関係としては五七名の増員を見込んでいる。これは、放送時間の延長放送施設の増加及び受信契約者の増加のため必要となつたものであり、やむを得ないものと認める。

人件費については、基準賃金の月額平均を前年度に比し一〇%引き上げて、二億六、〇四五万五千円の増加を見込んでいる。

これは、協会の全般的な財政状況からみれば、慎重なる考慮を要するものであるが、事業の円満なる運営維持のためににはやむを得ない措置と認める。

減価償却費については、定率法による所要経費の七五%を計上している。

これは、現在の協会の財政状況からみれば、やむを得ない措置と認めるが、できるだけ平常なる状態に復するようになることが望ましいことである。

なお、本年度予算において

テレビジョン放送関係について

八〇万円であつて、そのほとんどが受信料収入である。受信料の借入実績からみて、ほぼ妥当な見込と考えられる。

また、事業収入は、二、九八〇万円であつて、そのほとんどが受信料収入である。受信料

数を二、一〇〇、本年度受信契約者の増加を東京が一万三、二

二五、大阪及び名古屋が九、九七五と見込み、受信料月額二〇円で算出している。

これは、テレビジョン放送が我が国で初めての事業であり、その受信契約者数を的確に見込むことは、

を主眼としているものと認められる。

標準放送関係についてこれをみるに、資本収入のうち、放送の実績に従事し、ほぼ妥当な見込とを考えられる。

一、〇〇〇万円は、協会の從来の債券五億円、長期借入金二億

万円と分れる。

収入について

みるに、資本収入のうち、放送の実績に従事し、ほぼ妥当な見込とを考えられる。

一、〇〇〇万円は、協会の從来の債券五億円、長期借入金二億

万円と分れる。

収入は、資本収入と事業収入とに分れる。

標準放送関係についてこれを

みるに、資本収入のうち、放送の実績に従事し、ほぼ妥当な見込とを考えられる。

機の生産とその価格及び国民の購買力等から判断して推定したもので、おおむね堅実なものと認める。

三 資金計画について

昭和二十八年度の資金計画は、事業計画に基いて、年度中ににおける資金の出入に関する計画を記載しているが、協会の受信料の収納状況、事業の運営状況、建設改修工事の計画等からみて妥当なものと認める。

以上通観するに、本取支予算、事業計画及び資金計画は、現在の社会経済情勢に応じて、放送番組の充実、放送設備の建設改修、事業の合理的な経営に努める方針をとっているものと認められ、いずれも妥当であり、且つ、その相互間の調整においても適切である。

郵政大臣は、本取支予算、事業計画及び資金計画は妥当なものであると判定する。

青少年問題協議会設置法案

(審議)

第一条 総理府に、附屬機関として、中央青少年問題協議会（以下「中央協議会」という。）を置く。

2 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村に、附屬機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会（特別区にあつては、特別区青少年問題協議会）及び市町村青少年問題協議会（以下同じ。）を置くことができる。

（中央協議会）

第二条 中央協議会は、左の各号に

掲げる事務をつかさどる。

一 青少年の指導、育成、保護及びよう正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。

二 青少年の指導、育成、保護及びよう正に関する総合的施策の適切な実施を期するため必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

三 中央協議会は、前項に規定する事項に関する内閣総理大臣に対する意見を述べることができる。

四 第三条 中央協議会は、委員二十五人以内で組織する。

五 委員は、左の各号に掲げる者に

が指名する者三人

が指名する者二人

六 内閣官房長官その他関係各行政機関の職員十人以内

七 最高裁判所の職員一人

八 学識経験がある者九人以内

九 前項第五号の委員の任期は、二年とする。但し、欠員が生じた場合はにおける補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

10 前項の委員は、再任されることができ。

11 中央協議会に、会長及び副会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

12 会長は、会務を総理する。

13 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を

代理する。

8 中央協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

9 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

10 委員及び専門委員は、非常勤とする。

11 委員及び専門委員は、少くとも一ヶ月に一回定期会議を開く外、必要に応じて、会議を開くものとする。

12 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

13 第五条 中央協議会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。

(地方協議会)

第六条 都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会（以下「地方協議会」と総称する。）は、当該地方公共団体における第二条第一項に規定する事務をつかさどる。

7 地方協議会は、第二条第一項に規定する事項に関して、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

8 第七条 地方協議会は、会長一人及び委員若干人で組織する。

9 会長は、当該地方公共団体の長をもつて充てる。

10 委員は、地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者（都道府県青少年問題協議会にあつては、家庭裁判所の職員を含む。）のうちから、当該地方公共団体の長が任命する。

11 第二十九条第一項の表中「人口問題審議会」

「厚生統計協議会」

「厚生省設置法の一部を改正する法律案」

「厚生省設置法（昭和二十四年法律第二百五十一号）の一部を次のように改正する。」

会議について適用する。

(相互の協力)

第八条 中央協議会及び地方協議会は、第二条第一項に規定する事項に関し、相互に緊密な連絡をとらなければならぬ。

第九条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することがで

(経費)

第十条 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

附 則

1 この法律は、昭和二十四年法律第二百二十七号の一部を次のようにより改正する。

2 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

3 青少年の指導、保護及びよう正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議し、及びその権限に属せしめられた事項を行ふこと。

4 青少年問題協議会設置法（昭和二十四年法律第二百五十一号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行ふこと。

5 青少年問題協議会設置法（昭和二十四年法律第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

6 青少年問題協議会設置法（昭和二十四年法律第二百五十一号）の一部を調査審議すること。

7 青少年問題協議会設置法（昭和二十四年法律第二百五十一号）の一部を調査審議すること。

8 青少年問題協議会設置法（昭和二十四年法律第二百五十一号）の一部を調査審議すること。

9 青少年問題協議会設置法（昭和二十四年法律第二百五十一号）の一部を調査審議すること。

10 青少年問題協議会設置法（昭和二十四年法律第二百五十一号）の一部を調査審議すること。

11 青少年問題協議会設置法（昭和二十四年法律第二百五十一号）の一部を調査審議すること。

12 青少年問題協議会設置法（昭和二十四年法律第二百五十一号）の一部を調査審議すること。

13 青少年問題協議会設置法（昭和二十四年法律第二百五十一号）の一部を調査審議すること。

きる。

(政令又は条例への委任)

第十一条 この法律に定めるものを除く外、中央協議会又は地方協議会に關し必要な事項は、それぞれ政令又は条例で定める。

大蔵省設置法の一部を改正する法律

大蔵省設置法の一部を改正する法律

(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第二号を同条第三号とし、以下一号ずつ繰り下げる。同条第一号

の次に次の二号を加える。
二 政府関係機関の予算、決算及び会計に関すること。

「並びに同条第四号から第九号までに掲げるものを」を、「同条第四号から第十三号までに掲げるものを」に改め、同条第一号を削り、同条第二号を同条第十一号とし、同条第三号中「支払手段、貴金属、証券及び債権を化体する書類」を「及び貴金属」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とする。

三条第四号、第五号、第八号及び第十三号に掲げるもの」に改め、同条第一号を削り、同条第二号を同条第十一号とし、同条第三号中「支払手段、貴金属、証券及び債権を化体する書類」を「及び貴金属」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とする。

第二十五条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

二 前項の規定にかかわらず、東京税関及び長崎税関においては、税關官房及び左の二部を置く。

税關部
監視部

附則

この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

厚生省設置法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案

三十日

附則
この法律は、公布の日から施行する。

製造業者及び輸入業者の届出義務

第三条 製造業者又は輸入業者は、その事業を開始する二週間前までに、農林大臣に左に掲げる事項を届け出なければならない。但し、省令で定める製造業者は、この限りでない。

一 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 製造業者にあつては製造する

事務所の名称及び所在地

三 販売業務を行う事業場及び保管する施設の所在地

四 製造又は輸入に係る飼料の種類及び名称

五 その他省令で定める事項

2 前項に掲げる者は、同項の届出事項に変更を生じたときは、その日から一箇月以内に、農林大臣に、その旨を届け出なければならない。その事業を廃止したときも、また同様とする。

（飼料の登録の申請）

第四条 前条第一項の規定により届出をした者は、省令の定めるところにより、その製造又は輸入に係る飼料について、その名称とともに農林大臣に登録の申請をすることとする。

2 前項の申請を行ふ場合において同一の名称で成分量の異なる

二以上の飼料の登録の申請をする

ことができない。

1 III

改める。

3 登録の申請をする者は、一件につき二千円をこえない範囲内において、省令の定める額の手数料を納付しなければならない。

(登録拒否等)

第五条 左に掲げる場合には、登録を行わない。

一 異物の混入その他品質が著しく劣ることが認められるとき。

二 第三項の規定による農林大臣の指示に従わないとき。

農林大臣は、第二十二条の規定により登録を取り消された者について、取消の日から三年間登録を拒否することができる。

3 農林大臣は、申請書の記載事項が該申請に係る飼料の品質と異なるときは、その記載事項を訂正すべきことを指示することができること。

(登録)

第六条 第四条第一項の規定により登録の申請を受けた場合において、農林大臣は、当該飼料につき、前条第一項各号の規定に違反していないと認めるときは、これを登録し、且つ、当該申請者に対し、左に掲げる事項を記載した登録証を交付しなければならない。

一 登録番号及び登録年月日

二 登録の有効期限

三 氏名及び住所

四 飼料の名称

五 飼料の用途

六 保証成分量

七 製造業者にあつては製造する事業場の所在地

(登録の有効期間)

第七条 登録の有効期間は、三年と

3 登録の有効期間の更新を受けようとする者は、一千円をこえない範囲内において省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 登録の有効期間の更新を受けようとする者は、省令で定めることを行わない。

3 登録の有効期間の更新を受けようとする者は、一千円をこえない範囲内において省令で定める額の手数料を納付しなければならない。

(登録の失効)

第八条 左の各号の一に該当するときは、登録は、その効力を失う。

一 登録を受けた者が当該飼料の製造又は輸入の事業を廃止したとき。

二 登録を受けた法人が解散した場合においてその清算が結了したとき。

三 第二十二条の規定により登録を取り消されたとき。

(登録に関する公告)

第九条 農林大臣は、登録をしたとき、登録の有効期間を更新したとき又は前条の規定により登録が失つたときは、当該登録を受けた者(第八条第二号の場合は清算人)は、遅滞なく、登録証を附して効力を失つた事由及びその年月日を農林大臣に届け出なければならない。

5 登録の有効期間が満了したとき、又は第八条の規定により登録がその効力を失つたときは、当該登録を受けた者(第八条第二号の場合は清算人)は、遅滞なく、登録証を附して効力を失つた事由及びその年月日を農林大臣に届け出なければならない。

2 登録を受けた法人が解散し、又は清算を終了したときは、その清算人は、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

4 登録を受けた法人が解散し、又は清算を終了したときは、その清算人は、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

5 登録を受けた法人が解散し、又は清算を終了したときは、その清算人は、遅滞なく、その旨を農林大臣に届け出なければならない。

(保証票)

第十一条 第六条の規定により登録を受けた飼料(以下「登録飼料」といふ。)の製造業者又は輸入業者は、当該登録に係る名称を用いて、当該登録に係る保証成分量と異なる成分量の飼料を譲り渡してはならない。但し、農林大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 登録飼料の製造業者又は輸入業者は、前項但書の規定により許可を受けて当該飼料を譲り渡す場合

3 林大臣に届け出、登録証の書替交付を申請しなければならない。

2 製造業者にあつては製造する事業場の所在地

一 氏名及び住所

二 前項各号のうち登録証の記載事項に該当する事項については、これと異なる記載をしてはならない。但し、第十三条第一項但書の許可を受けた場合は、この限りでない。

八 正味重量

九 登録番号

六 製造し又は輸入した年月

七 製造業者にあつては製造した事業場の名称及び所在地

五 製造業者又は輸入業者の氏名及び住所

三 飼料の用途

四 保証成分量

五 製造業者又は輸入業者の氏名

六 製造し又は輸入した年月

七 製造業者にあつては製造した事業場の名称及び所在地

八 正味重量

九 登録番号

六 製造し又は輸入した年月

七 製造業者にあつては製造した事業場の名称及び所在地

八 正味重量

九 登録番号

3 林大臣若しくは包装又は保証票に農林大臣の指示する事項を記載しなければならない。

2 何人も、登録飼料以外の飼料の容器又は包装、広告文等に、当該飼料が登録を受けた旨又は登録を受けたものであると誤認させる虞のある記載をしてはならない。

2 保証票を自己の販売する飼料若しくは包装に附してはならない。

2 何人も、登録飼料以外の飼料の容器又は包装、広告文等に、当該飼料が登録を受けた旨又は登録を受けたものであると誤認させる虞のある記載をしてはならない。

2 保証票を購入する者は、当該保証票に記載すべき旨を命ずることができる。

2 農林大臣は、前項の命令をしたときは、登録証にその旨を記載することができる。

(保証成分量の譲渡)

2 農林大臣は、前項の命令をしたときは、登録証にその旨を記載する。

(保証成分量)

2 製造業者、輸入業者又は販売業者は、その製造し、輸入し、又は販売する飼料の成分量又はその品質が低下するような異物を混入してはならない。

(虚偽の宣伝等の禁止)

2 製造業者、輸入業者又は販売業者は、その製造し、輸入し、又は販売する飼料について虚偽の宣伝をしてはならない。

2 製造業者、輸入業者又は販売業者は、その製造し、輸入し、又は販売する飼料について、その成分又は効果に関して誤解を生ずる虞のある名称を用いてはならない。

(容認等の不正使用の禁止)

第十七条 何人も、他の製造業者、輸入業者若しくは販売業者の氏名、商標若しくは商号又は他の飼料の名称若しくは成分を表示した容器又は包装を不正に使用してはならない。

(販売業者の公示の義務)

第十八条 販売業者は、登録飼料の

容器又は包装を開き、又は変更して当該飼料を販売するときは、当該飼料の容器又は包装に附されている保証票の写を、店頭その他見易い場所に呈示しなければならない。

(帳簿の備付)

第十九条 登録飼料の製造業者又は輸入業者は、当該飼料を製造し又は輸入したときは、速滞なく、その名称及び数量を帳簿に記載しなければならない。

第二十条 登録飼料の製造業者又は輸入業者は、当該飼料を譲り渡したときは、その都度その名称、数量、年月日及び相手方の氏名又は名称を帳簿に記載しなければならない。

(報告の徴取)

第二十一条 農林大臣は、製造業者、輸入業者若しくは販売業者又は飼料の運送業者若しくは倉庫業者から、その業務に関し必要な報告を徴することができる。(立入検査等)

第二十二条 農林大臣は、登録飼料の製造業者又は輸入業者が、この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反したときは、これらの者に対し、当該飼料の譲渡若しくは引渡しを制限し、若しくは禁止し、又はその登録を取り消すことができる。

(聴聞)

第二十三条 農林大臣は、前条の規定により登録の取消をしようとするときは、当該登録を受けている者に対し、あらかじめ、期日、場所及び取消の原因たる事由を通知して公開による聴聞を行ふ。

(不服の申立)

第二十四条 左に掲げる者は、第一の者にあつては当該期間満了後二週間以内、第二の者にあつては分析検査のため必要な最小量に

限り、無償で収去させることができる。

2 前項の規定による立入検査、質問及び取扱の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

3 第一項の場合には、その職員は、省令で定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求のあつたときは、これを呈示しなければならない。

4 農林大臣は、第一項の規定により飼料又はその原料を収去させたときは、当該飼料又はその原料の分析検査の概要を新聞その他の方法により公表する。

(違反の場合の行政処分)

第二十五条 農林大臣は、前項の規定による不服の申立を受けたときは、その者に対し、あらかじめ期日及び場所を通知して公開による聴聞を行い、その者又はその代理人が証拠を呈示し、意見を述べる機会を与えた後該申立てに対する決定をしなければならない。

(都道府県の行う取締)

第二十六条 都道府県は、販売業者であつて製造業者又は輸入業者以外のものにつき、第十五条から第十八条までの事項を取り締む必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、必要な措置をとることができる。

2 前項の条例を定める場合には、あらかじめ農林大臣の承認を受けし、意見述べる機会を与えないければならない。

(委任事項)

第二十七条 左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

1 第十三条、第十四条第二項又は第十五条の規定に違反した者は、当該指示を受けた日から二週間に以内、第三号の者にあつては当該処分の日から二週間に以内に、それぞれその旨を記載した書面をもつて、農林大臣に不服の申立てをすることができる。

2 第四条第一項の規定に違反して保証票を不正に使用した者は、二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第五条第三項の規定による指示に對して不服がある者

4 第二十二条の規定による飼料の譲渡若しくは引渡しの制限又は禁止の处分に對して不服がある者

5 第十六条又は第十七条の規定に違反した者

6 第二十九条、第二十二条の規定による飼料の譲渡若しくは引渡しの制限又は禁止の处分に違反した者

7 第三十三条 第十条、第十八条又は第十九条の規定に違反した者は、二千円以下の過料に処する。

(施行期日)

第一項の法律の施行期日は、昭和二十九年四月一日とする。

(施行期日)

1 この法律の施行の際現に飼料の製造業者又は輸入業者である者が、その現に営んでる製造又は輸入の事業について第三条第一項の規定によりなすべき届出の期間については、同条同項の規定にかかるらず、本法施行の日から三十日以内とする。

2 この法律施行の際現に飼料の製造業者又は輸入業者である者が、その現に営んでる製造又は輸入の事業について第三条第一項の規定によりなすべき届出の期間については、同条同項の規定にかかるらず、本法施行の日から三十日以内とする。

3 農林省設置法(昭和二十四年法律第五百五十三号)の一部を次のよう改正する。

4 第四条第三十八号の二の次に次の一号を加える。

昭和二十八年三月十二日 東京院会議録第三十九号附録

三十九の三 飼料の登録及び検査を行うこと。

第十一条第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 飼料の登録及び検査に関すること。

飼料の品質改善に関する法律案に対する修正案

飼料の品質改善に関する法律案に対する修正案

飼料の品質改善に関する法律案一部を次のようにより改定する。

附則第一項中「昭和二十九年四月一日とする。」を「公布の日から起算して九月をこえない期間内において、政令で定める。」に改める。

農林漁業金融公庫法の一部を改定する法律案

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「資本金は、」の下に「政府の一般会計からの出資金百億円」と加える。

第十七条の次に次の二条を加える。

（退職手当） 公庫は、役員及び職員に対する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、あらかじめ主務大臣の承認を受けなければならない。これと変更しようとするときも、また同様とする。

第十三条第一号中「認可」の下に「又は承認」を加える。

附則第一項中及び附則第二十項を、附則第二十項及び附則第二十

一項に改め、附則に次の二項を加える。

21 農山漁村電気導入促進法（昭和二十七年法律第三百五十八号）の一部を次のようにより改正する。

第四条中「政府は、前条の計画

を実施するため、」を「農林漁業金融公庫は、」に改め、「農林漁業資

金融通法（昭和二十六年法律第一百五号）の定めるところにより、」を

割り「貸し付けるものとする。」を

「貸し付ける場合には、前条の計

画を基準としなければならない。」

」を「改良、造成」に改める。

別表第七号中「十五年」を「二十五

年」に、「一年」を「三年」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の農林漁業金融公庫法第四条の規定による政府の一般会計からの出資金は、昭和二十八年度において出資するものとする。

3 国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律（昭和二十五年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「支給される職員（以下「職員」という。）の下に「（農林漁業金融公庫の役員及び職員を除く。）」を加える。

主要農作物種子法の一部を改正する法律案

主要農作物種子法の一部を改正する法律案

主要農作物種子法（昭和二十七年法律第三百三十一号）の一部を次のよ

うに改正する。

第一条第一項中「及び小麦」を「小麦及び大豆」に改め、同条第二項中「審査することをいい」「生産物審査」とは、都道府県が種子生産は場において生産された主要農作物の種子の発芽の良否、不良な種子及び異物の混入状況等について審査することをいふ。」に改める。

第四条の見出しを「（審査）」に、同条第二項中「（は場審査）」を「（ほ場審査）」に改め、第三項及び第四項中「（は場審査）」を「（審査）」に、同条第三項とく以下一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2 指定種子生産者は、次条の規定により交付を受けたほ場審査証明書に係る指定種子生産は場において生産された主要農作物の種子について、生産物審査を受けなければならない。

第五条の見出しを「（ほ場審査證明書等の交付）」に、同条中「（第四項）」を

「（第五項）」に改め、同条中「（ほ場審査）」の下に「（又は生産物審査）」を、当該主要農作物の下に「又はその種子」を、「（ほ場審査証明書）」の下に「（又は生産物審査證明書）」を加える。

第六条の次に次の二条を加える。

（原種及び原原種の生産）

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案

日本輸出入銀行法（昭和二十二年法律第一百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び小麦」を

「小麦及び大豆」に改める。

第六条の二 都道府県は、主要農作物の原種及び原原種はの設置等により、指定種子生産は場において主要農作物の優良な種子の生産

を行うために必要な主要農作物の原種及び当該原種の生産を行ったために必要な主要農作物の原原種の生産を行わなければならない。

（優良な品種を決定するための試験）

第六条の三 都道府県は、当該都道府県に普及すべき主要農作物の優良な品種を選定するため必要な試験を行わなければならない。

第七条を次のように改める。

（国の助成）

第七条 国は、毎年度予算の範囲内で、政令の定めるところにより、都道府県に対し、左に掲げる経費を補助することができる。

1 都道府県が行うほ場審査及び生産物審査、第六条の事務、第五项中「（第三項）」を「（第四項）」に、「（は場審査）」を「（審査）」に改め、第二項を第三項とく以下一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2 指定種子生産者は、次条の規定により交付を受けたほ場審査証明書に係る指定種子生産は場において生産された主要農作物の種子について、生産物審査を受けなければならない。

3 第五条の見出しを「（ほ場審査證明書等の交付）」に、同条中「（第四項）」を

「（第五項）」に改め、同条中「（ほ場審査）」の下に「（又は生産物審査）」を、当該主要農作物の下に「又はその種子」を、「（ほ場審査証明書）」の下に「（又は生産物審査證明書）」を加える。

第六条の次に次の二条を加える。

（日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案）

日本輸出入銀行法（昭和二十二年法律第一百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び小麦」を

「小麦及び大豆」に改める。

第六条の二 都道府県は、主要農作物の原種及び原原種はの設置等により、指定種子生産は場において主要農作物の優良な種子の生産

を行うために必要な主要農作物の原種及び当該原種の生産を行ったために必要な主要農作物の原原種の生産を行わなければならない。

（法律第二百六十八号）の一部を次に改正する。

第十八条第一項第六号を同項第八号とし、同項第五号を次のように改める。

五 本邦からの輸出及びこれに伴つてなされる本邦法人若しくは本邦人からの技術の提供を促進し、又は本邦の輸入市場の國際化支上有利な地域における開拓若しくは國際貿易上より有利な地域への転換を促進するため、本邦輸出入業者、本邦製造業者その他政令で定める本邦法人又は本邦人に対して、外國為替の管理に関する法令の規定に従い外國法人に出資し、若しくはその株式を取得し、又は外國法人に設備等を貸し付けるため必要な資金を貸し付けること。

第六条の三 都道府県は、当該都道府県に普及すべき主要農作物の優良な品種を選定するため必要な試験を行わなければならない。

第七条を次のように改める。

（国の助成）

第七条 国は、毎年度予算の範囲内で、政令の定めるところにより、都道府県に対し、左に掲げる経費を補助することができる。

1 都道府県が行うほ場審査及び生産物審査、第六条の事務、第五项中「（第三項）」を「（第四項）」に、「（は場審査）」を「（審査）」に改め、第二項を第三項とく以下一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の二項を加える。

2 指定種子生産者は、次条の規定により交付を受けたほ場審査証明書に係る指定種子生産は場において生産された主要農作物の種子について、生産物審査を受けなければならない。

3 第五条の見出しを「（ほ場審査證明書等の交付）」に、同条中「（第四項）」を

「（第五項）」に改め、同条中「（ほ場審査）」の下に「（又は生産物審査）」を、当該主要農作物の下に「又はその種子」を、「（ほ場審査証明書）」の下に「（又は生産物審査證明書）」を加える。

第六条の次に次の二条を加える。

（日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案）

日本輸出入銀行法（昭和二十二年法律第一百五十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び小麦」を

「小麦及び大豆」に改める。

第六条の二 都道府県は、主要農作物の原種及び原原種はの設置等により、指定種子生産は場において主要農作物の優良な種子の生産

第十八条第二項及び第三項を削る。

第十八条の二中「前条第一項第五号」を「第十八条第七号」に改め、同条第五号を第十八条の三とし、第十八条の三に次の一項を加える。

第十八条の二 日本輸出入銀行が資金の貸付、手形の割引又は債務の保証を行うことができる場合は、

第二項から第六項までの規定に該当し、且つ、銀行が通常の条件により資金の供給を行なうことが困難な場合であつて、当該貸付に係る資金の償還、当該割引に係る手形の支払又は当該保証に係る債務の履行が確実であると認められる場合とする。

2 前条第一号から第三号までの規定による資金の貸付若しくは手形の割引又は当該資金の貸付を受けたことができる者に対する同条第七号の規定による債務の保証は、物資等の輸入契約が締結され、又はその締結が確定になつた場合で当該契約に基く債務の履行が確実であると認められるときであつて、且つ、左の各号のいずれにも該当するとき、限り、行なうことができる。

3 物資等の輸入契約に基くその対価の一部の前払が行われる場合であつて、当該前払に係る資金が、その前払を受ける者によつて、当該輸入契約に基く物資等の本邦への輸出を行うために必要な資源の開発その他事業の擴充に充てられるとき、又は当該前払をしなければ当該輸入契約に基く物資等の本邦への輸出が著しく困難であると認められるとき。但し、当該前払を受けた者の信用状態が良好であり、且つ、当該前払に関する債務の履行が確実であると認められることができる。

3 前項の規定にかかわらず、本邦からの設備等の輸出（これに伴つてなされる技術の提供を含む。）の契約が競争入札の方法によりなされる場合における入札保証金に充てるため必要な資金について行う前条第一号の規定による資金の貸付、同条第二号の規定による手形の割引又は同条第七号の規定に

よる債務の保証は、当該契約が締結された場合におけるその契約に記載の取扱若しくはその株式基く債務の履行が確実であると認められる場合には、行なうことができる。

4 前条第四号の規定による資金の貸付若しくは手形の割引又は当該資金の貸付を受けることができる者に対する同条第七号の規定による債務の保証は、物資等の輸入契約が締結され、又はその締結が確定になつた場合で当該契約に基く債務の履行が確実であると認められるとき、限り、行なうことができる。

5 前条第六号の規定による資金の貸付又は当該

得又は設備等の貸付に因り同条第五号に規定する貸付の目的が確実に達成されると認められるとき、限り、行なうことができる。

6 前条第六号の規定による資金の貸付又は当該

貸付又は当該資金の貸付を受けることができる者に対する同条第七号の規定による債務の保証は、その貸付金の償還期限又は保証に係る債務の履行期限が一年をこえ十年以内のものでなければならぬ。

7 前条第一号但書及び第四号但書

の規定は、銀行が日本輸出入銀行

との間に規定する貸付の目的が確実に達成されると認められるとき、限り、行なうことができる。

8 第十九条第一項中「第一項第一号

から第五号まで」を「第一号から第七号まで」に改める。

9 第二十条第一項中「第一項」を削り、「第五号」を「第四号」に、「貸付金」割引に係る手形又は「資金の貸付若しくは割引に係る手形又は

第三十九条第一項中「第一項」を削る。

10 第四十六条第四号中「第一項」を削り、「第五号」を「第四号」に、「貸付

金」割引に係る手形又は「資金の貸付若しくは割引に係る手形又は

第三十九条第一項中「第一項」を削る。

11 第二十二条第一項中「第一項」を削り、「第三項中「第一項」を削る。

12 第二十三条第一項中「第一項」を削り、「第三項中「第一項」を削る。

13 第二十五条第一項中「第一項」を削り、「第三項中「第一項」を削る。

号の規定による債務の保証は、外國法人への出資若しくはその株式の取得若しくは外國法人への設備等の貸付に關する契約が締結された場合におけるその契約に

の取得若しくは外國法人への設備等の貸付に關する契約が締結された場合におけるその契約に

第三項中「第一項」を削り、同条第四項中「三年をこえ五年以内」を「五年をこえ七年以内」に改め、同項の次に次の二項を加える。

第十八条第五号若しくは第六号の規定による資金の貸付又は当該

得又は設備等の貸付に因り同条第五号に規定する貸付の目的が確実に達成されると認められるとき、限り、行なうことができる。

5 第十八条第五号若しくは第六号の規定による資金の貸付又は当該

得又は設備等の貸付に因り同条第五号に規定する貸付の目的が確実に達成されると認められるとき、限り、行なうことができる。

6 前条第六号の規定による資金の貸付又は当該

得又は設備等の貸付に因り同条第六号に規定する貸付の目的が確実に達成されると認められるとき、限り、行なうことができる。

7 前条第六号の規定による資金の貸付又は当該

得又は設備等の貸付に因り同条第六号に規定する貸付の目的が確実に達成されると認められるとき、限り、行なうことができる。

8 第十九条第一項中「第一項第一号

から第五号まで」を「第一号から第七号まで」に改める。

9 第二十条第一項中「第一項」を削り、「第五号」を「第四号」に、「貸付

金」割引に係る手形又は「資金の貸付若しくは割引に係る手形又は

第三十九条第一項中「第一項」を削る。

10 第四十六条第四号中「第一項」を削り、「第五号」を「第四号」に、「貸付

金」割引に係る手形又は「資金の貸付若しくは割引に係る手形又は

第三十九条第一項中「第一項」を削る。

この法律は、公布の日から施行する。法律に改める。

米国対日援助物資等処理特別会計法を廃止する法律案

米国対日援助物資等処理特別会計法を廃止する法律案

米国対日援助物資等処理特別会計法(昭和二十五年法律第六十五号)

並びに昭和二十六年度及び昭和二十七年度の決算に関しては、なお従前の例による。

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 米国対日援助物資等処理特別会計の昭和二十七年度分の収入支出計の昭和二十七年度分の収入支出

並びに昭和二十六年度及び昭和二十七年度の決算に関しては、なお従前の例による。

3 この法律施行の際米国対日援助物資等処理特別会計に属する資産(現金及び昭和二十七年度分の収入支出計の昭和二十七年度分の収入支出金に係る権利を除く。)及び負債(昭和二十七年度中に支払義務の生じた支出金でこの法律施行前に支出し済とならなかつたものに係る負債を除く。)は、この法律施行の際一般会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により一般会計に帰属するものの外、米国対日援助物資等処理特別会計の昭和二十七年度の出納の完結の際同会計に属する資産及び負債は、その出納の完

了の際、一般会計に帰属するものとする。

5 退職職員に支給する退職手当支

國有財産法第十三条の規定に基き、国会の議決を求めるの件
左記企業用財産を公共福利用財産とすることについて、國有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第十三条の規定により、国会の議決を求める。

記

一 所 在 栃木県上都賀郡日光町大字日光字奥日光

区分	種目	數量	価格	評価		備考
				地積	石	
土地	敷地	五、六〇〇坪	五、六〇〇円	五、六〇〇坪	五、六〇〇円	現況
立木竹	住宅建	延坪 一〇〇坪	一〇〇坪	三六八五三坪	三六八五三円	森林
計	建坪	一〇〇坪	一〇〇坪	一六九三三坪	一六九三三円	

二 所 在 長野県南安曇郡安曇村字上高地

区分	種目	數量	価格	評価		備考
				地積	石	
土地	敷地	一七〇〇坪	一七〇〇円	一七〇〇坪	一七〇〇円	
立木竹	木造瓦葺	延坪 一七〇坪	一七〇坪	二〇〇坪	二〇〇円	
計		一七〇坪	一七〇坪	二七〇坪	二七〇円	

国土調査法の一部を改正する法律

国土調査法の一部を改正する法律

百八十号) の一部を次のようにより改正する。
第九条各号列記以外の部分中「当該調査を行ふ者に対し、」を「当該調査

査を行う者又は当該調査を行う者に對して補助金を交付する都道府県に對し、「に改める。」
第十二条第一項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。
第十五条第二号を同条第三号とし、同条第一号として次の一號を加える。

第十五条第二号を同条第三号とする。
第九条各号列記以外の部分中「当該調査を行ふ者に対し、」を「当該調査

第一項第一項の規定による計画及び同項第二項の規定による作業規程の作成並びに同条第三項の規定による作業規程の作成
第十七条第一項中「当該国士調査所へ地籍調査にあつては、当該調査が行われた市町村の事務所において、」を「当該調査を行つた者の事務所ににおいて、」を「当該調査を行つた者の事務所ににおいて、」を「当該調査を行つた者の事務所ににおいて、」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特別に関する法律案

以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業の許可等についての漁業法の臨時特別に関する法律

第一条 以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業についての漁業法の臨時特別に関する法律案

第一条 以西機船底びき網漁業及び遠洋かつお・まぐろ漁業についての漁業法の臨時特別に関する法律案

定により東経百二十八度三十分以西、北緯二十五度以北の海面を操業区域の全部又は一部とする漁業の許可又は起業の認可

き網漁業者又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業者とみなす。

第一 第二条第一号の中型機船底びき網漁業者又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業者から、相続又は合併により、その許可又は起業の認可を承継した者

第二 第二条第一号の中型機船底びき網漁業者又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業者から、その許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、他の船舶を使用する権利を取得した者又は取得しようとする者で、その船舶にて第二条第一号の中型機船底びき網漁業の許可等又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業の許可等を受けたもの

第三 第二条第一号の中型機船底びき網漁業者又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業者で、その許可の期間の満了により更に第二条第一号の中型機船底びき網漁業の許可等又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業の許可等を受けたもの

第四 第二条第一号の中型機船底びき網漁業者又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業者で、その許可を受けた船舶によるその漁業を廃止し、他の船舶について遠洋かつお・まぐろ漁業を営もうとするものから、当該漁業の許可又は起業の認可を受けた船舶によるその漁業を廃止し、その船舶に代る船舶について遠洋かつお・まぐろ漁業を営もうとするもの

第一 中型機船底曳網漁業取締規則
第三条 左の各号の一に該当する者は、第二条第一号の中型機船底

き網漁業者又は第二条第二号の中型かつお・まぐろ漁業者とみなす。
第一 中型機船底曳網漁業取締規則
第三条 左の各号の一に該当する者は、第二条第一号の中型機船底

昭和二十八年三月十二日

三〇

き網漁業者又は第二条第二号の

中型かつお・まぐろ漁業者で、
その許可を受けた船舶が滅失又
は沈没したため、滅失又
は沈没の日から六箇月以内に、
他の船舶について第二条第一号
の中型機船底びき網漁業の許可
等又は第二条第二号の中型かつ
お・まぐろ漁業の許可等を受け
たもの

六、前五号に掲げる者に準ずる者

として農林省令で定める者

附 則

1 この法律は、公布の日から施行
する。
2 この法律は、公布の日から起算
して二年を経過した時にその効力を
失う。

日本国に駐留するアメリカ合衆国
軍隊の行為による特別損失の補償
に関する法律案日本国に駐留するアメリカ合衆国
軍隊の行為による特別損失の
補償に関する法律日本国とアメリカ合衆国との間の
安全保障条約に基づき日本国
内及びその附近に配備されたアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍
の左に掲げる行為により、從来適
法に農業、林業、漁業又は政令で
定めるその他の事業を営んでいた
者がその事業の経営上損失をこう
むつたときは、国がその損失を補
償する。

一、防護網その他の水中工作物の
設置又は維持
二、防風施設又は防砂施設の除去
又は損壊

三、その他公会で定める行為

2、前項の規定は、他の法律により
國が損害賠償又は損失補償の責に
任すべき損失については、適用し
ない。

3、第一項の規定により補償する損
失は、通常生ずべき損失とする。

(損失補償の申請)

第二条、前条の規定による損失の補
償を受けようとする者は、総理府
令の定めるところにより、その者
の住所の所在地を管轄する都道府
県知事を経由して、損失補償申請
書を内閣総理大臣に提出しなけれ
ばならない。
都道府県知事は、前項の申請書
を受理したときは、その意見を記
載した書類を当該申請書に添え
て、これを内閣総理大臣に送付し
なければならない。

(増額請求の訴)

第五条、この法律により決定された
補償金の額に不服がある者は、そ
の決定の通知を受けた日から九十
日以内に、訴をもつてその増額を
請求することができる。
2、前項の訴においては、国を被告
とする。

附 則

1、この法律は、公布の日から施行
する。

2、調達法(昭和二十四年法律
第二百二十九号)の一部を次のよ
うに改正する。
第六条、日本国に駐留するアメリカ
合衆国軍隊の行為による特別
損失の補償に関する法律(昭
和二十年法律第二号)の施
第三条、前条第三項の規定による決
定に不服がある者は、同項の通知
申請者に通知しなければならな
い。

(異議の申立)

第一條、日本国とアメリカ合衆国と
の間の安全保障条約に基づき日本国
内及びその附近に配備されたアメ
リカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍
の左に掲げる行為により、從来適
法に農業、林業、漁業又は政令で
定めるその他の事業を営んでいた
者がその事業の経営上損失をこう
むつたときは、国がその損失を補
償する。

2、内閣総理大臣は、前項の規定に
よる申立があつたときは、その申
立のあつた日から三十日以内にこ
れについて決定し、これを申立人
に通知しなければならない。

中央不動産審議会(以下「中
央不動産審議会」といふ)は、調
達厅長官の許認に応じ、左に掲げ
る第十四条第一項中「又は航空郵

(補償金の交付)

第四条、政府は、前条第一項の規定
による異議の申立がないときは、
同項の期間の満了の日から三十日
以内に、同項の規定による異議の
申立があつた場合において同条第
二項の規定による決定があつたと
きは、同項の通知の日から三十日
以内に、補償を受けるべき者に対
し、当該補償金を交付する。

2、前項の規定により納付すべき書留
料は、第五十八条第五項第二号の規
定にかかるらず、損害要賃額が千円と
をこえるものについても三十五円と
する。

第五十二条第一項中「又は航空郵
便」を削る。
第五十三条第一項の次に次の二項
を加える。
前項の規定により納付すべき書留
料は、第五十八条第五項第二号の規
定にかかるらず、損害要賃額が千円と
をこえるものについても三十五円と
する。
第五十六条条中「差出」の下に「運
送」を加える。
第五十七条条中「航空郵便」を削
る。
第六十条第二項を次のように改
め、同条第三項中「四十円」を「五十
円」に改め、同条第五項を削る。
速達の取扱は、郵政大臣の定め
る地域にあての郵便物(重量四キ
ログラムをこえる第一種郵便物並
びに重量四キログラムをこえ、又
は長さ、幅及び厚さの合計が一
メートルをこえる小包郵便物を除
く。)につき、これをするものとす
る。
第三十一条第一項第一号(中「五
十五円」を「五十五円」に、「十五円」を
「二十円」に改め、同項第二号中「六
十円」を「七十五円」に、「十五円」を
「二十五円」に改め、同項第三号中
「八十五円」を「九十五円」に、「十五円」
を「三十円」に改める。

第六十条の二を削る。

1、この法律は、昭和二十四年四月
一日から施行する。
2、この法律の施行前に差し出され
た郵便物については、なお従前の
例による。

る事項についてその基準その他一般
的事項を調査審議する機関とする。

一、調達不動産及びこれに附屬す
る動産の評価

二、日本国とアメリカ合衆国との間の
安全保障条約に基づき駐留する
合衆国軍隊に水面を使用させ
るための漁船の操業制限等に関
する法律による損失の補償

三、日本国に駐留するアメリカ合
衆国軍隊の行為による特別損失
の補償による損失の補償
四、他の法律による行為による
特別損失の補償
五、内閣総理大臣は、前項の書類を
受取りたときは、補償すべき損失
の有無及び損失を補償すべき場合
には補償の額を決定し、連絡なくこ
れを都道府県知事を経由して当該
申請者に通知しなければならな
い。
六、内閣総理大臣は、前項の書類を
受取りたときは、補償すべき損失
の有無及び損失を補償すべき場合
には補償の額を決定し、連絡なくこ
れを都道府県知事を経由して当該
申請者に通知しなければならな
い。
七、内閣総理大臣は、前項の規定に
よる申立があつたときは、その申
立のあつた日から三十日以内にこ
れについて決定し、これを申立人
に通知しなければならない。
八、内閣総理大臣は、前項の規定に
よる申立があつたときは、その申
立のあつた日から三十日以内にこ
れについて決定し、これを申立人
に通知しなければならない。
九、内閣総理大臣は、前項の規定に
よる申立があつたときは、その申
立のあつた日から三十日以内にこ
れについて決定し、これを申立人
に通知しなければならない。
十、内閣総理大臣は、前項の規定に
よる申立があつたときは、その申
立のあつた日から三十日以内にこ
れについて決定し、これを申立人
に通知しなければならない。
十一、内閣総理大臣は、前項の規定に
よる申立があつたときは、その申
立のあつた日から三十日以内にこ
れについて決定し、これを申立人
に通知しなければならない。
十二、内閣総理大臣は、前項の規定に
よる申立があつたときは、その申
立のあつた日から三十日以内にこ
れについて決定し、これを申立人
に通知しなければならない。
十三、内閣総理大臣は、前項の規定に
よる申立があつたときは、その申
立のあつた日から三十日以内にこ
れについて決定し、これを申立人
に通知しなければならない。
十四、内閣総理大臣は、前項の規定に
よる申立があつたときは、その申
立のあつた日から三十日以内にこ
れについて決定し、これを申立人
に通知しなければならない。
十五、内閣総理大臣は、前項の規定に
よる申立があつたときは、その申
立のあつた日から三十日以内にこ
れについて決定し、これを申立人
に通知しなければならない。
十六、内閣総理大臣は、前項の規定に
よる申立があつたときは、その申
立のあつた日から三十日以内にこ
れについて決定し、これを申立人
に通知しなければならない。
十七、内閣総理大臣は、前項の規定に
よる申立があつたときは、その申
立のあつた日から三十日以内にこ
れについて決定し、これを申立人
に通知しなければならない。
十八、内閣総理大臣は、前項の規定に
よる申立があつたときは、その申
立のあつた日から三十日以内にこ
れについて決定し、これを申立人
に通知しなければならない。
十九、内閣総理大臣は、前項の規定に
よる申立があつたときは、その申
立のあつた日から三十日以内にこ
れについて決定し、これを申立人
に通知しなければならない。
二十、内閣総理大臣は、前項の規定に
よる申立があつたときは、その申
立のあつた日から三十日以内にこ
れについて決定し、これを申立人
に通知しなければならない。
二十一、内閣総理大臣は、前項の規定に
よる申立があつたときは、その申
立のあつた日から三十日以内にこ
れについて決定し、これを申立人
に通知しなければならない。
二十二、内閣総理大臣は、前項の規定に
よる申立があつたときは、その申
立のあつた日から三十日以内にこ
れについて決定し、これを申立人
に通知しなければならない。
二十三、内閣総理大臣は、前項の規定に
よる申立があつたときは、その申
立のあつた日から三十日以内にこ
れについて決定し、これを申立人
に通知しなければならない。
二十四、内閣総理大臣は、前項の規定に
よる申立があつたときは、その申
立のあつた日から三十日以内にこ
れについて決定し、これを申立人
に通知しなければならない。
二十五、内閣総理大臣は、前項の規定に
よる申立があつたときは、その申
立のあつた日から三十日以内にこ
れについて決定し、これを申立人
に通知しなければならない。
二十六、内閣総理大臣は、前項の規定に
よる申立があつたときは、その申
立のあつた日から三十日以内にこ
れについて決定し、これを申立人
に通知しなければならない。
二十七、内閣総理大臣は、前項の規定に
よる申立があつたときは、その申
立のあつた日から三十日以内にこ
れについて決定し、これを申立人
に通知しなければならない。
二十八、内閣総理大臣は、前項の規定に
よる申立があつたときは、その申
立のあつた日から三十日以内にこ
れについて決定し、これを申立人
に通知しなければならない。
二十九、内閣総理大臣は、前項の規定に
よる申立があつたときは、その申
立のあつた日から三十日以内にこ
れについて決定し、これを申立人
に通知しなければならない。
三十、内閣総理大臣は、前項の規定に
よる申立があつたときは、その申
立のあつた日から三十日以内にこ
れについて決定し、これを申立人
に通知しなければならない。

便」を削り、同条第二項の次に次の二
項を加える。

前項の規定により納付すべき書留
料は、第五十八条第五項第二号の規
定にかかるらず、損害要賃額が千円と
をこえるものについても三十五円と
する。

第五十二条第一項中「又は航空郵
便」を削る。
第五十三条第一項の次に次の二項
を加える。

前項の規定により納付すべき書留
料は、第五十八条第五項第二号の規
定にかかるらず、損害要賃額が千円と
をこえるものについても三十五円と
する。

第五十六条条中「差出」の下に「運
送」を加える。
第五十七条条中「航空郵便」を削
る。

第六十条第二項を次のように改
め、同条第三項中「四十円」を「五十
円」に改め、同条第五項を削る。

速達の取扱は、郵政大臣の定め
る地域にあての郵便物(重量四キ
ログラムをこえる第一種郵便物並
びに重量四キログラムをこえ、又
は長さ、幅及び厚さの合計が一
メートルをこえる小包郵便物を除
く。)につき、これをするものとす
る。

第三十一条第一項第一号(中「五
十五円」を「五十五円」に、「十五円」を
「二十円」に改め、同項第二号中「六
十円」を「七十五円」に、「十五円」を
「二十五円」に改め、同項第三号中
「八十五円」を「九十五円」に、「十五円」
を「三十円」に改める。

第六十条の二を削る。

1、この法律は、昭和二十四年四月
一日から施行する。

2、この法律の施行前に差し出され
た郵便物については、なお従前の
例による。

国民金融公庫法の一部を改正する
法律案
国民金融公庫法の一部を改正する
改正する。

1 附則
この法律は、昭和二十八年四月
一日から施行する。

2 共済組合が国家公務員共済組合
基いて国民金融公庫に設けられた
共済組合（以下「共済組合」とい
う。）は、この法律施行の際解散す
るものとする。

7 共済組合が国家公務員共済組合
法の規定により負担した、又は負
担すべきであつた保健給付及び休
業給付の義務は、保険者が承継す
る。

第四条 運輸大臣は、毎会計年度、
この会計の歳入歳出予定計算書を
作製し、大蔵大臣に送付しなけれ
ばならない。

3 第三条第二項中但書を削る。
第四条に次の二項を加える。

3 第一項の規定により業務の一部
を代理する金融機関の役員又は職
員であつて当該代理業務に従事す
る者は、刑法（明治四十年法律第
四十五号）その他の罰則の適用に
ついては、法令により公務に従事
する職員とみなす。

8 前項の規定により保険者がする
給付の費用の二分の一は、国民金
融公庫が負担するものとし、当該
給付の額及び支給の条件について
は、なお従前の例による。但し、こ
の法律施行の際現に共済組合の組
合員である者が、この法律施行後
引き続き国民金融公庫に在職し、こ
の法律の施行により健康保険の被
保険者となつた場合においては、
その健康保険の被保険者となつた
ことに因つては、その者について
の給付を打ち切らざるものと
する。

12 この法律施行前にした行為に對
する罰則の適用については、なお
従前の例による。

「百六十億円」に改める。

第十七条中（明治四十年法律第四
十五条）を削り、同条の次に次の二
条を加える。

（退職手当）

第十七条の二 公庫は、役員及び職
員に対する退職手当の支給の基準
を設けようとするときは、あらか
じめ大蔵大臣の承認を受けなけれ
ばならない。これを変更しようと
するときも、また同様とする。

第二十二条の二第一項中「公庫の
予算に定められた金額の」を削る。
第二十三条中「若しくは復興金融
債券」を削る。

第三十二条第一号中「認可」の下に
「又は承認」を加える。

第三十五条から第四十条までを次
のように改める。

第三十五条から第四十条まで 削除

3 第二項の規定により業務の一部
を代理する金融機関の役員又は職
員であつて当該代理業務に従事す
る者は、刑法（明治四十年法律第
四十五号）その他の罰則の適用に
ついては、法令により公務に従事
する職員とみなす。

4 共済組合の解散及び清算につい
ては、民法（明治二十九年法律第
八十九号）第七十三条、第七十四
条本文、第七十六条、第七十七条
から第八十条まで、第八十二条及
び第八十三条（法人の清算）の規
定を准用する。この場合において
て、同法第七十四条本文中「理事」
とあるのは、「国民金融公庫總裁」
と読み替えるものとする。

5 共済組合が解散した場合におい
て、残余財産があるときは、その
連合会をいう。又は国民金融公庫
に係る健康保険の保険者（以下「保
險者」という。）に帰属する。

6 前二項に規定するもの外、共
済組合の清算に関して必要な事項
は、政令で定める。

7 この法律施行の際現に共済組合
の組合員である者について、この
法律の規定に該当する者について
は、当該給付の原因となつた事故
と同一の原因に基く健康保険の保
険給付は行わない。

8 第七項の規定により保険者が給
付を行ふ場合においては、前項但
書の規定に該当する者について
は、当該給付の原因となつた事故
と同一の原因に基く健康保険の保
険給付は行わない。

9 第一条 木船再保険特別会計法案
（設置）
木船再保険特別会計法
木船再保険特別会計法（昭和二十八
年法律第二号。以下「法」とい
う。）による木船再保険事業につ
ける政府の経理を明確にするため、
第六条 内閣は、毎会計年度、この
会計の予算を作成し、一般会計の
予算とともに、国会に提出しなけ
ればならない。

10 第二条 この会計は、運輸大臣が、
法令の定めるところに従い、管理
する。

（管理）
本船再保険特別会計を設置し、一
般会計と区分して経理する。

11 第二条中「及び日本電信電話公
社」を、日本電信電話公社及び住
宅金融公庫に改め、「又は公庫の
予算及び決算に関する法律（昭和
二十六年法律第九十九号）及び
なして国家公務員共済組合法の退
職給付に関する規定を適用する。
この場合において、同法の規定に
よる退職年金は、国民金融公庫が
その負担において支給するものと
する。

12 第二条中「再保険料の払いもどし金」とい
う。借入金の償還金及び利子、
一時借入金の利子、事務取扱費そ
の他の諸費をもつてその歳出とす
る。

（歳入歳出予定計算書の作製及び
送付）

13 第二条中「再保険料の払いもどし金」とい
う。借入金の償還金及び利子、
一時借入金の利子、事務取扱費そ
の他の諸費をもつてその歳出とす
る。

（歳入歳出予定計算書の作製及び
送付）

て整理するものとする。

(借入金)

第八条 この会計において、毎会計年度における歳入歳出の決算上剩余金を生じたときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決定計算書の作製及び送付)

第九条 運輸大臣は、毎会計年度、歳入歳出予定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決定計算書には、当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決定計算書並びに同条第二項に規定する当該年度の貸借対照表及び損益計算書を添附しなければならない。

(余裕金の預託)

第十一條 この会計において、支払現金に余裕があるときは、これを大蔵省資金運用部に預託することができる。

(支出未済額の繰越)

第十二条 この会計において、再保險金及び再保険料の払いもどし金を支弁するため必要があるときは、この会計の負担において、借入金をすることができる。

2 前項の規定により借入金をすることができる金額は、再保険料をもつて再保険金及び再保険料の払いもどし金を支弁するのに不足する金額を限度とする。

(一時借入金)

第十三条 この会計において、支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をすることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、当該年度内において償還しなければならない。

(借入金及び一時借入金の借入、償還等の事務)

第十四条 前二条の規定による借入金及び一時借入金の借入、償還等の事務は、大蔵大臣が行い。

(国債整理基金特別会計への繰入)

第十五条 第十二条第一項の規定による借入金の償還金及び利子並びに第十三条第一項の規定による一時借入金の利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、国債整理基金額は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(余裕金の預託)

第十六条 この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

昭和二十一年度における一般会計、帝国鉄道会計及び通信事業特別会計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案

る。

昭和二十八年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律案

昭和二十八年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律案

(支出来未済額の繰越)

第十六条 この会計において、支払義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 運輸大臣は、第一項の規定によると繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越をしたときは、当該経費については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(実施規定)

第十七条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

2 前項の規定による一時借入金は、当該年度内において償還しなければならない。

(借入金及び一時借入金の借入、償還等の事務)

第十八条 前二条の規定による借入金及び一時借入金の借入、償還等の事務は、大蔵大臣が行い。

(附則)

1 この法律は、法施行の日から施行する。

2 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計等からする一般会計への繰入及び納付に関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

3 政府は、前項の規定による借換のため必要な金額を限度として、公債を発行することができる。

4 前項の公債の利率、償還期限その他当該公債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(附則)

この法律は、公布の日から施行す

(附則)

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公債の日から施行する。

この法律は、公債の日から施行する。

この法律は、公債の日から施行する。

この法律は、公債の日から施行する。

おいて、緊要物資輸入基金特別会計の緊要物資輸入基金特別会

円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

2 前項の規定により一般会計に繰り入れたときは、その支払

金の額は、その繰り入れた金額に相当する額だけ減少するものとする。

附則

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

2 緊要物資輸入基金特別会計法

(昭和二十六年法律第五十八号)の一部を次のよう改正する。

第三条の次に次の二条を加える。

(基金補足のための一時借入金及び融通証券)

第三条の二 基金に属する現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は融通証券を発行して、一時これを補足することができる。

2 前項の規定による一時借入金及び融通証券の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならない。

3 第一項の規定による一時借入金及び融通証券は、一年内に償還しなければならない。

第十七条中「前条第一項」を「第三条」に改める。

第三条 日本国鉄道及び日本電信

め。

電話公社が昭和二十八年度において、法定債務の償還金及び利子を政府に支払ったときは、その支払

金額に相当する金額が、国債整理基金特別会計法第二条第一項の規定により一般会計から繰り入れられたものとみなす。

2 前項の場合において、法定債務の償還金の支払金額に相当する金額は、当該法定債務の起因となつた公債の元金の償還のため繰り入れられたものとみなす。

3 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第三十五条を次のように改める。

第五条 債券及び借入金の元利金の支払について國が債務を負担する保証契約に関すること。

第十条第五号の次に次の二号を加える。

三十五 債券及び借入金の元利金の支払について國が債務を負担する保証契約に関すること。

第十一条第五号の次に次の二号を加える。

五二 債券及び借入金の元利金の支払について國が債務を負担する保証契約に関すること。

五三 債券及び借入金の元利金の支払について國が債務を負担する保証契約に関すること。

五四 債券及び借入金の元利金の支払について國が債務を負担する保証契約に関すること。

五五 債券及び借入金の元利金の支払について國が債務を負担する保証契約に関すること。

五六 債券及び借入金の元利金の支払について國が債務を負担する保証契約に関すること。

五七 債券及び借入金の元利金の支払について國が債務を負担する保証契約に関すること。

五八 債券及び借入金の元利金の支払について國が債務を負担する保証契約に関すること。

五九 債券及び借入金の元利金の支払について國が債務を負担する保証契約に関すること。

六〇 債券及び借入金の元利金の支払について國が債務を負担する保証契約に関すること。

六一 債券及び借入金の元利金の支払について國が債務を負担する保証契約に関すること。

六二 債券及び借入金の元利金の支払について國が債務を負担する保証契約に関すること。

六三 債券及び借入金の元利金の支払について國が債務を負担する保証契約に関すること。

六四 債券及び借入金の元利金の支払について國が債務を負担する保証契約に関すること。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 政府は、昭和二十七年度以前に国が直轄で行つた事業についての負担金で、政令で定める日まで納付されないものについては、政令で定める日後、政令で定めることにより、延滞利子を附さることができる。

3 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第六十二条中第九項を削り、第十項を第九項とする。

4 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

第六条第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

第七条第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

第八条第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

第九条第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

第十条第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

第十一项第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

第十二项第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

第十三项第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

第十四项第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

第十五项第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

第十六项第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

第十七项第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

第十八项第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

第十九项第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

第二十项第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

第二十一项第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

第二十二项第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

第二十三项第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

券(港務局の発行する債券を含む)をもつて納付させることができる。

2 政府は、昭和二十七年度以前に国が直轄で行つた事業についての負担金で、政令で定める日まで納付されないものについては、政令で定めることにより、延滞利子を附さることができる。

3 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第六十二条中第九項を削り、第十項を第九項とする。

4 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

第六条第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

第七条第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

第八条第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

第九条第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

第十条第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

第十一项第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

第十二项第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

第十三项第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

第十四项第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

第十五项第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

第十六项第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

第十七项第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

第十八项第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

第十九项第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

第二十项第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

第二十一项第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

第二十二项第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

第二十三项第一項第一号及び第二号中「別表第一」に改める。

第七条の二 連合会は、昭和二十年八月十五日において旧陸軍共済組合法合併又は第二条第一号若しくは第三号から第五号までに掲げる命令に基く命令の規定中共済組合法による退職年金に相当する給付に開する部分の適用を受けていた組合員であつた者及び旧陸軍兵器廠職工扶助令（明治三十五年勅令第百九十一号）の規定中終身年金に関する部分の適用を受けていた者で、同日において、これらの組合を脱退したものとして共済組合法を適用したとすれば同法の規定による退職年金を受けることができたもの（第三条の規定により承継した義務に基き、及び第四条第一項の規定により支給する年金の受給者を除く）又はその遺族に対し、北洋組合法の規定による退職年金又は遺族年金の支給の例により、これらの年金に相当する年金を支給する。

2 前項の規定による年金の額は、昭和二十年八月十五日において現に受けた俸給（旧陸軍兵器廠職工扶助令に規定する定期職工として満二十岁以上就業していた者についても）、これらが該組合員の規定によると相当する年金の支給を免除する別表第二の規定によると相当する年金を支給する。

3 第一項の規定による年金を支給する。

すべき者に対する陸軍共済組合法及び海軍共済組合法廃止の件附則第二項の規定に基く主務大臣の措置により支給した一時金があるとき、

別表第二

		昭和二十年八月十五日において現に受けた俸給		昭和二十年八月十五日において現に受けた俸給	
		五〇円	四六〇円	一五〇円	一一八〇〇円
五五	四九〇〇	一五八	一二六〇〇	一一八〇〇	一一八〇〇
六〇	五二〇〇	一六七	一三五〇〇	一一八〇〇	一一八〇〇
六五	五五〇〇	一七五	一四五〇〇	一一八〇〇	一一八〇〇
七〇	五九〇〇	一八三	一五五〇〇	一一八〇〇	一一八〇〇
七七	六三〇〇	一九二	一六六〇〇	一一八〇〇	一一八〇〇
八三	六七〇〇	二一〇〇	一七八〇〇	一一八〇〇	一一八〇〇
九〇	七一〇〇	二一七	一九〇〇〇	一一八〇〇	一一八〇〇
九七	七五五〇	二三三	二一〇〇〇	一一八〇〇	一一八〇〇
一〇三	八〇五〇	二五〇	二二一〇〇〇	一一八〇〇	一一八〇〇
一〇九	八六〇〇	二六七	二三六〇〇	一一八〇〇	一一八〇〇
一一七	八九〇〇	二八三	二六一〇〇	一一八〇〇	一一八〇〇
一二五	九六〇〇	三〇〇	二八二〇〇	一一八〇〇	一一八〇〇
一三三	一〇三〇〇	三一七	三〇三〇〇	一一八〇〇	一一八〇〇
一四二	一一〇〇〇	三三三	三三六〇〇	一一八〇〇	一一八〇〇

備考

- 一 昭和二十年八月十五日において現に受けた俸給が五〇円未満のときは、その俸給の九二倍に相当する金額（四位未満の端数は、切り捨てる。）を仮定俸給とし、俸給が三三三円をこえるときは、その俸給の一〇〇・九倍に相当する金額（四位未満の端数は、切り捨てる。）を仮定俸給とする。
- 二 昭和二十年八月十五日において現に受けた俸給が五〇円以上三三三円未満のときにその俸給額がこの表記載の額に合致しないものについては、その直近多額の俸給に対応する仮定俸給による。

- 3 昭和二十年四月一日において現に国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号。以下「共済組合法」という。）の規定による共済組合の組合員である者（二十一年以上就業の定期職工に該当する者）

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行し、附則第四項の規定は、昭和二十六年一月一日から適用する。

2 改正後の旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（以下「改正後の法」という。）第七条の二の規定は、旧陸軍兵器廠職工扶助令（明治三十五年勅令第百九十一号）の規定中終身年金に關する部分の適用を受けていた者に關する部分の適用を受けていた者（昭和二十年八月十五日において現に受けた俸給）が、第五条第二項の規定中共済組合法による退職年金に相當する給付に關する部分の適用を受けていた組合員であつた者に限る。について、第五条第二項の規定は、第一項の規定による年金の支給の義務が消滅した場合に相当する給付に關する部分の適用を受けていた組合員であつた者について應用する。

3 第十七条第一項本文中「並びに第十四条の規定により」を、第四条の規定により改め、「支給すべきこととなつた後」の下に「並びに第七条の二」に改める。

4 第二十二条中「及び第四条」を、第二十二条中「及び第四条」を加える。

る者を除く)が改正後の法第七条の二の規定による年金の支給を受けたこととなる場合におけるその規定の適用については、共済組合法第四十条第一項の規定にかかるらず、同月から当該年金の支給を停止するものとする。昭和十八年四月一日において改正後の法二十四条後段に規定する共済組合の組合員である者(二十五年以上就業の定期職工に該当する者を除く)についても、また同様とする。

前項の規定は、昭和二十六年一月一日において現に共済組合法の規定による共済組合の組合員である者又は改正後の法第二十四条後

段に規定する共済組合の組合員である者で、二十五年以上就業の定期職工に該当するものにつれて準用する。この場合において、前項中「昭和二十六年一月一日」とあるのは、「昭和二十六年一月一日」と読み替えるものとする。

旧外貨債処理法による借換済外貨

債の証券の一部の有効化等に関する法律(昭和二十六年法律第二百八十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項に次の一号を加える。
四 当該借換の日における当該外貨債の証券の所有者以外の者が所有しているもので、その者がその取得の際当該利札に係る外貨債が借り換えられたものであることを知らなかつたもの。

第三条第一項に次の一号を加える。

四 当該借換の日における当該外貨債の証券の所有者以外の者が

所有しているもので、その者が

その取得の際当該外貨債が借り換えられたものであることを知らなかつたもの。

五 前項の規定は、昭和外國為替管理法に基く命令による支払(利札と引換による支払を除く)がされ、旧法第十八条第一項の規定により無効となつた利札(第二項の規定により有効なものとされた利札を除く)について準用する。この場合において、前項中「当該利札に係る外貨債の借換」とあるのは「当該支払」と、「当該借換の日」とあるのは「当該支払の日」と、「当該利札に係る外貨債が借り換えられるもの」とあるのは「当該利札が当該利札により無効となつたもの」と読み替えるものとする。

六 大蔵大臣は、第四項(前項において準用する場合を含む)の規定をしたときは、その指定した利札に係る外貨債の証券の銘柄、額面金額、記号及び番号並びに当該利札の券面金額及び支払期日を告示する。

第七条 この法律は、地方鉄道業に

對する特別の助成及び補償に関する措置を講じて地方鉄道の整備を図ることにより、産業の発達及び民生の安定に寄与することを目的とする。

(目的)
第二条 この法律は、地方鐵道法(大正九年法律第七十六号)第一条第一項に規定する軌道をいい「地方鐵道」とは、地方鐵道により旅客又は物品を運送する業をいい、「地方鐵道業者」とは、地方鐵道業を営む者をいう。

第三条 この法律の規定に基づく助成の対象とする地方鐵道の認定

第四条 この法律の規定に基づく助成の対象とする地方鐵道は、左の各号の一に該当するもので、当該地方鐵道業者の申請により運輸大臣の認定したものとする。

第五条 この法律において「地方鐵道」とは、地方鐵道法(大正九年法律第五十二号)第一条第一項に規定する軌道をいい「地方鐵

道」のとされる利札について準用する。この場合において、第二項中「前条第二項」とあるのは「前条第一項に規定する軌道をいい「地方鐵道」とは、地方鐵道により旅客又は物品を運送する業をいい、「地方鐵道業者」とは、地方鐵道業を営む者をいう。

第六条 この法律において「新線」とは、この法律施行後新たに建設される

地方鐵道をいう。

第七条 この法律において「新線」とあるのは「借換又は支払の日」とある場合は「含む。」と、「支払の日」とある場合は「含む。」とする。

第八条 この法律において「新線」とあるのは「借換又は支払の日」とある場合は「含む。」と、「支払の日」とある場合は「含む。」とする。

第九条 この法律において「新線」とある場合は「含む。」と、「支払の日」とある場合は「含む。」とする。

第十条 この法律において「新線」とある場合は「含む。」と、「支払の日」とある場合は「含む。」とする。

第一項に次の二項を加える。
一 昭和十六年十二月八日以後日本国と外國との間の戰争状態の発生に伴い、当該外國の法令に基き清算に付され、又は敵産として管理に付されたもの

(約に係る融資の融資残高について)
除及び不均一課税)

第五条 運輸大臣は、認定鉄道の地方鉄道業者に対し、その業務の改善及び財産の保全に関し、必要な指示をすることができる。

(兼業等に関する指示)
第六条 運輸大臣は、認定鉄道の地方鉄道業者に対して、その者の行う兼業又は投資に関する指示をすることができる。

(補助)
第七条 政府は、認定鉄道につき適切な経営努力がなされたにかかわらず経営が困難と認められるときは、当該地方鉄道業者に対し、毎年、予算の範囲内で、当該認定鉄道の維持を助成するための補助金を交付することができる。

(補助金の交付の申請)
第八条 前条の補助金の交付を受けようとする地方鉄道業者は、運輸省令の定めるところにより、補助金の交付申請書に当該認定鉄道に関する損益見込計算書その他の書類を添附して運輸大臣に提出しなければならない。

(損益計算書等の提出)
第九条 前条の規定により補助金の交付申請書を提出した認定鉄道の地方鉄道業者は、毎營業年度終了後二箇月以内に、運輸省令の定めるところにより、当該認定鉄道に関する損益計算書その他の書類を運

輸大臣に提出しなければならぬ。

(輸入に係る帳簿及び書類の整理をしなければならない。)

第十一条 第八条の規定により補助金の交付申請書を提出した認定鉄道の地方鉄道業者は、当該認定鉄道法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定の適用がある。

(利子補給金の支給)
第十二条 運輸大臣は、第七条の規定により補助金を交付する場合に、当該補助金の使途につき必要な条件を附することができる。

(補助金の交付の停止及び返還)
第十三条 前条の規定による契約に該するときは、当該金融機関がその資金を融通するときは、運輸省令の定めるところにより、当該融資につき利子補給金を支給する旨の契約を当該金融機関と結ぶことができる。

(利子補給金の支給の年限)
第十四条 政府は、認定鉄道の地方鉄道業者が左の各号の一に該当するときは、交付すべき補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した補助金の全部若しくは一部に運輸省令で定める利息を附して返還を命ずることができ

る。

一 第五条又は第六条の規定による指示に従わなかつたとき。

二 第九条の規定により提出する書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
三 前条の規定による条件に違反したとき。

(固定資産税及び事業税の課税免除及び不均一課税)

第十三条 認定鉄道に係る固定資産税及び事業税については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条の規定の適用がある。

(運輸大臣が告示で定める利率で計算する額を限度とする。)

(融資利率)
第十四条 政府と金融機関との間に

第十五条 前条の規定による契約により政府が利子補給金を支給することができる年限は、当該契約をした会計年度以降八箇年度以内とする。

(利子補給金の総額)
第十六条 政府は、第十四条の規定による契約を結ぶ場合には、利子補給金の総額が国会の議決を経た金額をこえることとならないようにならなければならない。

(利子補給金の限度)
第十七条 第十四条の規定による契約により政府が支給する利子補給金の額は、運輸省令の定めるところにより、金融機関がした当該契

約に係る融資の融資残高について)
て、当該金融機関が通常それと同種類の融資を行ふ場合における利率と年七分五厘との差の範囲内で計算する額を限度とする。

(約に係る融資の融資残高について)
道に接近し又は並行して鉄道線路を敷設して運輸を開始したため、地方鉄道業者がこれと線路が接近し又は並行する区間の営業を継続することができないなつてこれを廃止したとき、又は当該地方鉄道業の収益を著しく減少することとなつたときは、日本国有鉄道は、その廃止又は収益減少による損失を補償するものとする。当該

地方鉄道業者が、日本国有鉄道の当該鉄道線路と接近又は並行しない区間につき地方鉄道業を継続することはできなくなつてこれを廃止したときも、同様とする。

(約に係る融資の融資残高について)
前項の規定による収益の減少による補償は、日本国有鉄道が同項の運輸を開始した日から五年をこえてすることができる。

3 第一項の規定により日本国有鉄道が補償した場合において、日本国有鉄道の鉄道線路の敷設が政府の命令に基くときは、政府は、日本国有鉄道に対する当該補償金に相当する金額を交付する。

4 第一項の規定は、未だ運輸を開始しない地方鉄道の線路について準用する。

(廃止補償金額)
第二十条 第十四条の規定による契約に係る融資を受けた地方鉄道業者は、当該融資金を当該融資の目的以外の用途に使用してはならない。

(融資金の流用禁止)
第二十一条 第十四条の規定による契約に係る融資を受けた地方鉄道業者は、当該融資金を当該融資の目的以外の用途に使用してはならない。

(利子補給金の返還)
第二十二条 前条第一項の地方鉄道業を廃止した場合(同条第四項において准用する場合を含む。)にお

ける補償金額は、左の各号によつて算出した金額から残存物件の価額を控除した残額以内において運輸大臣の定める金額とする。

一 日本国有鉄道が前条第一項の運輸を開始した日の属する当該地方鉄道業の営業年度の前営業年度末までに運輸開始後三年を経過した線路を含む開業線路について、その営業年度末からさかのぼり既往三年間ににおける当該開業線路に係る営業用固定資産の価額に対する営業用固定資産の平均割合を日本国有鉄道が同条同項の運輸を開始した日における当該開業線路に係る営業用固定資産の価額(以下この号において「開始日の営業用固定資産額」といふ。)に乘じて得た額を政令で定める割合で除して得た金額(その金額が開始日の営業用固定資産額に達しないときは、開始日の営業用固定資産額に相当する金額)。

二 日本国右鉄道が前条第一項の運輸を開始した日の属する当該地方鉄道業の営業年度の前営業年度末までに運輸開始後三年を経過した線路を含む開業線路について、その営業年度末からさかのぼり既往三年間ににおける当該開業線路に係る営業用固定資産の価額に対する営業用固定資産の価額に対する営業用固定資産の平均割合を日本国有鉄道が同条同項の運輸を開始した日における当該開業線路に係る営業用固定資産の価額(以下この号において「開始日の営業用固定資産額」といふ。)に乘じて得た額を政令で定める割合で除して得た金額(その金額が開始日の営業用固定資産額に達しないときは、開始日の営業用固定資産額に相当する金額)。

2 前条第二項の規定は、第一項の営業用固定資産の価額及び範囲並

るこれらに係る営業用固定資産の価額に相当する金額

三 日本国有鉄道が前条第一項の運輸を開始する日までに未だ敷設工事に着手しない線路について

では、測量その他に要した費用

前項第一号及び第二号の営業用固定資産の価額及び範囲並びに同項第一号の益金及び益金の平均割合については、政令の定めるとこ

ろによる。

(減益補償金額)

第二十三条 第二十二条第一項の地方鉄道業の収益が減少した場合における毎営業年度の補償金額は、当該地方鉄道業の毎営業年度における益金が、その営業年度の営業用固定資産の価額に日本国有鉄道における毎営業年度の営業用固定資産の価額と

この法律施行の際現に北海道振

道補助ニ関スル法律の規定の適

用を受ける地方鉄道及び軌道につ

いては、昭和二十八年度に限り、

なお、従前の例により補助するこ

とができる。

3 この法律施行の際現に北海道振

道補助ニ関スル法律の規定の適

用を受ける地方鉄道及び軌道

は、その運輸開始後二十五年を限

り、第三条の規定により認定を受けたものとみなす。

4 この法律施行の日において運輸

開始後十年を経過しない地方鉄道

及び軌道は、第二条第二項の新線

とみなす。

5 地方鉄道法の一部を次のように改正する。

第三十六条を削る。

第三十六条を削り、第三十六

条ノ四を第三十六条ノ二とする。

2 前項の規定による収容の期間

ひに益金及び益金の平均割合に準用する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

「第三十六条」に改める。

第二十六条中「第三十条乃至

第三十六条ノ二及第三十六条ノ四」を「及第三十条乃至第三十六条ノ二」改める。

6 軌道法(大正十年法律第七十六号)の一部を次のようにより改める。

第一項中「第三十六条」を改める。

第三十六条中「第三十条第一項の請

求のあつた事件につき、第一項の請

求をした場合において、事件が

家庭裁判所に送致されたときは、

その取扱は、これを第一項の規定

による取扱とみなす。第二十六条

第一項及び第二項中「第十七条第一項第二号」の下に「第十七条の二第一項」を加える。

附 則

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

少年法の一部を改正する法律案

少年法の一部を改正する法律

少年法(昭和二十三年法律第六百六十八号)の一部を次のように改正す

る。

第十七条の二 某庭裁判所は、前

条第一項第二号の措置をとつた場

合において、直ちに少年鑑別所に

収容することが著しく困難である

と認める事情があるときは、決定

をもつて、少年を仮に最寄の少年

院又は拘置監の特に区別した場所

に収容されている者については、

より少年鑑別所に充てられた少年

院又は拘置監の特に区別した場所

に収容されている者については、

この法律の施行の際、第十七条の二の規定による決定があつたもの

とみなす。

少年院法の一部を改正する法律案

少年院法の一部を改正する法律

少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正す

る。

第三十六条ノ二第一項中「前二

条」を「前条」に改め、同条を第三

十一条とする。

2 前項の規定による収容の期間

は、これを前条第一項第二号の措

置により少年鑑別所に収容した期

間とみなし、同条第三項の期間

は、少年院又は拘置監に収容した日から、これを起算する。

3 裁判官が第四十三条第一項の請

求のあつた事件につき、第一項の請

求をした場合において、事件が

家庭裁判所に送致されたときは、

その取扱は、これを第一項の規定

による取扱とみなす。第二十六条

第一項及び第二項中「第十七条第一項第二号」の下に「第十七条の二第一項」を加える。

附 則

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。

少年法の一部を改正する法律案

少年法の一部を改正する法律

少年法(昭和二十三年法律第六百六十八号)の一部を次のように改正す

る。

第十七条の二 某庭裁判所は、前

条第一項第二号の措置をとつた場

合において、直ちに少年鑑別所に

収容することが著しく困難である

と認める事情があるときは、決定

をもつて、少年を仮に最寄の少年

院又は拘置監の特に区別した場所

に収容されている者については、

より少年鑑別所に充てられた少年

院又は拘置監の特に区別した場所

に収容されている者については、

この法律の施行の際、第十七条の二の規定による決定があつたもの

とみなす。

少年院法の一部を改正する法律案

少年院法の一部を改正する法律

少年院法(昭和二十三年法律第六十九号)の一部を次のように改正す

る。

第三十六条ノ二第一項中「前二

条」を「前条」に改め、同条を第三

十一条とする。

2 前項の規定による収容の期間

は、これを前条第一項第二号の措

置により少年鑑別所に収容した期

間とみなし、同条第三項の期間

は、少年院又は拘置監に収容した日から、これを起算する。

第二条第六項に次の但書を加え
る。

但し、医療少年院については、
男女を分離する施設がある場合
は、この限りでない。

第十七条の二を第十七条の三と
し、以下第十七条の四まで順次一条
づつ繰り下げ、第十七条の次に次の
一条を加える。

第十七条の二 少年院又は少年鑑別
所に収容中の者を同行する場合に
おいて、やむを得ない事由が生じ
たときは、少年院に収容中の者に
ついては最寄の少年鑑別所又は拘
置監(鑑獄法明治四十一年法律第
二十八号)第一条第三項の規定に
より代用されるものを含まない。

以下同じ。の特に区別した場所
に、少年鑑別所に収容中の者につ
いては最寄の少年院又は拘置監の
特に区別した場所に、仮にこれを
収容することができる。

第二十一条を削る。

この法律は、昭和二十八年四月一
日から施行する。

下級裁判所の設立及び管轄区域に
關する法律の一部を改正する法律
案

下級裁判所の設立及び管轄区域に
關する法律(昭和二十二年法律第六
十三号)の一部を次のよう改めす
る。

下級裁判所の設立及び管轄区域に
關する法律の一部を改正する

法律

下級裁判所の設立及び管轄区域に
關する法律(昭和二十二年法律第六
十三号)の一部を次のよう改めす
る。

同表第四表名称の欄中「出町簡易
裁判所」を「磯波簡易裁判所」に、「盛
簡易裁判所」を「大船渡簡易裁判所」

に、「大湊簡易裁判所」を「田名部簡
易裁判所」に改め、同表所在地の欄
中「愛知県碧海郡安城町」を「安城市」

に、「岐阜県東濃郡中津川町」を「中
津川市」に、「富山県下新川郡魚津
町」を「魚津市」に、「富山県水見郡水
見町」を「水見市」に、「富山県東礪波
郡出町」を「高山東礪波郡礪波町」
に、「岡山県小田郡笠岡町」を「笠岡
市」に、「島根県美濃郡益田町」を「益
田市」に、「福岡県山門郡柳川町」を
「柳川市」に、「岩手県氣仙郡盛町」を
「大船渡市」に、「青森県下北郡田名部
町」を「青森県下北郡田名部町」に改
める。

別表第五表立川簡易裁判所の管轄
区域の欄中「神代村」、「柏江村」を「神
代町」、「柏江町」に、同表青梅簡易裁
判所の管轄区域の欄中「瑞穂村」を
「瑞穂町」に、同表平塚簡易裁判所の

区域の欄中「国府村」を「国府町」
に、「西桂村」を「西桂町」に、同表宝塚
簡易裁判所の管轄区域の欄中「武庫
郡の内」を「武庫郡」に改め、同表三
同表谷村簡易裁判所の管轄区域の欄
中「西桂村」を「西桂町」に、同表宝塚
簡易裁判所の管轄区域の欄中「武庫
郡の内」を「武庫郡」に改め、同表三
十三号)の一部を次のよう改めす
る。

兵庫県の内
有馬郡

神戸市の内
兵庫区の内
道場町 八多町 大沢町

同表広島簡易裁判所の管轄区域の
欄中「奥海田村」を「東海田町」に、同
表安芸西条簡易裁判所の管轄区域の
欄中「寺西村」を「寺西町」に、同表吳
簡易裁判所の管轄区域の欄中「倉橋
島村」を「倉橋町」に改め、同表竹原
簡易裁判所の管轄区域の欄中「下野
村」を削り、同表岡山簡易裁判所の
簡易裁判所の管轄区域の欄中「旭村」
を削り、同表愛知横須賀簡易裁判所の
管轄区域の欄中「島村」を「旭町」
の欄中「碧南市」を「安城市」、「碧南市」
に、同表中津川簡易裁判所の管轄区
域の欄中「安楽川町」に、同表海南
簡易裁判所の管轄区域の欄中「大崎
村」、「坂村」を「大崎町」、「坂町」
に、「猿川村」を「国吉村」に、同表半田簡
易裁判所の管轄区域の欄中「小鷲谷
村」、「阿久比村」を「小鷲谷町」、「阿久比
町」に改め、同表福井簡易裁判所の管轄区
域の欄中「下神村」を削り、
同表魚津簡易裁判所の欄を次のよう
に改める。

町」に、同表愛知横須賀簡易裁判所の
管轄区域の欄中「旭村」を「旭町」
の欄中「碧南市」を「安城市」、「碧南市」
に、同表安城簡易裁判所の管轄区
域の欄中「島村」を「旭町」
の欄中「碧南市」を「安城市」、「碧南市」
に、同表中津川簡易裁判所の管轄区
域の欄中「安楽川町」に、同表海南
簡易裁判所の管轄区域の欄中「大崎
村」、「坂村」を「大崎町」、「坂町」
に、「猿川村」を「国吉村」に、同表半田簡
易裁判所の管轄区域の欄中「小鷲谷
村」、「阿久比村」を「小鷲谷町」、「阿久比
町」に改め、同表福井簡易裁判所の管轄区
域の欄中「下神村」を削り、
同表魚津簡易裁判所の欄を次のよう
に改める。

町」に改め、同表福井簡易裁判所の管轄区
域の欄中「惠那郡」を「中津川市」、「惠
那郡」に改め、同表福井簡易裁判所の管轄区
域の欄中「長尾町」及び「奥林村」を削
り、同表倉敷簡易裁判所の管轄区域
の欄中「豊岡村」、「西河町」、「二万
村」、「大浦村」、「蘭村」及び「箭田町」を削
り、「新本村」を「新本村」、「真浦町」
に改め、同表笠岡簡易裁判所の管轄区
域の欄中「笠岡町」、「金浦町」を削
り、「小田郡の内」を「小田郡の内」
に、「神島外村」を「神島外町」に、
「北木島村」を「北木島町」に改め、同
表高梁簡易裁判所の管轄区域の欄中
「日美村」、「富山村」、「大和村」、「下倉
村」、「水内村」を「昭和町」、「大和村」に、
同表鳥取簡易裁判所の管轄区域の欄
中「成器村」、「大茅村」を「大成村」に、
同表河原簡易裁判所の管轄区域の欄
中「船岡村」、「大伊村」を「船岡町」に改
め、同表若狭簡易裁判所の管轄区域
の欄中「隼村」を削り、同表益田簡易
裁判所の管轄区域の欄中「美濃郡」を

城端	駿波	富山県の内
富山県の内	東礪波郡の内	東礪波郡の内
東礪波郡の内	砺瀬村 太田村 東野尻村 梅檀山村 福野町 山	砺瀬村 太田村 東野尻村 梅檀山村 福野町 山
城端町 井波町 利賀村 高瀬村 蘭柄村 庄川村	野村	城端町 井波町 利賀村 高瀬村 蘭柄村 庄川村
是戸村 高波村	是戸村	是戸村 高波村

同表谷村簡易裁判所の管轄区域の欄 中「西桂村」を「西桂町」に、同表宝塚 簡易裁判所の管轄区域の欄中「武庫 郡の内」を「武庫郡」に改め、同表三 十三号)の一部を次のよう改めす る。	同表河原簡易裁判所の管轄区域の欄 中「船岡村」、「大伊村」を「船岡町」に改 め、同表若狭簡易裁判所の管轄区域 の欄中「隼村」を削り、同表益田簡易 裁判所の管轄区域の欄中「美濃郡」を
--	--

- (b) は職業再訓練を受けることを援助すること。
 使用者が職業安定機関に通告する求人及び使用者の求めている労働者の具備すべき要件について正確な情報を使用者から得ること。
- (c) 適当な場合には、他の公の機関、経営者及び労働組合と協力して、全国並びに各産業、各職業及び各地区における雇用市場の状況及び予想される発展に関する限り完全な情報を収集分析しなければならず、また、これを組織的且つ迅速に関係のある公の機関、使用者団体及び労働者団体並びに一般国民の利用に供さなければならない。
- (d) 最初の職業安定機関が求職者を適当な職業に、旋することができるないか若しくは求人を適当に充足することができない場合又は他の適当な事由がある場合には、求職及び求人を他の職業安定機関に連絡すること。
- (e) 次のことを行うため適当な措置を執らなければならぬ。
- (i) 労働力の供給を各種の職業における雇用機会に適応させるため職業間の移動を容易にすること。
- (ii) 適当な雇用機会のある地域への労働者の移動を援助するため地域間の移動を容易にすること。
- (iii) 労働力の需要供給の一時的な地方的不均衡に応する手段として、一地域から他の地域への労働者の一時的移動を容易にすること。
- (iv) 関係政府の承認を得て行われる一国から他国への労働者の移動を容易にすること。
- (c) 適当な場合には、他の公の機関、経営者及び労働組合と協力して、全国並びに各産業、各職業及び各地区における雇用市場の状況及び予想される発展に関する限り完全な情報を収集分析しなければならず、また、これを組織的且つ迅速に関係のある公の機関、使用者団体及び労働者団体並びに一般国民の利用に供さなければならない。
- (d) 最初の職業安定機関が求職者を適当な職業に、旋することができるないか若しくは求人を適当に充足することができない場合又は他の適当な事由がある場合には、求職及び求人を他の職業安定機関に連絡すること。
- (e) 次のことを行うため適当な措置を執らなければならぬ。
- (i) 労働力の供給を各種の職業における雇用機会に適応させるため職業間の移動を容易にすること。
- (ii) 適当な雇用機会のある地域への労働者の移動を援助するため地域間の移動を容易にすること。
- (iii) 労働力の需要供給の一時的な地方的不均衡に応する手段として、一地域から他の地域への労働者の一時的移動を容易にすること。

- 第八条** 職業安定及び職業指導の業務の範囲において年少者に対する特別の措置を執り、且つ、発展させなければならない。
- 第九条** 第十二条
- 1 職業安定組織の職員は、分限及び勤務条件について、政府の更迭及び不当な外部からの影響と無関係であり、且つ、当該組織上の必要による場合を除く外、身分の安定を保障される公務員でなければならぬ。
- 2 職業安定組織の職員は、国内の法令で定める公務員の採用に関する条件に従い、その任務の遂行に必要な資格を特に考慮して採用しなければならない。
- 3 前記の資格を認定する方法は、権限のある機関が決定する。
- 4 職業安定組織の職員は、その任務の遂行のため適当な訓練を受けなければならない。

- 第十一条** 第十二条
- 1 加盟国の領域内の広大な地域について、権限のある機関が、人口のき薄性又は発達の程度にかんがみ、この条約の規定を実施することができないと認める場合には、その機関は、全面的に又は特定の企業若しくは職業について適当と認める例外を設けて、その地域をこの条約の適用から除外することができる。
- 2 加盟国は、国際労働機関憲章第二十二条に基いて提出するこの条約の適用に関する第一回の年次報告において、本条の規定を適用しようとする理由を示さなければならぬ。いずれのようとする地域を指定し、且つ、その規定を適用しようとする理由を示さなければならぬ。いずれの加盟国も、第一回の年次報告の日付の日の後は、こうして指定した地域を除く外、本条の規定を適用してはならない。
- 3 本条の規定を適用する加盟国は、その後の年次報告において、本条の規定を適用する権利を放棄する。

- 4 加盟国は、第十七条の規定についてこの条約を廃棄することができる期間中はいつでも、前の宣言
- 組織と當利を目的としない私営の職業紹介所との間の実効的な協力を確保するため必要な措置を執らなければならぬ。**
- 第十三条** 第十四条
- 1 加盟国は、千九百四十六年の国際労働機関憲章の改正文書によつて改正された国際労働機関憲章第三十五条に掲げる地域のうち同条4及び5に掲げる地域以外のものについては、批准の後なるべくすみやかに、次の事項を述べる宣言を国際労働事務局長に通知しなければならない。
- (a) 当該加盟国がこの条約の規定を変更を加えずに適用することを約束する地域
- (b) 当該加盟国がこの条約の規定を変更を加えて適用することを約束する地域及びその変更の細目
- (c) この条約を適用することができない地域及びその適用することができない理由
- (d) 当該加盟国が決定を留保する地域
- 2 本条1(a)及び(b)に掲げる約束は、批准の不可分の一部とみなされ、且つ、批准と同一の効力を有する。
- 3 加盟国は、本条1(b)、(c)及び(d)に基きその最初の宣言において行った留保の全部又は一部をその後の宣言によつていつでも取り消すことができる。
- 4 加盟国は、第十七条の規定についてこの条約を廃棄することがで

の条項を他の点について変更し、且つ、指定する地域に関する現況を述べた宣言を事務局長に通知することができる。

第十四条

- この条約の主題たる事項が非本土地域の自治権の範囲内にあるときは、当該地域の国際関係について責任を負う加盟国は、当該地域の政府と合意して、当該地域のためにこの条約の義務を受諾する宣言を国際労働事務局長に通知することができる。
- この条約の義務を受諾する宣言は、次のものが国際労働事務局長に通知することができる。
 - 国際労働機関の二以上の加盟国共同の権力の下にある地域については、その二以上の加盟国又は、
 - 国際連合憲章等によつて国際機関が施政の責任を負う地域については、その国際機関
- 本条1及び2に從つて国際労働事務局長に通知する宣言は、当該事務局長に通知する宣言は、当該地域内でこの条約の規定を変更を加えず適用するか又は変更を加えて適用するかを示さなければならない。その宣言は、この条約の規定を変更を加えて適用することを示している場合には、その変更の細目を示さなければならない。
- 明確のある一若しくは二以上の

加盟国又は国際機関は、前の宣言において示した変更を適用する権利の全部又は一部をその後の宣言によつていつでも放棄することができる。

第五

- 関係のある一若しくは二以上の加盟国又は国際機関は、第十七条の規定に従つてこの条約を廢棄することができる。
 - この条約を批准した加盟国で一年以内に本条に定める廢棄の権利行使しないものは、さらに十年間に掲げる十年の期間の経過の後一年以内に本条に定める廢棄の権利行使しないものには、さらに十年間

2

- この条約を批准した加盟国で一年以内に本条に定める廢棄の権利行使しないものは、さらに十年間に掲げる十年の期間の経過の後一年以内に本条に定める廢棄の権利行使しないものには、さらに十年間拘束を受けるものとし、その後は、本条に定める条件に基いて、十年の期間が経過することにこの条約を廢棄することができる。

3

- 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准、宣言及び廢棄の登録を国際労働機関のすべての加盟国に通告しなければならない。
- 事務局長は、通知を受けた二番事務局長により登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。
- その後は、他のいづれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

4

- この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年の期間が経過した後は

登録のため国際労働事務局長に通知する文書によつて廢棄することができる。その廢棄は、その登録の日の後一年間は効力を生じない。

を宣せられたその第三十回会期において、正當に採択した条約の正文である。

以上の証拠として、われわれは、

千九百四十八年八月二十日に署名した。

5

- 関係のある一若しくは二以上の加盟国又は国際機関は、第十七条の規定に従つてこの条約を廢棄することができる。
 - 前条の宣言の条項を他の点について変更し、且つ、この条約を廢棄することができる。
 - この条約を批准した加盟国で一年以内に本条に定める廢棄の権利行使しないものは、さらに十年間に掲げる十年の期間の経過の後一年以内に本条に定める廢棄の権利行使しないものには、さらに十年間

2

- この条約を批准した加盟国で一年以内に本条に定める廢棄の権利行使しないものは、さらに十年間に掲げる十年の期間の経過の後一年以内に本条に定める廢棄の権利行使しないものには、さらに十年間拘束を受けるものとし、その後は、本条に定める条件に基いて、十年の期間が経過することにこの条約を廢棄することができる。

3

- 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その新条約に別段の規定がない限り、
 - 加盟国による改正新条約の批准は、改正新条約の効力発生效件として、第十七条の規定にかかるわらず、当然この条約の即時廢棄を伴う。
- この条約は、二加盟国の批准が事務局長により登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。
- その後は、他のいづれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。
- その後は、この条約は、他のいづれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

4

- 国際労働事務局長は、前各条の規定に従つて登録されたすべての批准、宣言及び廢棄書の完全な明細を国際連合憲章第百二条による登録のため国際連合事務総長に通知しなければならない。
- この条約の英語及びフランス語による本文は、ひとしく正文とする。
- 前記の本文は、国際労働機関の総会によりジユネーヴに招集され、千九百四十七年六月十九日に開催される三十回会期として会合し、この会期の議事日程の第四議題である工業及び商業における労働監督の組織に関する諸提案の採択を決定し、それらの提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定したので、

登録のため国際労働事務局長に通知する文書によつて廢棄することができる。その廢棄は、その登録の日の後一年間は効力を生じない。

6

- 国際労働機関の理事会は、この条約の効力発生の後十年の期間が経過するごとにこの条約の運用に関する問題を総会の議事日程に提出しなければならず、また、この条約の全部又は一部を改正する問題を総会の議事日程に提出するごとにこの条約の運用に関する問題を総会の議事日程に提出しなければならぬ。

7

- 報告を総会を提出しなければならず、また、この条約の全部又は一部を改正する問題を総会の議事日程に提出することの可否を審議しなければならない。

8

- 総会議長 ジュスタン・ゴダール
- 国際労働事務局長 エドワード・フィーラン

9

- エドワード・フィーラン ジュスタン・ゴダール

- この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年の期間が経過した後は

千九百四十七年の労働監督条約と称する次の条約を千九百四十七年七月十一日に採択する。

第一部 工業における労働監督

この条約の適用を受ける国際労働機関の加盟国は、工業的事業場における労働監督の制度を保持しなければならない。

第二条

1 工業的事業場における労働監督の制度は、労働監督官が労働条件及び作業中の労働者の保護に関する法規の実施を確保すべきすべての事業場に適用される。

2 鉛業及び運送業又はそれらの企業の一部は、国内の法令でこの条約の適用から除外することができない。

3 労働監督の制度の機能は、次のとおりとする。

(a) 労働条件及び作業中の労働者の保護に関する法規、たゞえば、労働時間、賃金、安全、健康及び福祉、児童及び年少者の雇用その他の關係事項に関する規定の実施を労働監督官の権限の範囲内で確保すること。

(b) 法規を遵守する最も実効的な方法に関して、使用者及び労働者に専門的な情報及び助言を与えること。

監督員は、分限及び勤務条件について、身分の安定を保護され、且つして、

(c) 現行の法規に明示的規定のない欠陥又は弊害について、権限のある機関の注意を喚起すること。

2 労働監督官に与えられるその他 の任務は、労働監督官の本来の任務の実効的な遂行を妨げるものであつてはならず、また、使用者及び労働者との關係において労働監督官が必要とする権威及び公正を少しでも害するようなものであつてはならない。

第四条

1 労働監督は、加盟国の行政上の慣習と両立しうる限り、中央機関の監督及び管理の下に置かなければならぬ。

2 連邦については、「中央機関」とは、連邦の機関又は連邦の構成単位の中核機関をいう。

第五条

権限のある機関は、次のことを促進するため適切な措置を執らなければならない。

(a) 労働監督機関とこれと同種の活動に従事する他の政府機関及び公私の方設との間の有効な協力

(b) 労働監督機関の職員と使用者及び労働者又はそれらの団体との間の協力

第六条

監督員は、分限及び勤務条件について、身分の安定を保護され、且

つ、政府の更迭及び不当な外部からの影響と無関係である公務員でなければならぬ。

第七条

1 労働監督官は、国内の法令で定める公務員の採用に関する条件に従い、その任務の遂行に必要な資格を特に考慮して採用しなければならない。

2 前記の資格を認定する方法は、

第九条

加盟国は、作業中の労働者の健康及び安全の保護に関する法規の実施を確保し、並びに作業工程、材料及び作業方法が労働者の健康及び安全に及ぼす影響を調査する目的をもつて、国内事情の下で最も適当と認められる方針により、正当の資格を有する技術者及び専門家（医学、工学、電気学及び化学の専門家を含む。）の監督業務における協力を確保するため必要な措置を執らなければならぬ。

2 権限のある機関は、労働監督官の権限による、且つ、すべての関係者が利用できる地方の事務所

(b) 適当な公共交通施設が存在しない場合には、監督官の任務の遂行に必要な交通上の便益

(c) 法規により要求される掲示を行わせること。

(d) 使用され、又は取り扱われる原料及び材料を分析のため取去すこと。但し、このよ

つ、政府の更迭及び不当な外部からの影響と無関係である公務員でなければならぬ。

第八条

1 労働監督官の数は、監督機関の任務の実効的な遂行を確保するためには、監督官が遂行すべき任務の重要性、特に、

1 労働監督官は、次の権限を有する

第十一条

1 権限のある機関は、労働監督官の監督が使用できる物的手段に次のもとを供するため必要な措置を執らなければならない。

2 権限のある機関は、労働監督官の監督が実効的なものにするため監督官にそれぞれ特別の任務を与えることができる。

3 権限のある機関は、労働監督官の監督が実効的なものにするため監督官にそれぞれ特別の任務を与えることができる。

4 権限のある機関は、労働監督官の監督が実効的なものにするため監督官にそれぞれ特別の任務を与えることができる。

5 権限のある機関は、労働監督官の監督が実効的なものにするため監督官にそれぞれ特別の任務を与えることができる。

1 監督官は、次の権限を有する

1 監督官は、次の権限を有する

1 監督官は、次の権限を有する

1 監督官は、次の権限を有する

1 監督官は、次の権限を有する

1 监督官は、次の権限を有する

1 监督官は、次の権限を有する

1 监督官は、次の権限を有する

1 监督官は、次の権限を有する

第十二条

1 権限のある機関は、労働監督官の監督を有し、且つ、すべての関係者が利用できる地方の事務所

2 権限のある機関は、労働監督官の監督を有し、且つ、すべての関係者が利用できる地方の事務所

3 権限のある機関は、労働監督官の監督を有し、且つ、すべての関係者が利用できる地方の事務所

4 権限のある機関は、労働監督官の監督を有し、且つ、すべての関係者が利用できる地方の事務所

5 権限のある機関は、労働監督官の監督を有し、且つ、すべての関係者が利用できる地方の事務所

官報(号外)

43

はならない。
監督官は、臨検をする場合に、
は、任務の遂行を妨げる虞がある
と認める場合を除く外、その来訪
を使用者又はその代表者に通告し
なければならない。

第十三条

1 労働監督官は、設備、配備又は
作業方法について認められた欠陥で労
働者の健康又は安全を脅かすと認
めるに足りる相当の理由があるも
のに対するきよら、正措置を執る權
限を与えられる。
2 監督官は、前記の措置を執るた
め、次のこととを要求する命令を出
し、又は出させる権限を与えられ
る。但し、法令の定める司法機関
又は行政機関に訴える権利は、留
保される。
(a) 労働者の健康又は安全に関する
法規の遵守を確保するため必
要な施設又は設備の変更を一定
の期間内に行うこと。
(b) 労働者の健康又は安全に急迫
した危険がある場合には、即時
の措置を執ること。
3 2に定める手続が加盟国の行政
上又は司法上の慣習に反する場合
には、監督官は、権限のある機関
に対して命令の发出又は即時の措
置の開始を申請する権限を有す
る。

第十四条

産業災害及び職業病については、
国内の法令で定める場合において、
その定める方法で労働監督機関に通
告しなければならない。

第十五条

国内の法令で定める例外を留保し
て、労働監督官は、

(a) その監督の下にある企業に対し
直接又は間接の利害関係をもつこ
とを禁ぜられる。

(b) 職務上知り得た製造上若しくは
商業上の秘密又は作業工程をその
職を退いた後も漏らしてはなら
ず、これに違反したときは相当の
刑罰又は懲戒処分を受ける。

(c) 施設の欠陥又は法規の違反に因
して監督官の注意を喚起する苦情
については、その出所を極秘とし
て取り扱わなければならず、また、
そのような苦情を受理した結果と
して臨検を行つたことを使用者又
はその代表者に知らせてはなら
ない。

第十六条

事業場に対しては、関係法規の実
効的な適用の確保に必要である限り
ひんばん且つ完全に監督を実施しな
ければならない。

第十七条

1 分割監督官によつて実施を確保
されべき法規に違反し、又はこ
れを遵守することを怠る者は、事
業場の開始を申請する権限を有す
る。

第十四条

前の警告なしにすみやかに司法上
の手続に付される。但し、きよら
正措置又は予防措置を執るべき旨
の予告を必要とする場合につい
て、国内の法令で例外を設けるこ
とができる。

2 労働監督官は、その裁量により、
司法上の手続を開始し、又は勧告
する代りに警告及び助言を与える
ことができる。

第十八条

労働監督官によつて実施を確保さ
れるべき法規の違反及び労働監督官
の任務の遂行の妨害については、相
当な刑罰を国内の法令によつて規定
し、且つ、実効的に実施しなければ
ならない。

第十九条

中央監督機関が公表する年次報告
は、次の事項及びその他の関係事項
でその管理の下にあるものを取り扱
う。

第二十条

労働監督機関の業務に關係のある
法律

第二十一条

中央監督機関が公表する年次報告
月以内に、いかなる場合にも三箇
月以内に国際労働事務局長に送付
しなければならない。

第二十二条

年次報告の写は、公表後適当な
期間内に、いかなる場合にも三箇
月以内に国際労働事務局長に送付
しなければならない。

2 その年次報告は、当該年度の終
了後適当な期間内に、いかなる場
合にも十二箇月以内に公表しなけ
ればならない。

第二十三条

次一般報告を公表しなければなら
ない。

第二十四条

商業的事業場における労働監督の
制度については、この条約の第三条
から第二十一条までの規定を準用さ
れる。

第二十五条

商業的事業場における労働監督の
制度については、この条約の第三条
から第二十一条までの規定を準用さ
れる。

第三部 雜則

第一節

第二節

第三節

第四節

第五節

第六節

第七節

第八節

第九節

第十節

第十一節

第十二節

第十三節

第十四節

第十五節

第十六節

第十七節

第十八節

第十九節

第二十節

第二十一節

第二十二節

第二十三節

第二十四節

第二十五節

第二十六節

第二十七節

第二十八節

第二十九節

第三十節

第三十一節

第三十二節

第三十三節

第三十四節

第三十五節

商業的事業場における労働監督の
制度については、この条約の第三条
から第二十一条までの規定を準用さ
れる。

第二十六条

商業的事業場における労働監督の
制度については、この条約の第三条
から第二十一条までの規定を準用さ
れる。

第二十七条

1 中央監督機関は、その管理の下
にある監督機関の業務に関する年
度報告の提出

2 本条1によつて行つた宣言の適
用を受ける加盟国は、毎年、この
条約の適用に関する年次報告にお
いて、この条約の第二部の規定に
ついての法律及び慣習の現況並び
にそれらの規定がどの程度に実施
されているか、又は実施されよう
としているかを示さなければなら
ない。

第二十八条

1 国際労働機関の加盟国は、商業的
事業場における労働監督の制度を保持
企業、一企業の一部若しくは一業
業

務又は事業場がこの条約の適用を受けるものであるかどうかが疑わしい場合には、権限のある機関がこれを解決するものとする。

第二十七条

この条約において「法規」という場合は、法令の外、法的効力を有し、且つ、労働監督官が実施を確保すべき仲裁裁定及び労働協約を含むものとする。

第二十八条

国際労働機関憲章第二十二条に基づいて提出すべき年次報告には、この条約の規定を実施するためのすべての法令に関する詳細な資料を含めるものとする。

第二十九条

1 加盟国の領域内の広大な地域について、権限のある機関が、人口の、特徴又は発達の程度にかんがみ、この条約の規定を実施することができないと認める場合には、その機関は、全面的に又は特定の企業若しくは職業について適当と認める例外を設けて、その地域をこの条約の適用から除外することができる。

第二十条

2 加盟国は、国際労働機関憲章第二十二条に基いて提出するこの条約の適用に関する第一回の年次報告において、本条の規定を適用しようとする地域を指定し、且つ、その規定を適用しようとする理由

を示さなければならない。いずれの加盟国も、第一回の年次報告の日付の日の後は、こうして指定した地域を除く外、本条の規定を適用してはならない。

3 本条の規定を適用する加盟国は、その後の年次報告において、本条の規定を適用する権利を放棄する地域を指定しなければならない。

4 第三十条

1 この条約を批准する国際労働機関の加盟国は、千九百四十六年の国際労働機関憲章の改正文書によつて改正された国際労働機関憲章第三十五条に掲げる地域のうち同条第4及び5に掲げる地域以外のものについては、批准の後なるべく速やかに、次の事項を述べる宣言を国際労働事務局長に通知しなければならない。

(a) 当該加盟国がこの条約の規定を変更を加えず適用することを約束する地域

(b) 当該加盟国がこの条約の規定を変更を加えて適用することを約束する地域及びその変更の細目

(c) この条約を適用することができない理由

(d) 当該加盟国が決定を留保する地域

2 本条1(a)及び(b)に掲げる約束は、批准の不可分の一部とみなされ、且つ、批准と同一の効力を有する。

3 加盟国は、本条1(b)、(c)及び(d)に基きその最初の宣言において行った留保の全部又は一部をその後の加盟国に對する宣言によつて取り消すことができる。

4 加盟国は、第三十四条の規定に従つてこの条約を廃棄することができることによる期間中はいつでも、前の宣言の条項を他の点について変更できる。

5 関係のある一若しくは二以上の加盟国又は国際機関は、前の一宣言において示した変更を適用する権利の全部又は一部をその後の宣言によつていつでも放棄することができます。

第三十一条

1 この条約の主題たる事項が非本土地域の自治権の範囲内にあるときは、当該地域の国際関係について責任を負う加盟国は、当該地域の政府と合意して、当該地域のためにこの条約の義務を受諾する宣言を国際労働事務局長に通知することができる。

2 この条約を批准した加盟国で1に掲げる十年の期間の経過の後一年以内に本条に定める廃棄の権利を行使しないものは、さらに十年間拘束を受けるものとし、その後は、本条に定める条件に基いて、十年の期間が経過することによりこの条約を廃棄することができる。

第四部 最終規定

第三十二条

この条約の正式の批准は、登録のため国際労働事務局長に通知しなければならない。

第三十三条

1 この条約は、国際労働機関の加盟国の中のうちその批准を事務局長が登録したもののみを拘束する。

2 この条約は、二加盟国の批准が事務局長により登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3 その後は、この条約は、他のいずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第三十四条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年の期間が経過した後は、登録のため国際労働事務局長に通知する文書によつて廃棄することができる。その廃棄は、その登録の日の後一年間は効力を生じない。

第三十五条

1 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准、宣言及び廃棄の登録を国際労働機関のすべての加盟国に通告しなければならない。

2 事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録を国際労働機関の

官報(号外)

45

加盟国に通告する際に、この条約が効力を生ずる日について加盟国の注意を喚起しなければならない。

第三十六条

国際労働事務局長は、前各条の規定に従つて登録されたすべての批准、宣言及び廃棄書の完全な明細を国際連合憲章第二百二条による登録のため国際連合事務総長に通知しなければならない。

第三十七条

国際労働機関の理事会は、この条約の効力発生の後十年の期間が経過することにこの条約の運用に関する報告を総会に提出しなければならず、また、この条約の全部又は一部を改正する問題を総会の議事日程に加えることの可否を審議しなければならない。

第三十八条

総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その新条約に別段の規定がない限り、加盟国による改正新条約の批准は、改正新条約の効力発生を条件として、第三十四条の規定にかかわらず、当然この条約の即時の廢棄を伴う。

(b) 加盟国によるこの条約の批准のための開放は、改正新条約が効力を生ずる日に終了する。

この条約は、これを批准した加

盟国で改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

第三十九条

この条約の英語及びフランス語による本文は、ひとしく正文とする。

前記の本文は、国際労働機関の総会が、ジュネーヴで開催されて一千九百四十七年七月十一日に閉会を宣せられたその第三十回会期において、正當に採択した条約の正文である。

以上の証拠として、われわれは、一千九百四十七年七月十九日に署名した。

カール・ヨアキム・ハンブロ
エドワード・フィーラン
国際労働事務局長

カル・ヨアキム・ハンブロ
エドワード・フィーラン
国際労働機関の理事会
第三十九条

国際労働機関の理事会により、この条約の批準及び団体交渉権についての原則の適用に関する諸提案の採択を決定し、それらの提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定したので、

一千九百四十九年の団結権及び団体交渉権条約と称する次の条約を一千九百四十九年七月一日に採択する。

第一条

1 労働者は、雇用に関する反組合的差別待遇に対して充分な保護を受ける。

2 前記の保護は、特に次のことを目的とする行為について適用する。

(a) 労働組合に加入せず、又は労働組合から脱退することを労働者の雇用条件とすること。

(b) 組合員であるという理由又は労働時間外に若しくは使用者の同意を得て労働時間内に組合活動に参加したといら理由で労働者を解雇し、その他その者に対する不利益な取扱をすること。

第二条

1 労働者団体及び使用者団体は、

その設立、任務遂行又は管理に関して相互が直接に又は代理人若しくは構成員を通じて行う干渉をして充分な保護を受ける。

この条約は、公務員の地位を取り扱うものではなく、また、その権利又は分限に影響を及ぼすものと解してはならない。

第六条

定、慣行又は協約に影響を及ぼすものとみなされない。

第七条

この条約は、国際労働機関の加盟国の中でもその批准を事務局長が登録したもののみを拘束する。

第八条

1 この条約は、この条約は、他のいざれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

2 この条約は、二加盟国が事務局長により登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第九条

1 国際労働機関憲章第三十五条に従つて国際労働事務局長に通知する宣言は、次の地域を示さなければならない。

2 国際労働機関憲章第十九条に従つて国際労働事務局長に通知する宣言は、次の地域を示さなければならない。

(a) 当該加盟国がこの条約を変更する地域

(b) 当該加盟国がこの条約の規定を変更を加えて適用することを約束する地域

及び警察に適用する範囲は、国内の法令で定める。

目

(c) この条約を適用することがで
きない地域及びその適用するこ
とができない理由

(d) 当該加盟国がさらに事情を検
討する間決定を留保する地域

2 本条の1(a)及び(b)に掲げる約束
は、批准の不可分の一部とみなさ
れ、且つ、批准と同一の効力を有
する。

3 加盟国は、本条1(b)、(c)又は(d)
に基きその最初の宣言において行
つた留保の全部又は一部をその後
の宣言によつていつでも取り消す
ことができる。

4 加盟国は、第十二条の規定に従
つてこの条約を廢棄することがで
きる期間中はいつでも、前の宣言
の条項を他の点について変更し、
且つ、指定する地域に関する現状
を述べた宣言を事務局長に通知す
ることができる。

第十一条

1 國際労働機関憲章第三十五条4
又は5に従つて國際労働事務局長
(在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律)

2 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律

3 在外公館の名称及び位置を定める法律(昭和二十七年法律第八十五号)の一部を次のま
に改正する。

表中「在南アフリカ連邦日本国公使館

南アフリカ連邦
ダレトリア

一

在南アフリカ連邦日本国公使館

南アフリカ連邦
ダレトリア

2 本条の1(a)及び(b)に掲げる約束
は、批准の不可分の一部とみなさ
れ、且つ、批准と同一の効力を有
する。

3 加盟国は、本条1(b)、(c)又は(d)
に基きその最初の宣言において行
つた留保の全部又は一部をその後
の宣言によつていつでも取り消す
ことができる。

4 加盟国は、第十二条の規定に従
つてこの条約を廢棄することがで
きる期間中はいつでも、前の宣言
の条項を他の点について変更し、
且つ、指定する地域に関する現状
を述べた宣言を事務局長に通知す
ることができる。

第十二条

1 國際労働事務局長は、國際労働
機関の加盟国から通知を受けたす
べての批准、宣言及び廢棄の登録
を國際労働機関のすべての加盟国
に通告しなければならない。

2 事務局長は、通知を受けた二番
目の批准の登録を國際労働機関の
加盟国に通告する際に、この条約
が効力を生ずる日について加盟国
の注意を喚起しなければならない。

第十三条

1 この条約を批准した加盟国は、
この条約が最初に効力を生じた日
に、

国際労働事務局長は、前各条の規
定に従つて登録されたすべての批
准、宣言及び廢棄書の完全な明細を
知する文書によつて廢棄すること
ができる。その廢棄は、その登録
するかを示さなければならない。

2 この条約を批准した加盟国で
に掲げる十年の期間の経過の後一
年に内に本条に定める廢棄の権利
を行使しないものは、さらに十年
間拘束を受けるものとし、その後
は、本条に定める条件に基いて、十
年の期間が経過することにこの条
約を廢棄することができる。

3 関係のある一若しくは二以上の
加盟国又は國際機関は、第十二条
の規定に従つてこの条約を廢棄す
ることができる期間中はいつで
も、前の宣言の条項を他の点につ
いて変更し、且つ、この条約の適
用についての現状を述べる宣言を
國際労働事務局長に通知すること
ができる。

4 加盟国による改正新条約の批
准は、改正新条約の効力発生を
条件として、第十二条の規定に
かかるらず、当然この条約の即
時廢棄を伴う。

第十四条

1 総会がこの条約の全部又は一部
を改正する条約を新たに採択する
場合には、その新条約に別段の規
定がない限り、

(a) 加盟国による改正新条約の批
准は、改正新条約の効力発生を
条件として、第十二条の規定に
かかるらず、当然この条約の即
時廢棄を伴う。

第十五条

1 この条約が最初に効力を生じた日
に、

国際労働事務局長
デイヴィッド・A・モリス
のための開放は、改正新条約が
定に従つて登録されたすべての批
准、宣言及び廢棄書の完全な明細を
知する文書によつて廢棄すること
ができる。その廢棄は、その登録
するかを示さなければならない。

2 この条約は、これを批准した加
盟国で改正条約を批准していない
ものについては、いかなる場合に
も、その現在の形式及び内容で引
き続き効力を有する。

第十六条

1 この条約の英語及びフランス語に
よる本文は、ひとしく正文とする。
前記の本文は、國際労働機関の總
会が、ジュネーヴで開催されて一千九
百四十九年七月二日に閉会を宣せら
れたその第三十二回会期において、
正當に採択した条約の正文である。

2 この条約は、これを批准した加
盟国で改正条約を批准していない
ものについては、いかなる場合に
も、その現在の形式及び内容で引
き続き効力を有する。

在リマ日本国領事館	ペルー リマ
在ペリーン日本国領事館	ペラジル ペレーン
在ダッカ日本国領事館	バキスタン ダッカ
在モンバサ日本国領事館	英領ケニア ソンバサ
在ラゴス日本国領事館	英領ナイジェリア テガス

ある。

(在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正)

第一条 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項中「俸給、年末手当」を「俸給、期末手当」に改め、同条第一項中「俸給」の下に「及び期末手当」を加え、同条第四項を削る。

第三条 及び第四条中「年末手当」を削る。

別表公使館の項中

南アフリカ連邦	ペルー リマ
111100	111100

を

111100

を

南アフリカ連邦	ペルー リマ
111100	111100

を

111100

を

名 称 位 置	南アフリカ連邦	ペルー リマ
キニーバ	111100	111100
パナマ	111100	111100
ヴェネズエラ	111100	111100
ボリビア	111100	111100
イラン	111100	111100
オーストリア	111100	111100
ルクセンブルグ	111100	111100

を

111100

を

附 賦	相二十七年政令第三百六十一号(昭和二十八年四月一日起から施行する。但し、第一条及び第二条の規定中「ルクセンブルグ日本国公使館に関する部分は、公布の日から施行する。」を削る。
目次	第三章 領銭等(第十六条第一項) 第四章 雜則(第二十一条第一項) 第五章 罰則(第三十一条第一項) 附則
第一章 武器等製造法 第二章 武器(第三条第一項)	十条 十一条 十五条

(日本政府在外事務所設置法の一 部改正)	名 称 位 置	南アフリカ連邦	ペルー リマ
第三条 日本政府在外事務所設置法 (昭和二十五年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。	在マニラ日本政府在外事務所 ニラ	111100	111100
第一条中「及びその給与」を削る。		111100	111100

第二条の表を次のように改める。

昭和二十九年三月二十一日 楽議院会議録第三十九号附録

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、武器の製造の事業の事業活動を調整することによつて、国民経済の健全な運行に制することによつて、公共の安全を確保することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「武器」とは、左に掲げる物をいう。

(定義)
第三条 この法律において「武器」とは、左に掲げる物をいう。

(定義)
第四条 この法律において「武器」とは、左に掲げる物をいう。

(定義)
第五条 この法律において「武器」とは、左に掲げる物をいう。

(定義)
第六条 この法律において「武器」とは、左に掲げる物をいう。

(定義)
第七条 この法律において「武器」とは、左に掲げる物をいう。

(定義)
第八条 この法律において「武器」とは、左に掲げる物をいう。

(定義)
第九条 この法律において「武器」とは、左に掲げる物をいう。

(定義)
第十条 この法律において「武器」とは、左に掲げる物をいう。

(定義)
第十二条 この法律において「武器」とは、左に掲げる物をいう。

(定義)
第十三条 この法律において「武器」とは、左に掲げる物をいう。

(定義)
第十四条 この法律において「武器」とは、左に掲げる物をいう。

(定義)
第十五条 この法律において「武器」とは、左に掲げる物をいう。

(定義)
第十六条 この法律において「武器」とは、左に掲げる物をいう。

(定義)
第十七条 この法律において「武器」とは、左に掲げる物をいう。

(定義)
第十八条 この法律において「武器」とは、左に掲げる物をいう。

(定義)
第十九条 この法律において「武器」とは、左に掲げる物をいう。

(定義)
第二十条 この法律において「武器」とは、左に掲げる物をいう。

(定義)
第二十一条 この法律において「武器」とは、左に掲げる物をいう。

(定義)
第二十二条 この法律において「武器」とは、左に掲げる物をいう。

(定義)
第二十三条 この法律において「武器」とは、左に掲げる物をいう。

(定義)
第二十四条 この法律において「武器」とは、左に掲げる物をいう。

(定義)
第二十五条 この法律において「武器」とは、左に掲げる物をいう。

(定義)
第二十六条 この法律において「武器」とは、左に掲げる物をいう。

(定義)
第二十七条 この法律において「武器」とは、左に掲げる物をいう。

(定義)
第二十八条 この法律において「武器」とは、左に掲げる物をいう。

2 この法律において「獣銃等」とは、左に掲げる物をいう。

一 獣銃

二 捕鯨銃

三 もり銃

四 と殺銃

第二章 武器

(製造の許可)

第三条 武器の製造(改造及び修理を含む。以下同じ。)の事業を行おうとする者は、工場又は事業場ごとに、その製造をする武器の種類を定めて、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

第四条 武器の製造は、前条の許可を受けた者(以下「武器製造事業者」という。)でなければ、行ってはならない。但し、試験的に製造をする場合その他通商産業省令で定める場合において、通商産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

(許可の基準)

第五条 通商産業大臣は、第三条の許可の申請が左の各号に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

一 当該武器の製造のための設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

二 当該武器の保管のための設備が通商産業省令で定める要件を備えること。

三 第二章 武器

(承継)

第七条 武器製造事業者について、相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合には、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、武器製造事業者の地位を承継する。

八 最近三年以内に、他の法令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その情状が武器製造事業者として不適当な

ハ 最近三年以内に、他の法令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その情状が武器製造事業者として不適当な

イ 者

九 禁治産者

二 法人であつて、その業務を行ふ役員のうちに、いから二までの一に該当する者があるも

の

一 同項各号に適合していないと認められるときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

(許可の取消)

二 通商産業大臣は、前項の申請が同一に該当する者があるも

の

一 同項各号に適合していないと認められるときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

(許可の取消)

二 通商産業大臣は、前項の申請が同一に該当する者があるも

の

一 同項各号に適合していないと認められるときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

(許可の取消)

二 通商産業大臣は、前項の申請が同一に該当する者があるも

三 その許可をすることによつて當該武器の製造の能力が著しく過大にならないこと。
四 事業を適確に遂行するに足りる経営的基礎があること。

五 申請者が左に掲げる事由に該当しないこと。

六 申請者が左に掲げる事由に該当しないこと。

七 申請者が左に掲げる事由に該当しないこと。

八 申請者が左に掲げる事由に該当しないこと。

九 申請者が左に掲げる事由に該当しないこと。

十 申請者が左に掲げる事由に該当しないこと。

十一 申請者が左に掲げる事由に該当しないこと。

十二 申請者が左に掲げる事由に該当しないこと。

十三 申請者が左に掲げる事由に該当しないこと。

十四 申請者が左に掲げる事由に該当しないこと。

十五 申請者が左に掲げる事由に該当しないこと。

十六 申請者が左に掲げる事由に該当しないこと。

十七 申請者が左に掲げる事由に該当しないこと。

十八 申請者が左に掲げる事由に該当しないこと。

十九 申請者が左に掲げる事由に該当しないこと。

二十 申請者が左に掲げる事由に該当しないこと。

二十一 申請者が左に掲げる事由に該当しないこと。

二十二 申請者が左に掲げる事由に該当しないこと。

二十三 申請者が左に掲げる事由に該当しないこと。

二十四 申請者が左に掲げる事由に該当しないこと。

二十五 申請者が左に掲げる事由に該当しないこと。

一年以内にその事業を開始せず、又は一年以上引き続きその事業を休止したときは、その許可を取り消すことができる。

(承継)

第七条 武器製造事業者について、相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合には、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、武器製造事業者の地位を承継する。

八 通商産業大臣は、当該武器の製造のための設備が第五条第一項第一号の要件を備えようとして維持しなければならない。

九 通商産業大臣は、当該武器の製造のための設備が第五条第一項第一号の要件を備えていないと認めるときは、期間を定め、技術上の基準に適合し、又は要件を備えるように当該設備を修理し、又は改造すべきことを命ずることができる。

十 通商産業大臣は、当該武器の製造のための設備が第五条第一項第一号の要件を備えていないと認めるときは、期間を定め、技術上の基準に適合し、又は要件を備えるように当該設備を修理し、又は改造すべきことを命ずることができる。

十一 通商産業大臣は、当該武器の製造のための設備が第五条第一項第一号の要件を備えていないと認めるときは、期間を定め、技術上の基準に適合し、又は要件を備えるように当該設備を修理し、又は改造すべきことを命ずることができる。

十二 通商産業大臣は、当該武器の製造のための設備が第五条第一項第一号の要件を備えていないと認めるときは、期間を定め、技術上の基準に適合し、又は要件を備えるように当該設備を修理し、又は改造すべきことを命ずることができる。

十三 通商産業大臣は、当該武器の製造のための設備が第五条第一項第一号の要件を備えていないと認めるときは、期間を定め、技術上の基準に適合し、又は要件を備えるように当該設備を修理し、又は改造すべきことを命ずることができる。

十四 通商産業大臣は、当該武器の製造のための設備が第五条第一項第一号の要件を備えていないと認めるときは、期間を定め、技術上の基準に適合し、又は要件を備えるように当該設備を修理し、又は改造すべきことを命ずることができる。

十五 通商産業大臣は、当該武器の製造のための設備が第五条第一項第一号の要件を備えていないと認めるときは、期間を定め、技術上の基準に適合し、又は要件を備えるように当該設備を修理し、又は改造すべきことを命ずることができる。

十六 通商産業大臣は、当該武器の製造のための設備が第五条第一項第一号の要件を備えていないと認めるときは、期間を定め、技術上の基準に適合し、又は要件を備えるように当該設備を修理し、又は改造すべきことを命ずること。

十七 通商産業大臣は、当該武器の製造のための設備が第五条第一項第一号の要件を備えていないと認めるときは、期間を定め、技術上の基準に適合し、又は要件を備えるように当該設備を修理し、又は改造すべきことを命ずること。

十八 通商産業大臣は、当該武器の製造のための設備が第五条第一項第一号の要件を備えていないと認めるときは、期間を定め、技術上の基準に適合し、又は要件を備えるように当該設備を修理し、又は改造すべきことを命ずること。

十九 通商産業大臣は、当該武器の製造のための設備が第五条第一項第一号の要件を備えていないと認めるときは、期間を定め、技術上の基準に適合し、又は要件を備えるように当該設備を修理し、又は改造すべきことを命ずること。

二十 通商産業大臣は、当該武器の製造のための設備が第五条第一項第一号の要件を備えていないと認めるときは、期間を定め、技術上の基準に適合し、又は要件を備えるように当該設備を修理し、又は改造すべきことを命ずること。

二十一 通商産業大臣は、当該武器の製造のための設備が第五条第一項第一号の要件を備えていないと認めるときは、期間を定め、技術上の基準に適合し、又は要件を備えるように当該設備を修理し、又は改造すべきことを命ずること。

二十二 通商産業大臣は、当該武器の製造のための設備が第五条第一項第一号の要件を備えていないと認めるときは、期間を定め、技術上の基準に適合し、又は要件を備えるように当該設備を修理し、又は改造すべきことを命ずること。

二十三 通商産業大臣は、当該武器の製造のための設備が第五条第一項第一号の要件を備えていないと認めるときは、期間を定め、技術上の基準に適合し、又は要件を備えるように当該設備を修理し、又は改造すべきことを命ずること。

二十四 通商産業大臣は、当該武器の製造のための設備が第五条第一項第一号の要件を備えていないと認めるときは、期間を定め、技術上の基準に適合し、又は要件を備えるように当該設備を修理し、又は改造すべきことを命ずること。

二十五 通商産業大臣は、当該武器の製造のための設備が第五条第一項第一号の要件を備えていないと認めるときは、期間を定め、技術上の基準に適合し、又は要件を備えるように当該設備を修理し、又は改造すべきことを命ずること。

二十六 通商産業大臣は、当該武器の製造のための設備が第五条第一項第一号の要件を備えていないと認めるときは、期間を定め、技術上の基準に適合し、又は要件を備えるように当該設備を修理し、又は改造すべきことを命ずること。

二十七 通商産業大臣は、当該武器の製造のための設備が第五条第一項第一号の要件を備えていないと認めるときは、期間を定め、技術上の基準に適合し、又は要件を備えるように当該設備を修理し、又は改造すべきことを命ずること。

二十八 通商産業大臣は、当該武器の製造のための設備が第五条第一項第一号の要件を備えていないと認めるときは、期間を定め、技術上の基準に適合し、又は要件を備えるように当該設備を修理し、又は改造すべきことを命ずること。

二十九 通商産業大臣は、当該武器の製造のための設備が第五条第一項第一号の要件を備えていないと認めるときは、期間を定め、技術上の基準に適合し、又は要件を備えるように当該設備を修理し、又は改造すべきことを命ずること。

三十 通商産業大臣は、当該武器の製造のための設備が第五条第一項第一号の要件を備えていないと認めるときは、期間を定め、技術上の基準に適合し、又は要件を備えるように当該設備を修理し、又は改造すべきことを命ずること。

三十一 通商産業大臣は、当該武器の製造のための設備が第五条第一項第一号の要件を備えていないと認めるときは、期間を定め、技術上の基準に適合し、又は要件を備えるように当該設備を修理し、又は改造すべきことを命ずること。

三十二 通商産業大臣は、当該武器の製造のための設備が第五条第一項第一号の要件を備えていないと認めるときは、期間を定め、技術上の基準に適合し、又は要件を備えるように当該設備を修理し、又は改造すべきことを命ずること。

三十三 通商産業大臣は、当該武器の製造のための設備が第五条第一項第一号の要件を備えていないと認めるときは、期間を定め、技術上の基準に適合し、又は要件を備えるように当該設備を修理し、又は改造すべきことを命ずること。

三十四 通商産業大臣は、当該武器の製造のための設備が第五条第一項第一号の要件を備えていないと認めるときは、期間を定め、技術上の基準に適合し、又は要件を備えるように当該設備を修理し、又は改造すべきことを命ずること。

二 武器製造事業者は、当該武器の保管のための設備が第五条第一項第一号の要件を備えるよう維持しなければならない。

三 通商産業大臣は、当該武器の保管のための設備が第五条第一項第一号の要件を備えないと認めるときは、当該武器の保管規程を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

四 通商産業大臣は、当該武器の保管規程が当該武器の亡失又は盗難の防止に適当であると認めるときは、前項の認可をしなければならない。

3. 武器製造事業者及びその従業者は、保管規程を守らなければならぬ。

(事業の廃止の届出)

第十二条 武器製造事業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(許可の失効)

第十三条 武器製造事業者がその事業を廃止したときは、許可是、その効力を失う。

(許可の取消等)

第十四条 通商産業大臣は、武器製造事業者が左の各号の一に該当するときは、第三条の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第五条第一項第五号イからホまでの一に該当するに至つたとき。

二 第八条第一項又は第十条第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項を許可を受けないでしたとき。

三 第二十一一条第一項の条件に違反したとき。

四 不正な手段により武器の製造の事業の許可を受けたとき。

(契約の届出)

第十五条 武器を譲渡し、又は武器の製造を請け負い、若しくはその

委託を受ける契約を締結しようと/orする者は、契約の締結の日の五日前までに、譲渡の対価又は請負若しくは委託の報酬、引渡しの期日その他通商産業大臣で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。但し、武器製造事業者に對しその製造する武器の材料、部品若しくは附屬品たる武器を譲渡し、又はその材料、部品若しくは附

属品たる武器の製造を請け負い、若しくはその委託を受ける契約を受けたときは、この限りでない。

第十七条 猶銃等の製造(修理を除く)。以下この条において同じ。)は、前条第一項の許可を受けた者は、前条第一項において、都道府県知事の許可是、「都道府県知事」と、第八条第二項、第七条第二項、第八条第一項、第九条第三項、第十二条及び第十四条中「通商産業大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第八条第二項中「第五条第一項第一号から第四号まで」とあるのは「第五

八条 猶銃等の販売の事業を行おうとする者は、店舗ごとに、その販売をする猶銃等の種類を定め

(販売の事業の許可)

第十八条 猶銃等の販売の事業を行おうとする者は、店舗ごとに、その販売をする猶銃等の種類を定めて、その所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならぬ。但し、猶銃等製造事業者がその製造に係る猶銃等をその工場又は事業場において販売する場合

2 第五条第一項第二号及び第五号並びに第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(許可の失効)

第十九条 猶銃等製造事業者又は前条第一項の許可を受けた者(以下「猶銃等販売事業者」という。)がそ

の事業を廃止したとき、又はその許可を受けた都道府県知事の管轄区域外に工場若しくは事業場若しくは店舗を移転したときは、許可是、その効力を失う。

(許可の失効)

第二十条 第六条から第八条まで、並びに第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(准用)

2 第五条第一項第二号及び第五号並びに第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第二十一条 第六条から第八条まで、第九条第二項及び第三項並びに第

十二条から第十四条までの規定は、猶銃等の製造事業者及び猶銃等販売事業者、は、帳簿を備え、武器(火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第二条第三号の火工品たるもの)の製造又は猶銃等の製造若しくは販売について、通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

第二十二条 武器製造事業者、「承認」とあるのは、「承認」と読み替えるものとする。

(帳簿)

第六条、第七条第二項、第八条第一項、第九条第三項、第十二条及び第

二十四条 通商産業大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、武器製造事業者、猶銃等製造事業者又は猶銃等販売事業者に対し、その業務に關し報告をさせることができる。

(立入検査等)

第二十五条 通商産業大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、武器製造事業者、猶銃等製造事業者又は猶銃等販売事業者の工場、事業場、店舗、事務所又は倉庫に立ち入り、その者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

(立入検査等)

第二十六条 通商産業大臣又は都道

府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、

武器製造事業者、猶銃等製造事業者又は猶銃等販売事業者の工場、

事業場、店舗、事務所又は倉庫に立ち入り、その者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係

者に質問させることができる。

(立入検査等)

第二十七条 この法律の規定は、第

二十七條及び第五章の規定を除き、國に適用があるものとする。

但し、國の職員が法令に基き職務のために所持し、又は使用する武

器の修理の事業を行ふ場合については、この限りでない。

(国に対する適用)

第二十八条 この法律の規定は、第

二十七條及び第五章の規定を除き、國に適用があるものとする。

但し、國の職員が法令に基き職務のために所持し、又は使用する武

器の修理の事業を行ふ場合については、この限りでない。

(准用)

2 瑣察官、警察吏員又は海上保安官は、人の生命、身体若しくは財

産の保護又は公共の安全の保持のため特に必要があるときは、武器製造事業者、猟銃等製造事業者又は猟銃等販売事業者の武器又は猟銃等を保管する場所に立ち入り、關係者に質問することができる。
3 前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、關係者に呈示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
五 第十九条第一項の許可を受けようとする者
六 第二十条において準用する第八条第一項の許可を受けようとする者
三千円

2 前項の手数料は、第三条、第八条第一項又は第十一条第一項の許可を受けようとする者の納付するものについては、国庫の、その他の者によるものについては、當該都道府県の収入とする。
（聽聞）
第三十九条 行政庁は、第六条又は第十四条（これらの各規定を第二十条において準用する場合を含む。）の規定による処分をしようとするときは、當該処分に係る者に対し、相當な期間をおいて予告した上、公開による聽聞を行わなければならない。
（通商産業大臣と公安委員会との関係等）
第二十八条 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三条、第四条但書若しくは第十八条第一項の許可をし、第七条第二項若しくは第十二条（これらの各規定を第二十条において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理し、又は第六条第一項の許可を受けないで猟銃等の修理の事業を行つた者

3 聽聞に際しては、當該処分に係る者及び利害關係人に対し、當該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えるなければならない。
（不服の申立）
第三十条 この法律の規定による行政の処分に対して不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、當該行政庁に不服の申立てをることができる。
二 第九条第三項の規定による設備の修繕又は改造の命令に違反するときは、該命令に定めた期日までに修繕をしなければならない。

三 第十条第一項の許可を受けないで設備を新設し、増設し、又は改造した者は、当該設備を撤去せしめ、並びに該設備の運営を停止せしめなければならぬ。
四 第十六条第一項の許可を受けようとする者
五 第十八条第一項の許可を受けようとする者
六 第二十条において準用する第八条第一項の許可を受けようとする者
五千円

第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、各本条の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

2 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月をこえない期間において政令で定める。

3 この法律の施行の際、現に武器の販売の事業を行つてゐる者は、若しくは鋼鉄等の製造又は鋼鉄等の販売の事業を行つてゐる者は、

3 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。
九十五条 武器等製造法（昭和二十七年法律第号）の一部を次のように加える。
 別表第三第一号九十五の次に次のようにより加える。

九十五条の二 武器等製造法（昭和二十七年法律第号）の一部を次のように改定するところにより、鋼鉄等の製造等の事業の許可、事業の承継又は廃止の届出の受理等に関する事務を行い、並びに職員をして鋼鉄等製造事業者等の工場等に立ち入らせ、又は検査させる等の事務を行うこと。

4 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。
 第四条第一項中第三十六号の次に次の二号を加える。
三十六条の二 武器の製造の事業を許可すること。
 第十条第一号中「航空機」を「航空機」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 武器等製造法の鋼鉄等販売事業者又はその使用人（当該鋼鉄等販売事業者があらかじめ、その住所地を管轄する公安委員会に届け出たものに限る。）が鋼鉄等製造事業者若しくは次条の規定による許可を受けて所持する者から譲り受けたもの又は当該鋼鉄等販売事業者が輸入したものと業務のため所持するとき。

七 文化保護委員会の承認を受けて刀剣類の製作をする者がその製作をしたものを探まつた日の日から三十日間所持するとき。

2 前項の場合において、鋼鉄等販売事業者は、すみやかに、当該許可証に、譲渡人の譲渡承認書を添えて、その店舗の所在地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

第二十九条第一号中「第六条の二第二項、」の下に「第六条の二第二項、」を加える。

第一章 総則（第一条—第五条）
 第二章 被保険者（第六条—第八条）
 第三章 保険給付（第九条—第二十七条）
 第四章 費用の負担（第二十八条—第三十七条）
 第五章 保健施設及び福祉施設（第三十八条—第三十九条）
 第六章 審査の請求（第三十九条—第四十条）
 第七章 雑則（第四十一条—第五十七条）
 第八章 罰則（第五十二条—第五十七条）
 第九章 市町村公安委員会又は特別区公安委員会をいう。以下同じ。）に届け出たものに限る。がその製造に係るもの（鋼鉄等製造事業者が修理をする場合にあつて所持する者から修理を委託する者）が当該許可に係る銃砲を武器等製造法の鋼鉄等販売事業者にて譲り渡す場合においては、当該許可証とともにしなければならない。この場合においては、前条第一項第一号の規定は、適用しない。

2 前項の場合において、前項の規定による許可を受けたものに限る。）を業務のため所持するとき。

3 航空機及びその関連機器の生産に関する重要な事項を調査審議すること

4 航空機及びその関連機器の生産に関する重要な事項を調査審議すること

5 鋼砲刀剣類等所持取締令（昭和二十五年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の四号を加える。

五 武器等製造法（昭和二十七年法律第号）の武器製造事業者、鋼鉄等製造事業者、鋼鉄等製造事業者、同法第四条但書若しくは第七条但書の許可を受けた者又はこれらの者の使用者（当該武器製造事業者又は当該許可を受けた者があらがじめ、その住

に対して保険給付を行うことによつて、その生活の安定に寄与することを目的とする。

(保険者)

第二条 日雇労働者健康保険の保険者は、政府とする。

2 日雇労働者健康保険の事務の一課は、政令の定めるところにより、都道府県知事又は市町村長に行わせることができる。

(用語の定義)

第三条 この法律で「日雇労働者」とは、左の各号の一に該当する者をいう。

一 臨時に使用される者であつて、左に掲げるもの。但し、同一の事業所又は事務所（以下單に掲げる者にあつては一箇月の期間をこえ、口に掲げる者にあつては所定の期間をこえ、引き続き使用されるに至つた場合において引き続き使用されるに至つた場合に限る）において、

（事業所）

2 二箇月以内の期間を定めて使用される者

3 季節的業務に使用される者。但し、継続して四箇月をこえて使用されるべき場合を除く。

4 臨時の事業所に使用される者。但し、繼續して六箇月をこえて使用される者。

を二えて使用されるべき場合を除く。

2 この法律で「被扶養者」とは、被保険者又は被保険者であつた者の直系尊属、配偶者（届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、子及び孫であつて、これらの者と同一の世帯に属し、主としてこれらの者の収入により、生計を維持する者をいう。

3 この法律で「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他の名称であるかを問わず、労働の対價として、事業主が日雇労働者に支払うすべてのものをいう。

第四条 賃金日額は、左の各号によつて算定する。

一 賃金が日によつて定められる場合においては、その額

二 賃金が二日以上の期間によつて定められる場合においては、その額をその期間の総日数で除して得た額

それぞれの賃金につき、前各号によつて算定した額の合算額

に使用される場合においては、はじめて使用される事業所から受ける賃金につき、前各号によつて算定した額

2 前項の場合において、賃金中通貨以外のもので支払われるものについては、その額は、その地方の時価により、都道府県知事が定める。

（詮問）

第五条 厚生大臣は、日雇労働者健康保険事業の運営に関する事項で、企画、立法又は実施の大綱に関するものは、あらかじめ、社会保険審議会に詮問するものとする。

第二章 被保険者

(被保険者)

第六条 左の各号の一に該当する事業所に使用される日雇労働者は、日雇労働者健康保険の被保険者とする。

一 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第十三条第一号の事業所又は同条第二号の事務所

2 健康保険法第十四条第一項の規定による認可のあつた事業所

3 前二号に掲げる事業所以外の事業所であつて、緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九

号）第二条に定める失業対策事業又は公共事業を行つるもの

（適用除外）

第七条 日雇労働者は、前条各号に掲げる事業所において、引き続く二箇月間に通算して二十八日以上使用される見込のないことが明らかであるとき、健康保険法第二十条の規定による被保険者であるとき、その他特別の事由があるときは、前条の規定にかかわらず、厚生大臣の承認を得て、一定期間、被保険者とならないことができる。

（被保険者手帳）

第八条 日雇労働者は、第六条の規定によつて被保険者となつたときは、被保険者となつた日から起算して五日以内に、保険者に日雇労働者健康保険被保険者手帳（以下「被保険者手帳」という。）の交付を申請しなければならない。但し、すでに被保険者手帳の交付を受け、これを所持している場合において、その被保険者手帳に日雇労働者健康保険印紙（以下「健康保険印紙」という。）をちぎり付すべき旨があるときは、この限りでない。

（療養の給付）

第九条 被保険者の疾病又は負傷に關しては、左に掲げる療養の給付を行ふ。

一 診察

二 藥剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療（歯科診療における補てつを除く。）

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

3 被保険者手帳の様式及び交付その他被保険者手帳に関する必要な事項は、厚生省令で定める。

（受給要件）

第九条 被保険者（被保険者であつた者を含む。）この章において以下のとおりが療養の給付又は家族療養費の支給を受けるには、被保険者又は被扶養者が疾病にかかり、又被扶養者が疾病にかかり、又は負傷した日の属する月の前二箇月間に通算して二十八日分以上の保険料が、その被保険者について、納付されていなければならない。

2 保険者は、被保険者が前項の受給要件をそなえることを被保険者手帳によつて証明して申請したときは、受給資格証明書を交付するものとする。

（被保険者手帳の交付）

第十条 被保険者の疾病又は負傷に關しては、左に掲げる療養の給付を行ふ。

一 診察

二 藥剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療（歯科診療における補てつを除く。）

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

2 前項第四号から第六号までに定める給付は、健康保険法第四十三

条第二項の規定に基く命令で定め

る場合及び保険者が必要と認める場合に限り、行うものとする。

(受給方法)

第十二条 被保険者が前条第一項第一号から第四号までの給付を受けようとするときは、受給資格証明書を健康保険法の規定により指定された保険医(以下「保険医」といふ)及び同法の規定によつて指定された保険薬剤師(以下「保険薬剤師」という)並びに保険者の指定する者(うち自己の選定した者に提出して、その者から受けるものとする。)

第十三条 前項の規定によつて給付を受けける際、健保法の規定により厚生大臣の定める初診料の額に相当する額を、一部負担金として、支払わなければならぬ。(療養担当者の義務)

第十四条 保険医又は保険薬剤師は、健康保険法第四十三条ノ四第一項の規定に基き厚生大臣の定め被扶養者の療養を担当しなければならない。(費用の算定)

第十五条 保険者は、療養の給付を行なうことが困難であると認めるときは、又は被保険者が緊急その他やむを得ない事由のため、保険医及び保険者の指定する者以外の医師、歯科医師その他の者の診療又は手当を受けた場合において、その療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。(療養担当者の義務)

第十六条 保険医又は保険薬剤師は、健康保険法第四十三条ノ四第一項の規定に基き厚生大臣の定め被扶養者の療養を担当しなければならない。(費用の算定)

第十七条 被扶養者が、受給資格証明書を保険医、保険薬剤師及び保険者の指定する者(うち自己の選定した者に提出して、その者から受けたときは、被保険者に対し、その療養に要した費用について、その療養費を支給する。)

第十八条 療養の給付は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病につき、健康保険法、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)又は国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)の規定によつてこれに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第十九条 被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に給付事由を生ぜしめたときは、當該給付事由に係る保険給付は、行わぬ。

第二十条 被保険者が、闘争、及び醉又は著しい不行动によつて給付事由を生ぜしめたときは、當該給付事由に係る保険給付は、その全部又は一部を行わないことができる。

第二十一条 被保険者が、左の各号の一に該当する場合には、その期間に係る保険給付は、行わない。

第二十二条 被保険者が、左の各号の一に該当する場合には、その期間に係る保険給付は、行わない。

る額を控除した額を標準として、保険者が、定める。

第二十三条 前項の療養に要する費用の算定について、現に療養に要した費用の額とあるのは「現に療養に要した費用の額」と、現に療養に要した費用の額をこえないことができない。

同条第二項但書中「現に療養に要した費用の額」とあるのは「現に療養に要した費用の額」と、その百分の五十に相当する額とす

る。この場合において、前条第一項中「療養に要する費用から一部負担金に相当する額を控除した額を控除した額を標準として、保険法又は國家公務員共済組合法の規定によつて、これに相当する給付又はこの法律の規定による給付を行なう。この法律の規定による療養の給付に相当する給付を受けられることがある場合には、行わない。

保険法又は國家公務員共済組合法

の規定によつて、これに相当する給付又はこの法律の規定による療養の給付に相当する給付を受けられることがある場合には、行わない。

保険法又は國家公務員共済組合法の規定によつて、これに相当する給付又はこの法律の規定による療養の給付に相当する給付を受けられることがある場合には、行わない。

保険法又は國家公務員共済組合法の規定によつて、これに相当する給付又はこの法律の規定による療養の給付に相当する給付を受けられることがある場合には、行かない。

二 少年院その他これに準ずる施設に収容されたとき。

三 監獄、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されたとき。

2 保険者は、被保険者が前項各号の一に該当する場合においても、被扶養者に係る保険給付を行うことを妨げない。

第二十二条 保険者は、被保険者が正当な理由がないにもかかわらず、療養に関する指示に従わないときは、保険給付の一部を行わないことができる。

第二十三条 保険者は、被保険者が正当な理由がないにもかかわらず、第四十七条の規定による診断を拒んだときは、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

第二十四条 第十九条、第二十条、第二十一条第一項及び前二条の規定は、被扶養者に準用する。この場合において、これらの規定中「保険給付」とあるのは、「被扶養者に係る保険給付」と読み替えるものとする。

(損害賠償請求権)

第二十五条 保険者は、給付事由について行うべき保険給付の額度の限度で、被保険者又は被扶養者がその

第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

(受給権の保護)

第二十六条 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。(租税その他の公課の禁止)

第二十七条 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

(第四章 費用の負担)

(国庫の負担)

第二十八条 国庫は、毎年度予算の範囲内において、日雇労働者健康保険事業の執行に要する費用を負担する。

第二十九条 保険者は、日雇労働者健康保険事業に要する費用に充てるために、保険料を徴収する。(保険料額)

第三十条 保険料は、被保険者の賃金額が百六十円以上の場合は第一級、百六十円未満の場合は第二級として、その額は、一日につき、第一級にあつては十六円、第二級

2 被保険者の負担すべき保険料額は、一日につき、第一級にあつては五円とあります。當該給付事由について行うべき保険給付の額度の限度は八円、第二級にあつては五円とし、事業主の負担すべき保険料額は、一日につき、第一級及び第二

級のいずれにあつても、八円とする。

(保険料の納付義務及び納付の方 法)

第三十一条 事業主(被保険者が一日において二以上の事業所に使用される場合においては、はじめにその者を使用する事業主とす

る。以下同じ)は、被保険者を使用するごとに、その者及び自己の負担する保険料を納付しなければならない。

(保険料の決定及び追徴金)

第三十三条 事業主が第三十一条の規定による保険料の納付を怠つたときは、保険者は、その調査に基

2 前項の規定による保険料の納付は、被保険者が提出する被保険者手帳に健康保険印紙をちぎら付し、これに消印して行わなければならぬ。

3 被保険者手帳を所持する被保険者は、第六条各号に掲げる事業所に使用される日ごとに、その被保険者手帳を事業主に提出しなければならない。

4 事業主は、被保険者を使用する日ごとに、被保険者にその所持する被保険者手帳の提出を求めなければならぬ。

5 事業主は、第一項の規定により保険料を納付したときは、被保険者の負担すべき保険料額に相当する額を、その者に支払う賃金から控除することができる。この場合においては、事業主は、被保険者にその旨を告げなければならない。

(帳簿の備付及び報告)

第三十二条 事業主が、その事業所ごとに健康保険印紙の受払に関する帳簿を備え付け、被保険者を

2 前項の規定によつて督促をしよ

うとするときは、保険者は、納付義務者に対して督促状を発する。

この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

(徴収金の督促及び滞納処分)

第三十四条 保険料その他の法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、保険者は、期限を指

定して、これを督促しなければならない。

2 前項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに、

保険料その他の法律の規定によつて、これを処分し、又は滞納者の徴収金を納付しないときは、保

険者は、國税滞納処分の例によつて、これを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十五条第二項の市にあつては区とする。以下同じ)に対しても、その処分を請求することができる。

3 第一項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに、

保険料その他の法律の規定によつて、これを処分し、又は滞納者の徴収金を納付しないときは、保

険者は、國税滞納処分の例によつて、これを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在

地の市町村(特別区を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百五十五条第二項の市にあつては区とする。以下同じ)に対しても、その処分を請求することができる。

4 市町村は、前項の規定による処

稅の例によつて、これを処分することができる。この場合においては、保険者は、徴収金の百分の四

を当該市町村に交付しなければならない。

(延滞金)
第三十五条 前条第二項の規定によつて督促をしたときは、保険者は、保険料額百円につき一日八銭の割合で、納期限の翌日から、保険料完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。但し、左の各号の一に該当する場合又は滞納につき、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

一 保険料額が千円未満であるとき。
二 納付義務者の住所若しくは居所が国内にないため、又はその住所及び居所がともに明らかでないため、公示送達の方法によつて督促したとき。
三 延滞金を計算するにあたり、保険料額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
四 質保状に指定した期限までに保険料を完納したとき、又は前三項の規定によつて計算した金額が十円未満のときは、延滞金は徴収しない。

5. 延滞金の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(先取特權の願位)

第三十六条 保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特權の願位は、市町村その他これに準すべきものの徴収金に次ぎ、他の公課に先だつものとする。

(送達)
第三十七条 保険料その他この法律の規定による徴収金に関する書類の送達については、国税徴収法の規定による徴収金に関する決定その他の処分に不服がある者は、社会保険審査会に審査を請求することができる。

第四十条 保険料その他この法律の規定による徴収金に関する決定その他の処分に不服がある者は、社会保険審査会に審査を請求することができる。

3 第一項の審査及び前二項の再審査の請求は、時効の中斷に関しては、裁判上の請求とみなす。

第四十一条 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 前項の時効の中断、停止その他の事項に関しては、民法(明治二十九年法律第八十九号)の時効に関する規定を準用する。但し、保険者の方は、民法第五十三条(催告)の規定にかかわらず、時効中止の効力を生ずる。

(期間の計算)

第五十二条 この法律で定める厚生大臣の職権の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

(実施規定)

第五十三条 この法律に特別の規定

査官の審査を請求した日から六十日以内に決定がないときは、請求者は社会保険審査官が審査の請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会に再審査を請求することができる。

3 第一項の審査及び前二項の再審査の請求は、時効の中斷に関しては、裁判上の請求とみなす。

第四十三条 日雇労働者健康保険に関する書類には、印紙税を課さない。

(印紙税の非課税)

第四十四条 保険者又は被保険者若しくは被保険者であつた者は、戸籍又は住民登録の事務を掌る者に對して、被保険者若しくは被保険者であつた者又は被扶養者若しくは被扶養者であつた者の戸籍又は住民票の記載事項について、無料で証明を求めることができる。

(無料証明)

第四十五条 保険者を使用する事務主は、厚生省令の定めるところにより、被保険者の異動、賃金その他の厚生省令の定める事項を保險者に届け出なければならない。

(届出の義務)

第四十六条 被保険者又は被保険者の他厚生省令の定める事項を保險者に届け出なければならない。

(診療録等の検査)

第四十九条 厚生大臣は、保険給付に關して必要があると認めるときは、當該職員に、診療、調剤又は手当をした者の診療施設その他の施設に立ち入つて、診療録その他の帳簿書類を検査させることができる。

(強制診断)

第五十条 この法律で定める厚生大臣の職権の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

(職権の委任)

第五十一条 この法律に特別の規定

については、民法の期間に関する規定を準用する。

(報告の徴収等)

第四十八条 厚生大臣は、保険給付の徴収又は保険料の徴収に關して、被保険者を使用する事業主に対して、事業主、被保険者その他の関係人に質問させ、若しくは帳簿その他の物件を検査させることができることを規定する。

(被扶養者の診断を行なうことができる)。

(報告の徴収等)

第四十九条 厚生大臣は、保険給付の徴収又は保険料の徴収に關して、被保険者を使用する事業主に対して、事業主、被保険者その他の関係人に質問させ、若しくは帳簿その他の物件を検査させることができることを規定する。

(被扶養者の診断を行なうことができる)。

(報告の徴収等)

第五十条 この法律で定める厚生大臣の職権の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

(職権の委任)

第五十一条 この法律に特別の規定

については、民法の期間に関する規定を準用する。

(報告の徴収等)

第五十二条 この法律で定める厚生大臣の職権の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

(職権の委任)

第五十三条 この法律に特別の規定

については、民法の期間に関する規定を準用する。

(報告の徴収等)

第五十四条 この法律で定める厚生大臣の職権の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

(職権の委任)

第五十五条 この法律に特別の規定

については、民法の期間に関する規定を準用する。

(報告の徴収等)

第五十六条 この法律で定める厚生大臣の職権の一部は、政令の定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

(職権の委任)

第五十七条 保険者は、療養の給付若しくは療養費の支給又は家族療養費の支給を行うにつき、必要があると認めるときは、當該被保険者若しくは被保険者であつた者又

があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第八章 罰則

(罰則)

第五十二条 第三十一条第二項の規定に違反して、保険料を納付せず、又は第三十二条の規定に違反して、帳簿を備え付けず、若しくは報告せず、若しくは虚偽の報告をした者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第五十三条 第四十八条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、六箇月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第五十四条 第八条の規定に違反して虚偽の申請をした者は、六箇月以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第五十五条 第四十九条の規定に違反して、当該職員の検査を拒み、妨げ、又は拒否した者は、一万円以下の罰金に処する。

第五十六条 第八条の規定に違反して、申請せず、又は第三十一条第三項の規定に違反して、被保険者手帳を提出しなかつた者は、五千円以下の罰金に処する。

第五十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前五条の違反行為をしたときは、行為を罰するほか、その法人又は人に対する各本条の罰金刑を科する。

六十二 政府の管掌する健康保険又は厚生年金保険、船員保険若しくは日雇労働者健康保険の保険料を徴収すること。

第十四条中第五号を第六号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

第五日雇労働者健康保険事業を行ふこと。

第五号の次に次の一号を加える。

第五日雇労働者健康保険法第八号とし、第三号を第四号とし、第一号の次に次の一号を加える。

第五国家公務員共済組合法の一部改正

第五第三十四条の次に次の一条を加える。

第五健康保険法の一部を次のように改正する。

第五第五十九条ノ三、第五十九条ノ四及び第五十九条ノ五をそれぞれ第五十九条ノ四、第五十九条ノ五及び第五十九条ノ六とし、第五十九条ノ二の次に次の一条を加える。

第五第五十九条ノ三 前条ノ規定ニ依る。

第五第五十九条ノ三 前条ノ規定ニ依ル家庭療養費ノ支給ハ同一ノ疾患又ハ負傷及ニ因リ発シタル疾病ニ關シ日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第

第五十九条ノ二の次に次の一条を加える。

第五第五十九条ノ三 前条ノ規定ニ依る。

第五第五十九条ノ三 前条ノ規定ニ依ル家庭療養費ノ支給ハ同一ノ疾患ニ關シ日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第

第五十九条ノ二の次に次の一条を加える。

第五第五十九条ノ三 前条ノ規定ニ依る。

六十三 政府の管掌する健康保険規定ニ依ル療養ノ給付アリタルトキハ其ノ限度ニ於テ之ヲ為サズ

第十四条第一項中第二号を第三号とし、第三号を第四号とし、第一号の次に次の一号を加える。

第二日雇労働者健康保険法第八号とし、第三号を第四号とし、第一号の次に次の一号を加える。

第二国家公務員共済組合法の一部改正

第二第三十四条の次に次の一条を加える。

第二健康保険法の一部を次のように改正する。

第二第五十九条ノ三、第五十九条ノ四及び第五十九条ノ五をそれぞれ第五十九条ノ四、第五十九条ノ五及び第五十九条ノ六とし、第五十九条ノ二の次に次の一条を加える。

第二第五十九条ノ三 前条ノ規定ニ依る。

第二第五十九条ノ三 前条ノ規定ニ依ル家庭療養費ノ支給ハ同一ノ疾患ニ關シ日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第

第二第五十九条ノ二の次に次の一条を加える。

第二第五十九条ノ三 前条ノ規定ニ依る。

第二第五十九条ノ三 前条ノ規定ニ依ル家庭療養費ノ支給ハ同一ノ疾患ニ關シ日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第

第二第五十九条ノ二の次に次の一条を加える。

第二第五十九条ノ三 前条ノ規定ニ依る。

五六 社会保険事業者ト為ラザル期間内ニ在ル者ヲ為ラザル

第十四条第一項中第二号を第三号とし、第三号を第四号とし、第一号の次に次の一号を加える。

第二日雇労働者健康保険法第八号とし、第三号を第四号とし、第一号の次に次の一号を加える。

第二国家公務員共済組合法の一部改正

第二第三十四条の次に次の一条を加える。

第二健康保険法の一部を次のように改正する。

第二第五十九条ノ三、第五十九条ノ四及び第五十九条ノ五をそれぞれ第五十九条ノ四、第五十九条ノ五及び第五十九条ノ六とし、第五十九条ノ二の次に次の一条を加える。

第二第五十九条ノ三 前条ノ規定ニ依る。

第二第五十九条ノ三 前条ノ規定ニ依ル家庭療養費ノ支給ハ同一ノ疾患ニ關シ日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第

第二第五十九条ノ二の次に次の一条を加える。

第二第五十九条ノ三 前条ノ規定ニ依る。

第二第五十九条ノ三 前条ノ規定ニ依ル家庭療養費ノ支給ハ同一ノ疾患ニ關シ日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第

第二第五十九条ノ二の次に次の一条を加える。

第二第五十九条ノ三 前条ノ規定ニ依る。

<p>康保険事業、船員保険事業に改める。</p> <p>第三条第一項第一号及び第二号中「船員保険」を「日雇労働者健康保険、船員保険」に改める。</p>	
<p>8 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百一十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第一項第一項第一号中「失業保険印紙」を「失業保険法第三十八条の十一第一項に規定する失業保険印紙」とし、失業保険法第三十八条の十一第一項に規定する失業保険印紙及び日雇労働者健康保険法第三十二条第一項に規定する日雇労働者健康保険印紙に改める。</p>	
<p>9 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第三十七条第一項中「健康保険法（大正十一年法律第七十号）」の下に「日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第一号）」を加える。</p> <p>（結核予防法の一部改正）</p>	
<p>10 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第一百四十二号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二条第一項但書中「失業保険法（昭和二十二年法律第一百四十六号）第三十八条の十一第一項」の下に又は日雇労働者健康保険法（昭</p>	
<p>11 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第八条第六項第八号中「第六号」を「第七号」とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。</p> <p>（国庫出納金等端数計算法の一部改正）</p>	
<p>12 地方財政法（昭和二十三年法律第一百九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（地方財政法の一部改正）</p>	
<p>13 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第二百六十二条第三号中「健康保険法（大正十一年法律第七十号）」の下に「日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第一号）」を加える。</p>	
<p>14 國庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を「第七号」に改め、同項第二号を第三号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。</p> <p>（日雇労働者健康保険法の一部改正）</p>	
<p>15 第七条審査の請求及び訴訟（第四十五条第一四七条）</p>	
<p>16 第八章罰則（第四十八条第五十一条）</p>	
<p>17 第一章総則</p>	
<p>（日雇労働者健康保険の目的）</p>	
<p>第一条 日雇労働者健康保険は、保険者が日雇労働者である被保険者（被保険者であつた者を含む。第二十条第一項に規定する場合を除き、以下同じ。）の業務外の事由による疾病、負傷、死亡又は分べんに規定により被保険者として負担する日雇労働者健康保険の規定により被保険者として負担する日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第一号）第三十五条）を加える。</p>	
<p>18 第二条 日雇労働者健康保険法案に対する修正案（八木一男君外九名提出）</p>	
<p>19 第二条第一項但書中「失業保険法（昭和二十二年法律第一百四十六号）第三十八条の十一第一項」の下に又は日雇労働者健康保険法（昭</p>	
<p>20 第二条第一項但書中「失業保険法（昭和二十二年法律第一百四十六号）第三十八条の十一第一項」の下に又は日雇労働者健康保険法（昭和二十三年法律第一百四十九号）の一部を次のように改正する。</p>	
<p>（定義及び被扶養者の範囲）</p>	
<p>第二条 この法律で「日雇労働者」とは、左の各号の一に該当する者をいう。</p> <p>一 臨時に雇用される者であつて、左に掲げるもの。但し、イが所定の期間をこえて引き続き雇用されるに至つたときは、この限りでない。</p> <p>ロ 日雇労働者に雇用される者</p> <p>イ 二箇月以内の期間を定めて雇用される者</p>	
<p>21 第二条の四第六号中「健康保険」の下に「日雇労働者健康保険」を加える。</p> <p>（地方税法の一部改正）</p>	
<p>22 第二章総則（第一条第三条）</p>	
<p>23 第三章被保険者（第四条第七条）</p>	
<p>24 第四章保険給付（第十二条第一条第三十条）</p>	
<p>25 第五章費用の負担（第三十二条第三十九条）</p>	
<p>26 第六章認可による被保険者に関する特例（第四十条第一条第一項）</p>	
<p>27 第七章審査の請求及び訴訟（第四十五条第一四七条）</p>	
<p>28 第八章罰則（第四十八条第五十一条）</p>	
<p>29 第一章総則</p>	
<p>（日雇労働者健康保険の目的）</p>	
<p>第一条 日雇労働者健康保険は、保険者が日雇労働者である被保険者（被保険者であつた者を含む。第二十条第一項に規定する場合を除き、以下同じ。）の業務外の事由による疾病、負傷、死亡又は分べんに規定により被保険者として負担する日雇労働者健康保険法案に対する修正案（八木一男君外九名提出）</p>	
<p>20 日雇労働者健康保険法案に対する修正</p>	
<p>21 日雇労働者健康保険法案を次によく修正する。</p>	

(適用規定)

第三条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四条から第六条まで、第七条から第九条ノ二まで、

第十一条ノ三及び第十二条ノ四の規定は、日雇労働者健康保険に準用する。この場合において、第七

条第二項中「第一条第二項ノ保険給付」とあるのは「被扶養者ニ係ル保険給付」と読み替えるものとする。

第二章 保険者

(保険者)

第四条 日雇労働者健康保険の保険者は、政府とする。

(保険施設の設置)

第五条 政府は、厚生省令の定めるところにより、被保険者及び被扶養者を利用するために、被保険者及び被扶養者の健康を保持増進のため必要な施設をし、又はこれに必要な費用の支出をすることができる。

(社会保険審議会への諮問)
口 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは繁殖の事業その他の農業

第六条 厚生大臣は、日雇労働者健康保険事業の運営に関する事項であつて、企画、立法又は実施の大綱に関するものについては、あらかじめ、社会保険審議会、社会保険協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律(昭和二十五年法律第四十七

号)に規定する社会保険審議会に詰問するものとする。

(職権の委任等)

第七条 政府は、政令の定めるところにより、この法律に規定するその職権の一部又はこの法律の規定によるその事務の一部を都道府県知事又は市町村長に委任することができる。

第一項の規定にかかると、日雇労働者に雇用される者であつて、他の

健康保険の被保険者としない。

一 国又は地方公共団体の事務所に雇用される者であつて、他の

健康保険の被保険者としない。

二 健康保険法第二十条の規定に

より健康保険の被保険者となつてゐる者

三 第十二条の受給要件を充たす者が、かつて、厚生大臣の承認を受けたもの

(被保険者手帳)

第八条 左の各号の一に該当する事業所(事務所を含む。以下同じ。)

に雇用される日雇労働者は、日雇労働者健康保険の被保険者とする。

一 左に掲げる事業(事業主が國

又は法人であるものを除く。以

外の事業の事業所であつて、五人以上の労働者(日雇労働者を含む。)を雇用するもの

イ 土地の耕作若しくは開墾又

は植物の栽植、栽培、採取若

しくは伐採の事業その他農

林の事業

二 前号に該当する事業所以外の

事業所であつて、健康保険法第

十五条又は第十六条の規定によ

る健康保険の被保険者を雇用す

(被保険者から除外される者)

第九条 日雇労働者であつて、左の各号の一に該当するものは、前条の規定にかかると、日雇労働者に雇用される者であつて、他の

健康保険の被保険者としない。

一 国又は地方公共団体の事務所に雇用される者であつて、他の

健康保険の被保険者としない。

二 健康保険法第二十条の規定により健康保険の被保険者となつてゐる者

三 第十二条の受給要件を充たす者が、かつて、厚生大臣の承認を受けたもの

(被保険者手帳)

第十四条 保険給付の種類は、左の二種類である。

一 療養の給付又は療養費の支給

二 傷病手当金の支給

三 埋葬料又は埋葬費の支給

四 分べん費及び出産手当金の支給

(保険給付の種類)

第十五条 保険給付の種類は、左の二種類である。

一 療養の給付又は療養費の支給

二 傷病手当金の支給

三 埋葬料又は埋葬費の支給

四 分べん費及び出産手当金の支給

(被保険者手帳)

第十六条 日雇労働者は、前二条の規定により被保険者となつたときは、被保険者となつた日から起算して五百日以内に、厚生省令の定めるところにより、日雇労働者健康保険被保険者手帳(以下「被保険者手帳」という。)の交付を申請しなければならない。但し、すでに被保険者手帳の交付を受けているときは、交付を受けた日から起算して六箇月の間は、この限りでない。

二 被保険者は、すでに被保険者手帳の交付を受けている場合においてその交付を受けた日から起算して六箇月の間は、この限りでない。

三 被保険者は、すでに被保険者手帳の交付を受けている場合においてその交付を受けた日から起算して六箇月を経過したときは、五日以内に、厚生省令の定めるところ

により、被保険者手帳の交付を申請しなければならない。

三 政府は、前二項の申請があつたときは、遅滞なく被保険者手帳を交付しなければならない。

四 被保険者手帳の様式及び交付その他の被保険者手帳に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

(被保険者手帳の範囲)

第十七条 被保険者の疾病又は負傷に關しては、左に掲げる療養の給付を行ふ。但し、歯科診療については、補てつを除く。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

七 家族療養費の支給

八 家族埋葬料の支給

九 配偶者分べん費の支給

十 配偶者は育手当金の支給

(受給要件)

第十八条 被保険者が保険給付を受けるには、被保険者が業務外の事由により疾病にかかり、負傷し、若しくは死亡し、被扶養者が疾病にかかり、負傷し、若しくは死亡し、又は被保険者若しくは被扶養者が分べんした日の属する月の前二箇月間に通算して二十四日分以内に、厚生省令の定めるところ

して六十日分以上の保険料が、当該被保険者について、第三十三条から第三十五条まで又は第四十一条、第四十二条並びに第三十四条第二項及び第三項に係る第四十二条第一項の規定により納付されていなければならない。

三 政府は、前二項の申請があつたときは、遅滞なく被保険者手帳を交付しなければならない。

四 被保険者手帳の様式及び交付その他の被保険者手帳に関して必要な事項は、厚生省令で定める。

(被保険者手帳の範囲)

第十九条 被保険者の疾病又は負傷に關しては、左に掲げる療養の給付を行ふ。但し、歯科診療については、補てつを除く。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 処置、手術その他の治療

四 病院又は診療所への収容

五 看護

六 移送

七 家族療養費の支給

八 家族埋葬料の支給

九 配偶者分べん費の支給

十 配偶者は育手当金の支給

(療養の給付の受給)

第二十条 被保険者が前条第一項第一号から第四号までの給付を受けけるには、被保険者が業務外の事由により疾病にかかり、負傷し、若しくは死亡し、被扶養者が疾病にかかり、負傷し、若しくは死亡し、又は被保険者若しくは被扶養者が分べんした日の属する月の前二箇月間に通算して二十四日分以内に、厚生省令の定めるところにより、健康保険法の規定により指定された保険医(以下「保険医」という。)及び保険薬剤師(以下「保険薬剤師」という。)並びに同法第四十三条ノ二第一項に規定する政府である保険者の指定

する者（以下「政府の指定する者」という。）のうち自らの選定した者は、その給付を受けるものとする。

2 前項の規定により給付を受ける者は、その給付を受ける際、第十六条第二項に規定する厚生大臣の定めるところにより算定される初診料の額に相当する額を、一部負担金として、支払わなければならぬ。

2 前項の規定により給付を受ける者は、その給付を受ける際、第十六条第二項に規定する厚生大臣の定めるところにより算定される初診料の額に相当する額を、一部負担金として、支払わなければならぬ。

（保険医又は保険薬剤師の療養の相手）

第十五条 保険医又は保険薬剤師は、健康保険法の規定に従つて、被保険者及び被扶養者の療養を担当しなければならない。

2 健康保険法第四十三条ノ四第三項の規定は、前項の場合に準用する。

（治療の報酬）

第十六条 保険医若しくは保険薬剤師又はこれらを使用する者が、療養の給付に関して政府に請求すべき額は、療養に要する費用から一部負担金に相当する額を控除した額とする。

2 前項の療養に要する費用は、健康保険法第四十三条规定する厚生大臣の定めるところにより、政府が算定する。（療養費の支給）

第十七条 政府は、療養の給付を行ふことが困難であると認めたと

き、又は被保険者が緊急その他やむを得ない事由のため、保険医及び政府の指定する者以外の医師、

歯科医師その他の者の診療若しくは手当を受けた場合において、必要であると認めたときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる。

2 前項の規定により支給する療養費の額は、療養に要する費用から一部負担金に相当する額を控除し、現に要した費用をこれとすることができない。

3 前項本文の療養に要する費用は、健康保険法第四十四条ノ二第二項及び第四十三条ノ六第二項に規定する厚生大臣の定めるところにより、政府が算定する。

（傷病手当金）

第十八条 被保険者が療養のため労務に服することができないときは、その日から起算して第四日から労務に服することのできなかつた期間、傷病手当金として、一日につき、百五十円を当該被保険者に支給する。

2 健康保険法第四十六条及び第四十七条の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第四十一条中「標準報酬日額ノ百分ノ四十二相当スル金額」とあるのは「百分ノ四」、第四十七条第一項中「六

月」とあるのは「二月」と、同条第二項中「一年六月」とあるのは「六月」と読み替えるものとする。

（埋葬料又は埋葬費）

第十九条 被保険者が死亡したときは、被保険者によつて生計を維持していた者であつて埋葬を行つものに対して、埋葬料として七十五円を支給する。

2 被保険者が死亡した場合において、前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がないときは、埋葬を行つた者に対し、七千五百円の範囲内において、その埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

3 前二項の規定は、第十二条の規定により疾病、負傷又は分べんに關し保険給付を受けることができない被保険者が、当該疾病にかかり、負傷し、又は分べんした日後三箇月以内に死亡した場合に準用する。

（分べん費及び出産手当金）

第二十条 被保険者が分べんしたときは、分べん費として、三千七百五十円を当該被保険者に支給する。

2 前項の場合においては、分べんの日前四十二日、分べんの日以後四十二日以内において労務に服さなかつた期間、出産手当金として、一日につき百五十円を当該被保険者に支給する。

（出産手当金と傷病手当金との競合）

第二十三条 出産手当金の支給をする場合においては、その期間、傷病手当金は、支給しない。

（療養の給付の期間）

第二十四条 療養の給付は、同一の疾病又は負傷及びこれによつて発した疾病に関しては、その開始の

月」とあるのは「二月」と、同条第二十一條被保険者が分べんしたときは、ほ育手当金として、

月において、その出生児をほ育

したときは、ほ育手当金として、分べんの日から起算して引き続き六箇月間は育している期間一箇月につき二百円を当該被保険者に支給する。但し、その期間が一箇月に満たないときは、一箇月とす。

（産院への収容）

第二十二条 政府は、被保険者を産院に収容することができる。

2 産院又は病院若しくは診療所に収容した被保険者に對して支給すべき分べん費の額は、第二十条第一項の規定により支給すべき金額の半額に相当する金額とする。

3 産院又は病院若しくは診療所に収容した被保険者に對して支給すべき出産手当金については、第十八条第二項（健康保険法第四十七条に係る部分を除く。）の規定を準用する。

2 前項本文の療養に要する費用は、健康保険法第五十九条ノ二第三項及び第四十三条ノ六第二項に規定する厚生大臣の定めるところにより、政府が算定する。

3 第十三条、第十四条第一項、第十七項及び第二十四条並びに健康保険法第五十九条ノ二第三項及び第四項の規定は、家族療養費の支給に準用する。この場合において、第十七条第二項中「費用から一部負担金に相当する額を控除した額」とあるのは「費用」と読み替えるものとする。

（家族埋葬料）

第二十七条 被扶養者が死亡したと

日から起算して六箇月を経過したときは、行わない。

（準用規定）

第二十五条 健康保険法第五十八条及び第五十九条の規定は、傷病手当金及び出産手当金に準用する。

きは、被保険者に対し、家族埋葬料として二千円を支給する。
(配偶者分べん費)

第二十八条 被保険者の配偶者が分べんしたときは、被保険者に対し、配偶者分べん費として千円を支給する。
(配偶者は育手当金)

第二十九条 被保険者の配偶者が分べんした場合において、その出生児をは育したときは、被保険者に対する。配偶者は育手当金を支給す

2 前項の配偶者は、育手当金の支給に関しては、第二十一条の規定を準用する。

(準用規定)

第三十条 健康保険法第五十九条ノ五から第六十九条ノ二までの規定

は、日雇労働者健康保険に準用する。この場合において、第五十九条ノ五第一項中「第五十九条ノ二第一項」と、

第六十二条第三項中「第四十六条第一項」とあるのは「日雇労働者健

康保険法第二十六条第一項」と、

並ニ第五十一条第二項及第三項」とあるのは「日雇労働者健康保険法第

四十七条ニ係る部分ヲ除ク」並ニ

第二十二条第二項及第三項」と、

同条第四項中「第一条第一項後段ノ」であるのは「日雇労働者健康保険法第二十六条乃至第二十九条

者健康保険印紙(以下「保険印紙」といふ)をもつて納付しなければならない。

2 被保険者が一日において二以上 の事業所に雇用される場合においては、はじめにその者を雇用する事業主につき、前項の規定を適用する。

3 事業主は、保険料を納付するには、被保険者が所持する被保険者手帳に保険印紙をちりつし、これに消印しなければならない。

4 事業主は、日雇労働者を雇用する場合には、その所持する被保険者手帳を提出させなければならぬ。その提出を受けた被保険者手帳は、その者から請求があつたときは、これを返還しなければならない。

5 保険印紙その他の保険料の納付の手続に関する必要な事項は、厚生省令が定める。

(貸金からの保険料控除)

第三十五条 事業主は、被保険者に健康保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。

(保険料額及び保険料の負担)

第三十三条 保険料額は、一日につき十六円とし、被保険者及び事業主がその半額ずつを負担する。

(保険料の納付義務及び納付の方 法)

第三十四条 事業主は、被保険者を雇用する日ごとに、その者及び自 己の負担する保険料を、日雇労働者健康保険印紙(以下「保険印紙」といふ)をもつて納付しなければならない。

2 前項の規定により督促をしようとするときは、政府は、納付義務者に対し督促状を発する。この

いて、その納付すべき保険料額を決定する。

2 事業主が、正当な事由がないと認められるにかかわらず、第三十 四条の規定による保険料の納付を怠つたときは、政府は、厚生省令の定めるところにより、前項の規定により決定された保険料額の百分の二十五の額の追徴金を徴収する。

但し、当該保険料額が百円未満であるとき、又は当該追徴金額が十円未満であるときは、この限りでない。

3 前項の追徴金の計算において、第一項の規定により決定された保険料額に百円未満の端数があるとき、又は前項の規定により計算した追徴金に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

4 第一項の規定により決定された保険料額及び前二項の規定により計算された追徴金は、その決定がされた日から十四日以内に、政府に納付しなければならない。

(保険料等の督促及び滞納処分)

第三十七条 保険料その他のこの法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、政府、期限を指定して、これを督促をしたときは、

政府は、徴収金額の百分の四八歳の割合で、納期限の翌日か

ら、徴収金完納又は財産差押の日

の前日までの日数によつて計算し

た延滞金を徴収する。

2 前項の場合において、徴収金額

場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに、保険料その他のこの法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、国税滞納処分の例によつて、これを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在の市町村(東京都の区のある区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十五条第二項の市にあつては区とする。以下同じ。)に對して、その処分を請求することができる。

4 政府が前項の規定により市町村に對し処分を請求したときは、市町村は、市町村税の例によつて、これを処分する。この場合において、政府は、徴収金額の百分の四八歳を当該市町村に納付しなければならない。

(延滞金)

第三十八条 前条第一項及び第二項の規定により督促をしたときは、

政府は、徴収金額百円につき一日

八歳の割合で、納期限の翌日か

ら、徴収金完納又は財産差押の日

の前日までの日数によつて計算し

た延滞金を徴収する。

2 前項の場合において、徴収金額

の規定による保険料の納付を怠つたときは、政府は、督促状を発する。この

一部につき納付があつたとき

の規定により督促をしようとするときは、政府は、納付義務者に対し督促状を発する。この

第三十九条 事業主は、被保険者を雇用した場合は、厚生省令の定めるところにより、その事業所ごとに保険印紙の受取に関する帳簿を備え付け、その受取状況を翌月末までに政府に報告しなければならない。

は、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる徴収額は、その納付のあつた徴収金額を控除した金額による。

3 延滞金の計算において、徴収金額に百円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

4 延滞金は、左の各号の一に該当する場合又は滞納についてやむを得ない事情があると認められる場合においては、徴収しない。

一 納入告知書一通の徴収金額が百円未満であるとき。

二 督促状に指定した期限までに徴収金を完納したとき。

三 納付義務者の住所及び居所が国内にないため、又はその住所及び居所がともに不明のため、公示送達の方法によつて、納入の告知又は督促をしたとき。

四 延滞料額が十円未満であるとときは、その端数は、切り捨てる。

5 延滞金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

(帳簿の備付及び報告)
第三十九条 事業主は、被保険者を雇用した場合は、厚生省令の定めるところにより、その事業所ごとに保険印紙の受取に関する帳簿を備え付け、その受取状況を翌月末までに政府に報告しなければならない。

第六章 認可による被保險者に関する特例

(認可による被保險者)

第四十条 第八条に規定する日雇労働者以外の日雇労働者は、左の各号に該当する場合においては、日雇労働者健康保険の被保險者とし、その特例については、この章の定めるところによる。

一 労働組合の組合員であること。

二 その所属する労働組合の組合員全部が被保險者となることにについて厚生大臣の認可を受けたこと。

三 前項に規定する日雇労働者をもつて組織する労働組合は、所属組合員の二分の一以上の者が希望するときは、同項第二号による認可の申請をしなければならない。

4 厚生大臣は、左の各号の一に該当する場合には、第一項第二号の認可を取り消すことができる。

一 組合員が四人以下となつたとき。

二 組合員の二分の一以上の者が希望するとき。

三 第一項第二号に規定する厚生大臣の認可を受けた場合(以下「認可組合」といふ。)が保険料の納付を怠り、又はこの法律若しくはこの法律に基く命令に違反したとき。

4 前項に規定するもの外、第一項第二号の認可及びその取消に関し必要な事項は、政令で定める。

(保険料の負担)

第四十一条 認可組合の組合員である被保險者(以下第四十四条まで及び第四十九条第二項において「組合員被保險者」といふ。)に係る被保險者健康保険にあつては、組合員被保險者は、当該組合員被保險者の負担とする。

日雇労働者健康保険にあつては、保険料は、当該組合員被保險者の負担とする。

(保険料の納付義務及び納付方法)

第四十二条 認可組合は、組合員被保險者が雇用される日ごとに、組合員被保險者が負担すべき保険料を、組合員被保險者に代つて、保険印紙をもつて納付しなければならない。

2 第三十五条の規定は、認可組合には適用しない。

(組合員被保險者の償還義務)

第四十三条 認可組合が、保険料を納付したときは、組合員被保險者は厚生省令の定めるところにより、保険料に相当する額を当該組合に償還しなければならない。

(適用規定)

第四十四条 第十一条第一項、第三十一条第三項及び第四項、第三十六条並びに第三十九条の規定の適用

については、認可組合を事業主と

みなす。この場合において、第十一条第一項中「前二条の規定により被保險者となつたとき」とあるのは「被保險者となつたとき」と、第十四条第四項中「日雇労働者を雇用する場合には、その所持する被保險者手帳」とあるのは「被保險者手帳」とあるのは「被保險者として雇用された場合における第三十四条及び第四十二条の規定の適用については、認可組合を組合員被保險者として雇用する事業主とみなし、第三十

四条第二項の規定は、組合員被保險者に係る日雇労働者健康保険について適用する。

第四十五条 健康保険法第五十九条に係る部分の規定は、組合員被保險者に係る日雇労働者健康保険については適用しない。

(第七章 審査の請求及び訴訟)

第三条において準用する健康保険法第八条、第八条ノ二及び第九条の規定並びに第四十七条において適用する同法第八十三条ノ九第一項の規定は、同法第八十三条中「被保險者ヲ使用スル事業主ヲシテ其ノ使用スル者」とあるのは「日雇労働者健康保険法ニ規定スル認可組合ヲシテ其ノ所属スル者」と、同法第八条ノ二及び第八十三条ノ九第一項中「事業主」とあるのは「日雇労働者健康保険法ニ規定スル認可組合」と、同法第九条中「又被保險者タリシ者ノ勤務場所又ハ日雇労働者健康保険法ニ規定スル認可組合」と、同法第九条中「又被保險者タリシ者ノ勤務場所又ハ日雇労働者健康保険法ニ規定スル認可組合」所と読み替えて適用するものと

みなす。この場合において、第十一条第一項中「前二条の規定により被保險者として同業に規定する事業所に雇用され、及び組合員被保險者として雇用された場合における第三十四条及び第四十二条の規定の適用については、社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律に規定する社会保険審査官の審査を請求し、その決定に不服のある者は、同法に規定する社会保険審査会にさらに審査を請求することができる。

(保険給付に関する不服の申立)

第二項の規定により社会保険審査官に審査を請求した日から六十日を経過しても、審査の決定書の交付がないときは、当該審査の請求をした者は、社会保険審査官が審査の請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会にさらに審査を請求することができる。

(適用規定)

第三条又は前項の規定による社会保険審査会の決定に不服のある

3 同一人が、一日において、第八条の規定による被保險者として同一の規定する事業所に雇用され、及び組合員被保險者として雇用された場合における第三十四条及び第四十二条の規定の適用については、社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律に規定する社会保険審査官の審査を請求し、その決定に不服のある者は、同法に規定する社会保険審査会にさらに審査を請求することができる。

(第八章 保険給付に関する不服の申立)

第四十五条 保険給付に関する不服の申立

第三条において準用する健康保険法第八条、第八条ノ二及び第九条の規定並びに第四十七条において適用する同法第八十三条ノ九第一項の規定は、同法第八十三条中「被保險者ヲ使用スル事業主ヲシテ其ノ使用スル者」とあるのは「日雇労働者健康保険法ニ規定スル認可組合ヲシテ其ノ所属スル者」と、同法第九条中「又被保險者タリシ者ノ勤務場所又ハ日雇労働者健康保険法ニ規定スル認可組合」と、同法第九条中「又被保險者タリシ者ノ勤務場所又ハ日雇労働者健康保険法ニ規定スル認可組合」所と読み替えて適用するものと

みなす。この場合において、第十一条第一項中「前二条の規定により被保險者として同業に規定する事業所に雇用され、及び組合員被保險者として雇用された場合における第三十四条及び第四十二条の規定の適用については、社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律に規定する社会保険審査官の審査を請求し、その決定に不服のある者は、同法に規定する社会保険審査会にさらに審査を請求することができる。

(保険給付に関する不服の申立)

第二項の規定により社会保険審査官に審査を請求した日から六十日を経過しても、審査の決定書の交付がないときは、当該審査の請求をした者は、社会保険審査官が審査の請求を棄却したものとみなして、社会保険審査会にさらに審査を請求することができる。

(適用規定)

第三条又は前項の規定による社会保険審査会の決定に不服のある

(事業主に対する罰則)

者は、裁判所に訴を提起することができる。

4 第一項又は第二項の規定による審査の請求は、時効の中斷に関する事項

では、裁判上の請求とみなす。

(保険料の徴収等に関する不服の申立)

第四十六条 保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課若しくは徴収の処分又は第三十七条の規定による処分に不服のある者は、社会保険審査会に審査を請求することができる。

(准用規定)

第四十七条 健康保険法第八十三条ノ六から第八十三ノ十三まで、第八十六条及び第八十六条ノ二の規定は、前二条の規定による審査の請求及び訴訟に関して準用する。

第八章 刑則

(関係公務員に対する罰則)

第四十八条 当該公務員又はその職にあつた者が、故なく、第三条において準用する健康保険法第九条の規定による診療録の検査に

三 第三十四条第三項の規定に違反して保険印紙をちよう付せず、又は消印しなかつたとき。
四 第三十九条の規定に違反して帳簿を備え付けず、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

(兩罰規定)

第五十条 法人の代表者又は法人

若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の

業務に関し、前二条の違反行為を

したときは、行為者を罰するの

外、その法人又は人に対し、各

本条の罰金刑を科する。但し、法

人又は人の代理人、使用人その他

の従業者の当該違反行為を防止す

るため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

2 法人でない団体の代表者、管理人、代理人、使用人その他の従業者が、その団体の業務に関する前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するの外、その団体に対する各本条の罰金刑を科する。この場合においては、前項但書の規定を準用する。

3 前項の場合においては、代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその団体を代表する外、法人を被告人又は被疑者とする場合の訴訟行為に関する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による質問に對して、答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

4 地方自治法の一部を次のように改正する。

1 この法律は、昭和二十八年六月一日から施行する。

2 健康保険法の一部を次のように改正する。

13条ノ三第一項第二号乃至第

4 地方自治法の一部を次のように改正する。

51条ノ二 日雇労働者健康保

六一

- 主務大臣の委任を受けて日雇労働者健康保険に関する事務を行ふこと。
 (社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)
 5 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第二百三十九号)
 の一部を次のように改正する。
 第一条中「健康保険法(大正十一年法律第七十号)」の下に「日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百三十九号)」を加える。

- 6 地方財政法(昭和二十五年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。
 第十条の四第六号中「健康保険」の下に「日雇労働者健康保険」を加える。
 (印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)
 7 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。
 第二条第一項中「第三十八条の十二第二項」の下に「又は日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百三十九号)」を加え、同条第二項中「及び失業保険印紙」の下に「並びに日雇労働者健康保険法」を改め、「失業保険法」に改め、「失業保険印紙」の下に「並びに日雇労働者健康保険法第三十四条第一項」を加える。

- 8 厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。
 第五条第五十七号を次のように改める。
 第五十七条 健康保険(日雇労働者健康保険を含む。)及び船員保險に關し、療養に要する費用を定めること。
 第五条第五十七号の次に次の二号を加える。
 第五十七条 健康保険(日雇労働者健康保険を含む。)及び船員保險に關し、療養に要する費用を定めること。

- 9 社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律の一部を次のように改正する。
 第一条中「健康保険事業」を「健康保険事業(日雇労働者健康保険事業を含む。以下同じ。)」に改める。
 第二十三条中「健康保険法(大正十一年法律第七十号)」を「健康保険法(日雇労働者健康保険を含む。以下同じ。)」に改める。
 第一百六十二条第三号中「健康保険法(大正十一年法律第七十号)」の下に「日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百二十六号)」を「健康保険法(昭和二十八年法律第二百二十六号)」の一部を次のように改める。
 第一百六十二条第三号中「健康保険法(大正十一年法律第七十号)」の下に「日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百二十六号)」を「健康保険法(昭和二十八年法律第二百二十六号)」の一部を次のように改める。

- 10 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六条)の一部を次のように改める。
 第十五条第一項中「厚生年金保険」を「日雇労働者健康保険、厚生年金保険」に改める。
 第十四条第二号の次に次の二号を加える。
 第三十七条第一項中「健康保険」の下に「並びに日雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第六十一号)」を加える。

昭和二十八年三月十二日
衆議院會議錄第三十九号附錄